

境 港 市  
一般廃棄物処理基本計画  
(ごみ処理基本計画)

【資料編】



令和5年3月  
鳥取県境港市

## <目次>

- 1 ごみに関する市民・事業者アンケート結果 ----- 資料1-1
- 2 パブリックコメント結果 ----- 資料2-1
- 3 関連条例・規則 ----- 資料3-1
- 4 策定の経緯 ----- 資料4-1

## Ⅰ ごみに関する市民・事業者アンケート結果

---

(1) 調査名

境港市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に関するアンケート調査

(2) 調査時期

2022(令和4)年11月

(3) 対象

市民 1,000人

事業者 500社

(4) 抽出方法

無作為抽出

(5) 回収数(回収率)

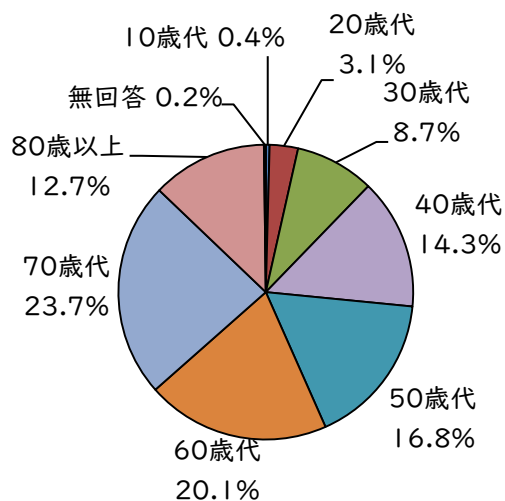
市民 482人(48.2%)

事業者 224社(44.8%)

<市民>

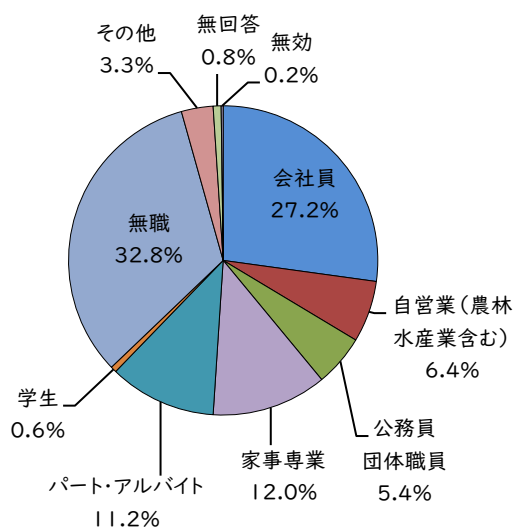
問1) あなたの年齢をお答えください。

回答	回答者数 (人)	割合 (%)
1. 10歳代	2	0.4%
2. 20歳代	15	3.1%
3. 30歳代	42	8.7%
4. 40歳代	69	14.3%
5. 50歳代	81	16.8%
6. 60歳代	97	20.1%
7. 70歳代	114	23.7%
8. 80歳以上	61	12.7%
無回答	1	0.2%
合計	482	100.0%



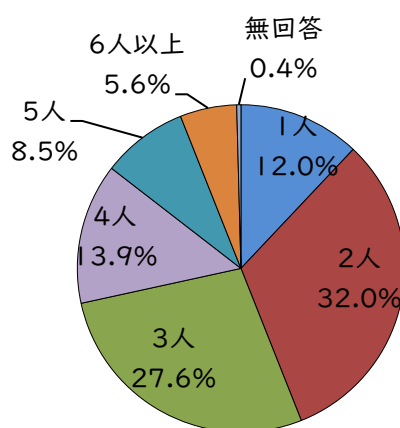
問2) あなたの職業をお答えください。

回答	回答者数 (人)	割合 (%)
1. 会社員	131	27.2%
2. 自営業(農林水産業含む)	31	6.4%
3. 公務員・団体職員	26	5.4%
4. 家事専業	58	12.0%
5. パート・アルバイト	54	11.2%
6. 学生	3	0.6%
7. 無職	158	32.8%
8. その他	16	3.3%
無回答	4	0.8%
無効	1	0.2%
合計	482	100.0%



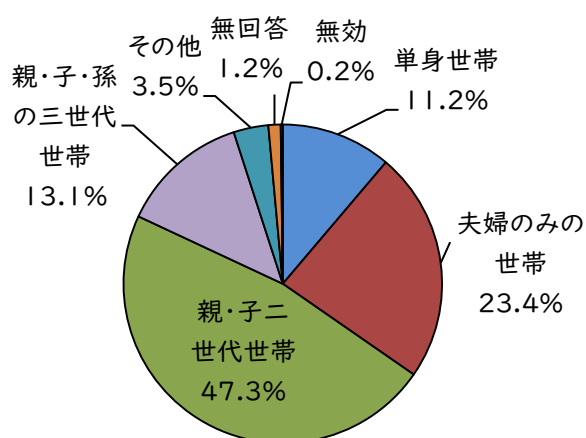
問3) あなたを含め、世帯人員数をお答えください。

回答	回答者数 (人)	割合(%)
1. 1人	58	12.0%
2. 2人	154	32.0%
3. 3人	133	27.6%
4. 4人	67	13.9%
5. 5人	41	8.5%
6. 6人以上	27	5.6%
無回答	2	0.4%
合計	482	100.0%



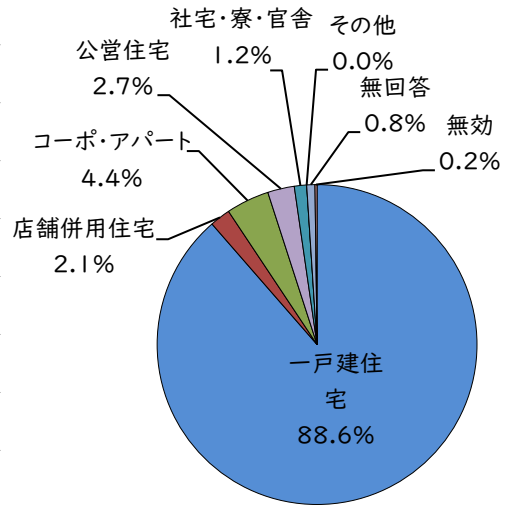
問4) あなたを含め、同居されている世帯構成はどれにあたりますか。

回答	回答者数 (人)	割合(%)
1. 単身世帯	54	11.2%
2. 夫婦のみの世帯	113	23.4%
3. 親・子二世帯世帯	228	47.3%
4. 親・子・孫の三世帯世帯	63	13.1%
5. その他	17	3.5%
無回答	6	1.2%
無効	1	0.2%
合計	482	100.0%



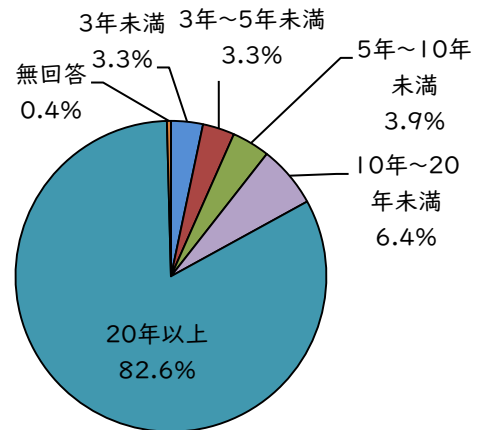
問5) あなたの住居形態についてお答えください。

回答	回答者数 (人)	割合(%)
1. 一戸建住宅	427	88.6%
2. 店舗併用住宅	10	2.1%
3. コーポ・アパート	21	4.4%
4. 公営住宅	13	2.7%
5. 社宅・寮・官舎	6	1.2%
6. その他	0	0.0%
無回答	4	0.8%
無効	1	0.2%
合計	482	100.0%



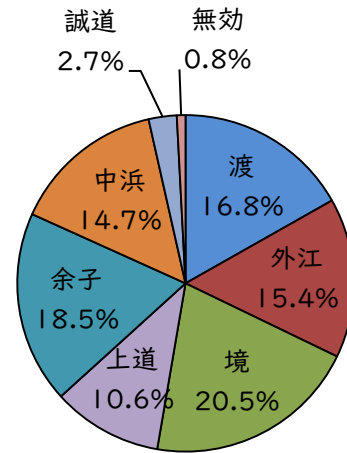
問6) あなたは境港市に居住されて何年になりますか。

回答	回答者数 (人)	割合(%)
1. 3年未満	16	3.3%
2. 3年~5年未満	16	3.3%
3. 5年~10年未満	19	3.9%
4. 10年~20年未満	31	6.4%
5. 20年以上	398	82.6%
無回答	2	0.4%
合計	482	100.0%

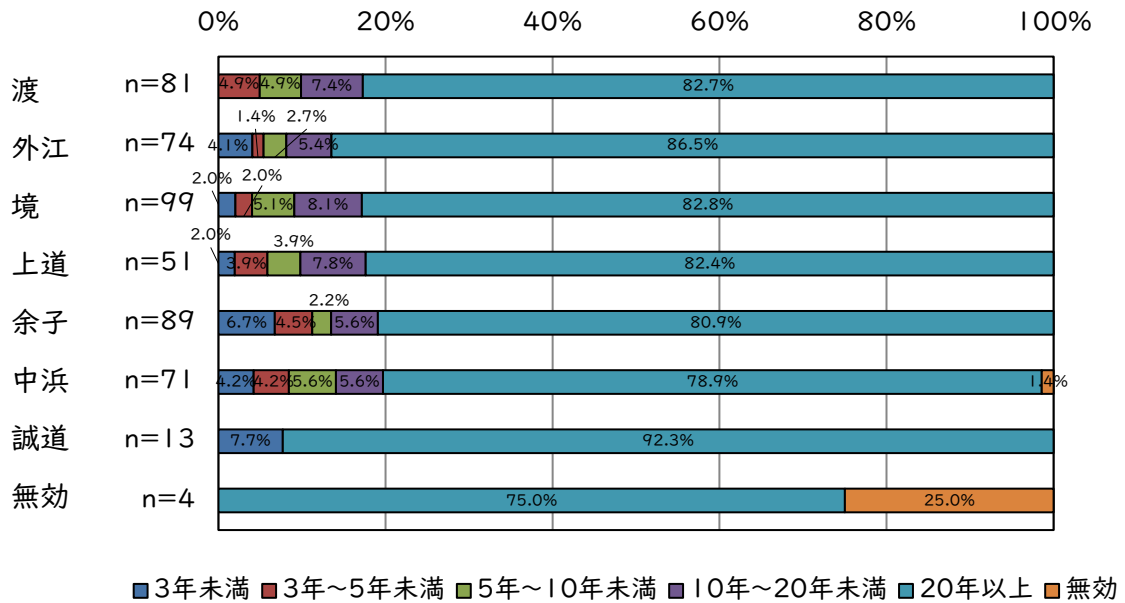


問7) あなたの現在のお住まいはどの地区ですか。

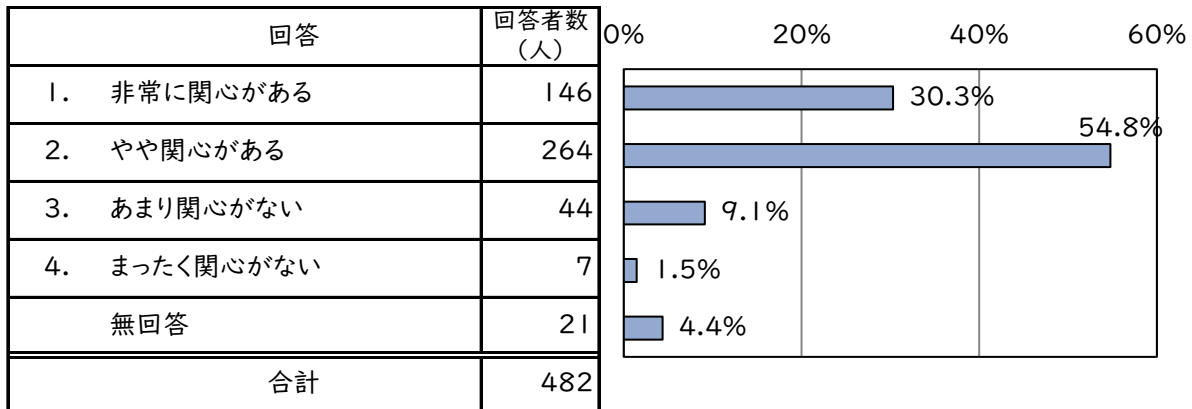
回答	回答者数 (人)	割合(%)
1. 渡	81	16.8%
2. 外江	74	15.4%
3. 境	99	20.5%
4. 上道	51	10.6%
5. 余子	89	18.5%
6. 中浜	71	14.7%
7. 誠道	13	2.7%
無効	4	0.8%
合計	482	100.0%



問6(居住年数)と問7(地区)のクロス集計

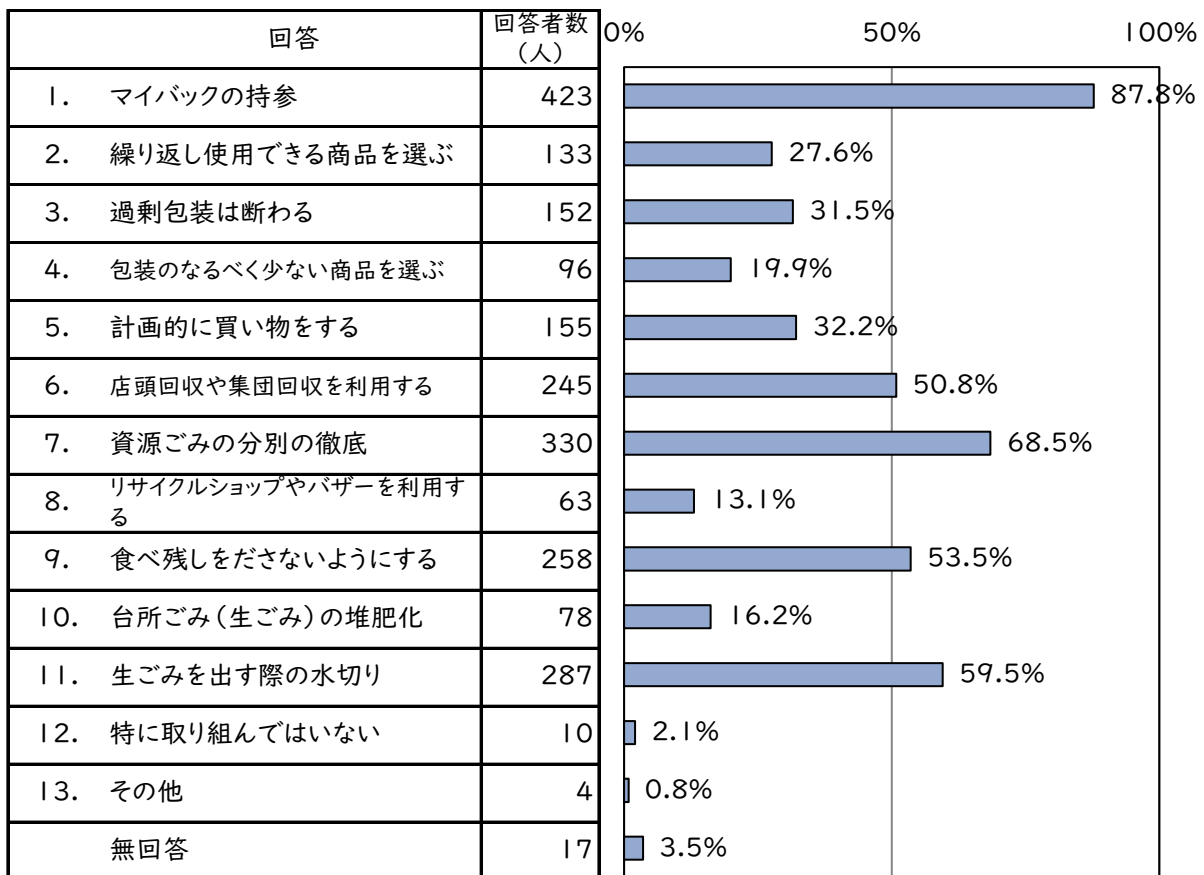


問8) あなたは、ごみの減量やリサイクルについて関心がありますか？



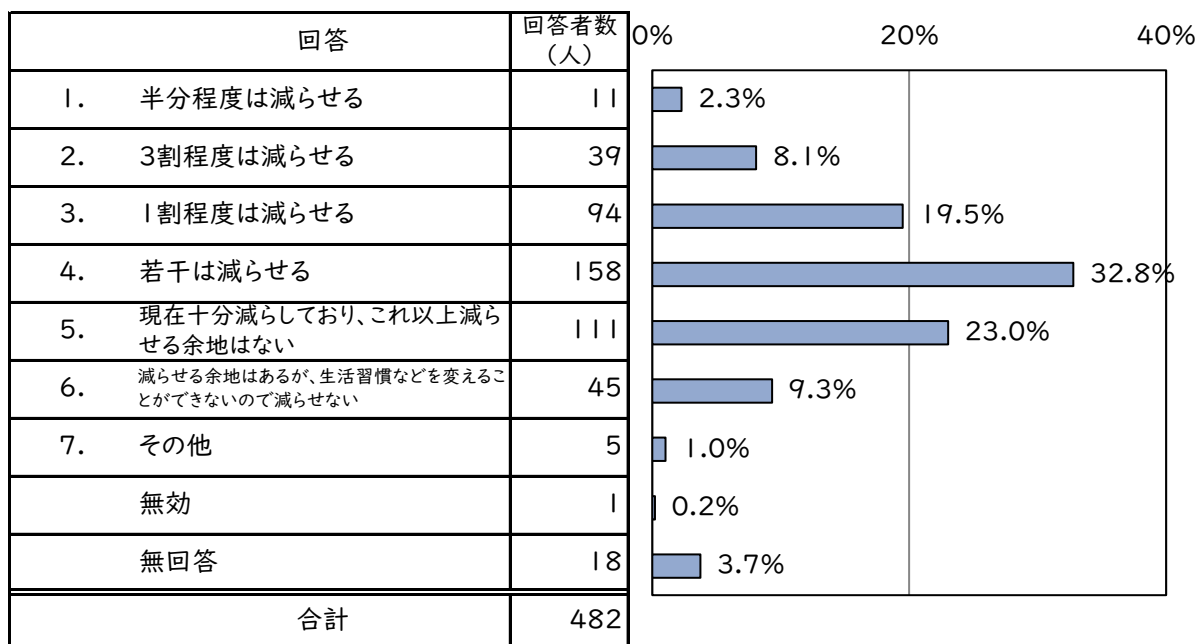
問9) あなたは、日頃、ごみの減量やリサイクルに関してどのような取り組みを行っていますか？  
(複数回答)

回答者482人に対する割合



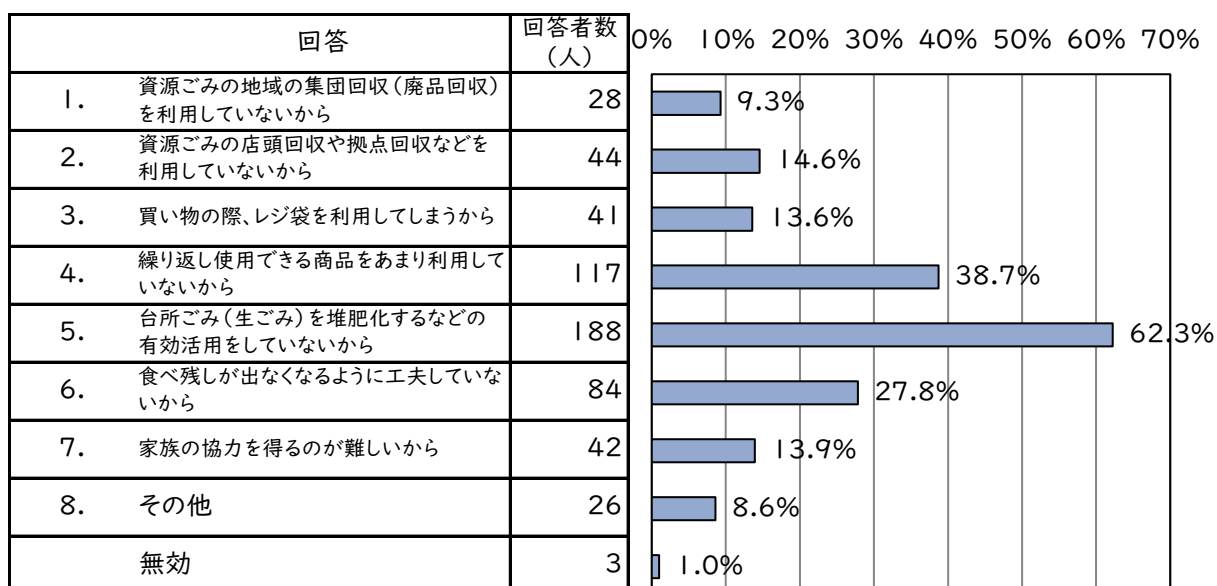


問10) あなたは、現在ご家庭から排出されるごみや資源ごみの総量を、今後どのくらい減らすことが可能だと考えますか？



問11) 問10)で1,2,3,4のいずれかを選択された方に質問します。減らせる可能性があるのに、現状では減らせていない理由をお答えください。(複数回答)

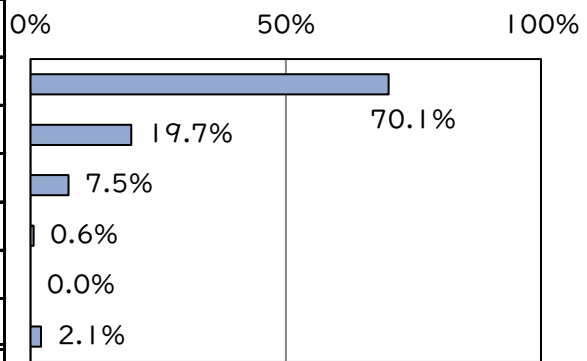
問10)で1,2,3,4のいずれかを選択した人数:302人に対する割合



問12) 市の集積所にごみを出す時間は、収集日当日の朝8時までとさせていただきますが、あなたが集積所に出すのはいつごろですか？

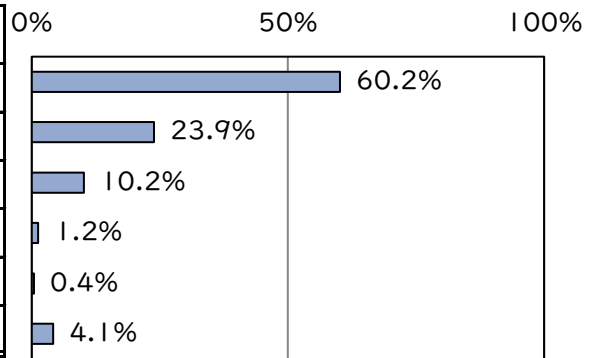
1. 可燃ごみ

回答	回答者数 (人)
1. 収集日の当日朝8時まで	338
2. 収集日当日の収集車が来るまで	95
3. 収集日前日の夕方から夜	36
4. 3より前に出す	3
無効	0
無回答	10
合計	482



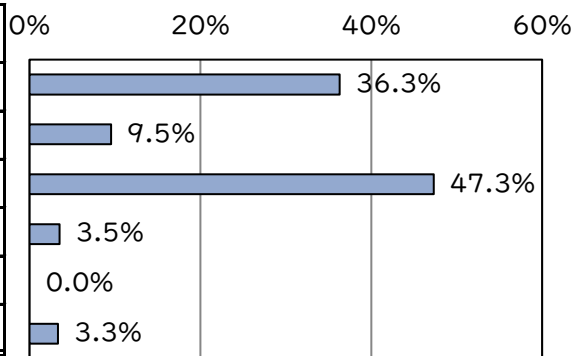
2. 軟質プラスチック

回答	回答者数 (人)
1. 収集日の当日朝8時まで	290
2. 収集日当日の収集車が来るまで	115
3. 収集日前日の夕方から夜	49
4. 3より前に出す	6
無効	2
無回答	20
合計	482



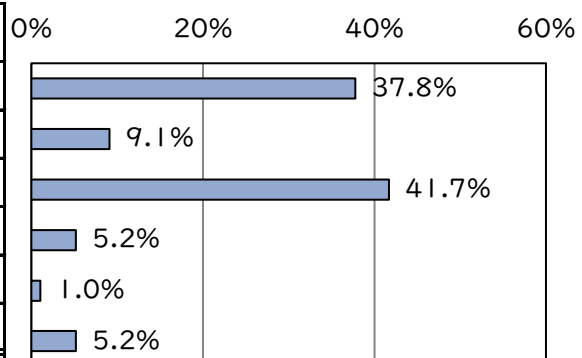
3. 不燃ごみ

回答	回答者数 (人)
1. 収集日の当日朝8時まで	175
2. 収集日当日の収集車が来るまで	46
3. 収集日前日の夕方から夜	228
4. 3より前に出す	17
無効	0
無回答	16
合計	482



4. 古紙類、びん缶類

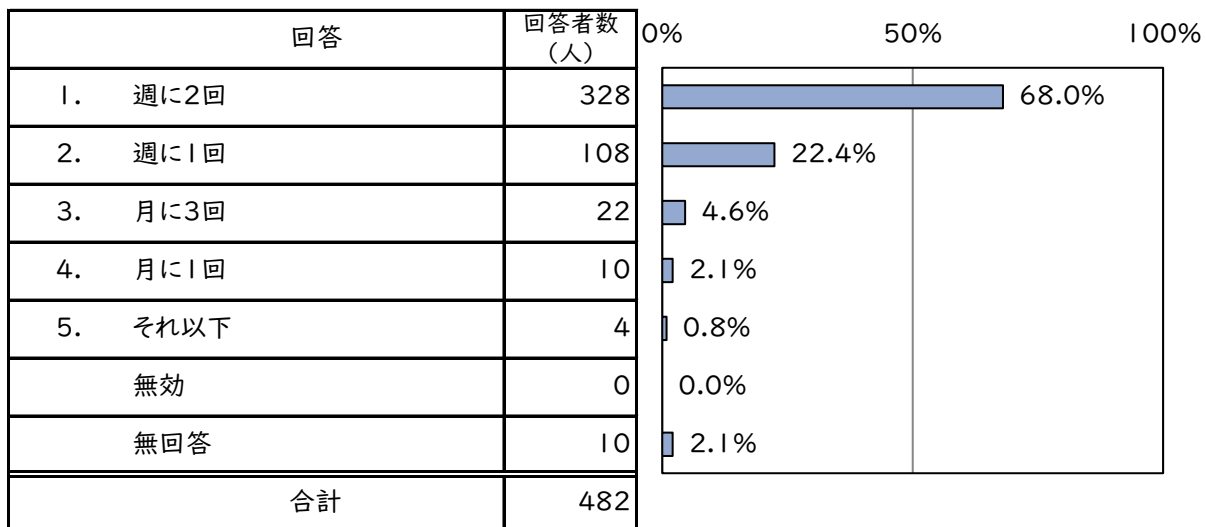
回答	回答者数 (人)
1. 収集日の当日朝8時まで	182
2. 収集日当日の収集車が来るまで	44
3. 収集日前日の夕方から夜	201
4. 3より前に出す	25
無効	5
無回答	25
合計	482



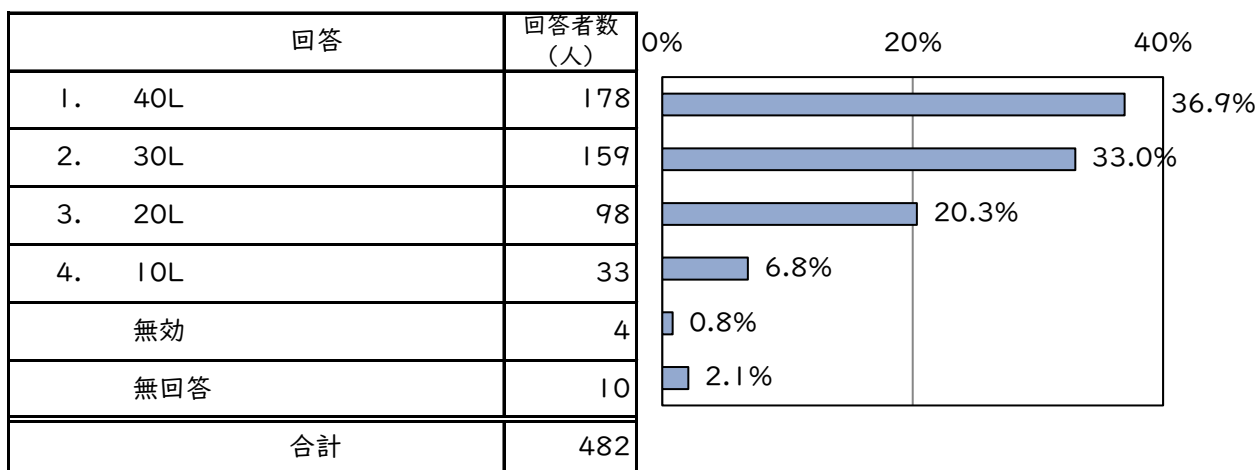
問13) あなたのご家庭で利用しているごみ集積所に出すごみの量と頻度をお答え下さい。

1. 可燃ごみ

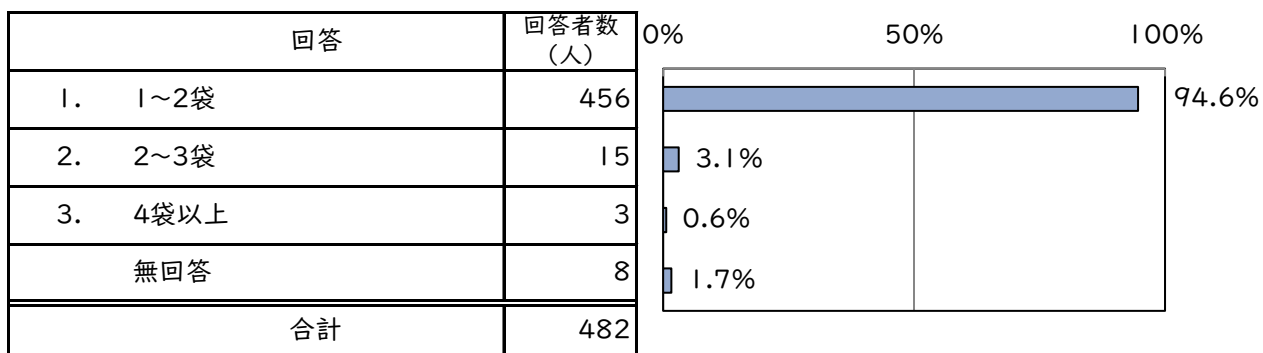
ごみ出しの頻度



主に利用する袋の大きさ



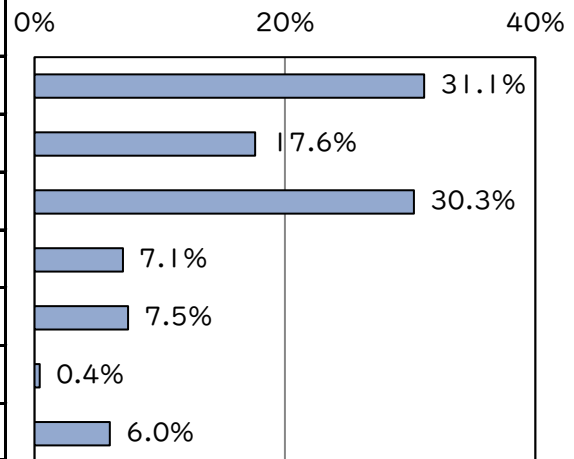
1回に出す平均的な袋の個数



## 2. 軟質プラスチック

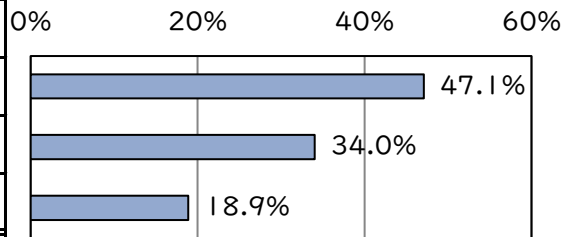
### ごみ出しの頻度

回答	回答者数 (人)
1. 週に1回	150
2. 月に3回	85
3. 月に1回	146
4. 2ヶ月に1回	34
5. それ以下	36
無効	2
無回答	29
合計	482



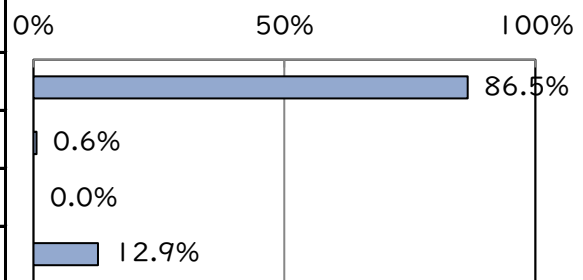
### 主に利用する袋の大きさ

回答	回答者数 (人)
1. 50L	227
2. 25L	164
無回答	91
合計	482



### 1回に出す平均的な袋の個数

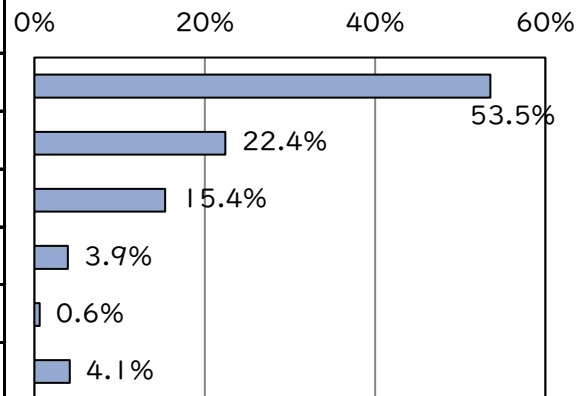
回答	回答者数 (人)
1. 1~2袋	417
2. 2~3袋	3
3. 4袋以上	0
無回答	62
合計	482



### 3.不燃ごみ

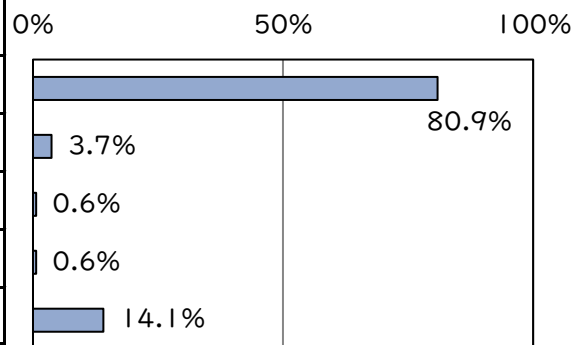
ごみ出しの頻度

回答	回答者数 (人)
1. 月に1回	258
2. 2ヶ月に1回	108
3. 年に3回	74
4. 年に1回	19
5. ごみは出ない	3
無回答	20
合計	482



1回に出す平均的な袋の個数(40ℓの大きさの袋に換算して)

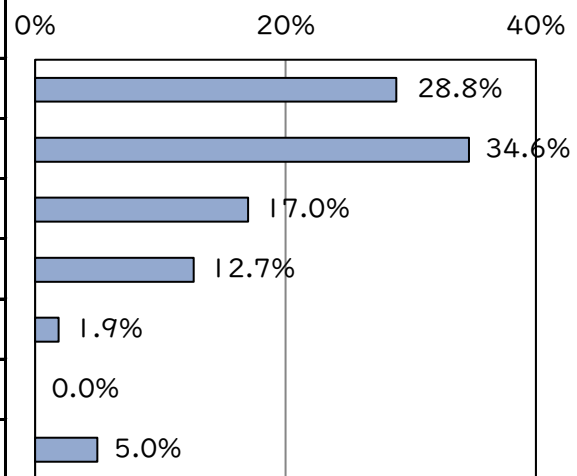
回答	回答者数 (人)
1. 1~2袋	390
2. 2~3袋	18
3. 4袋以上	3
無効	3
無回答	68
合計	482



#### 4.資源ごみびん缶類

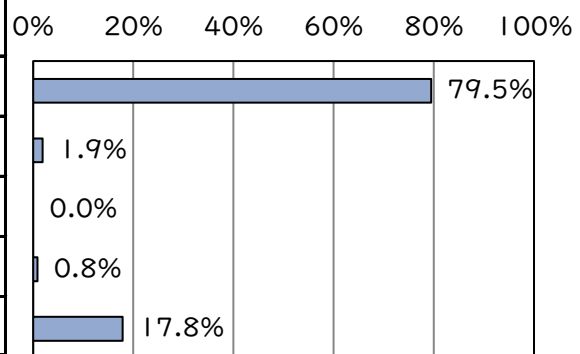
ごみ出しの頻度

回答	回答者数 (人)
1. 月に2回	139
2. 月に1回	167
3. 2ヶ月に1回	82
4. それ以下	61
5. ごみは出ない	9
無効	0
無回答	24
合計	482



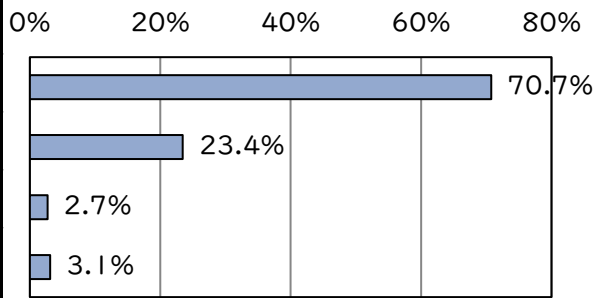
1回に出す平均的な袋の個数(40ℓの大きさの袋に換算して)

回答	回答者数 (人)
1. 1~2袋	383
2. 2~3袋	9
3. 4袋以上	0
無効	4
無回答	86
合計	482



問14) 市が提供している「家庭ごみの分け方・出し方(ごみ分別収集カレンダー)」は、わかりやすいですか？

回答	回答者数(人)
1. わかりやすい	341
2. どちらともいえない	113
3. わかりにくい	13
無回答	15
合計	482



問15) 「家庭ごみの分け方・出し方(ごみ分別収集カレンダー)」について、ご意見があれば記入してください。(自由記述回答)

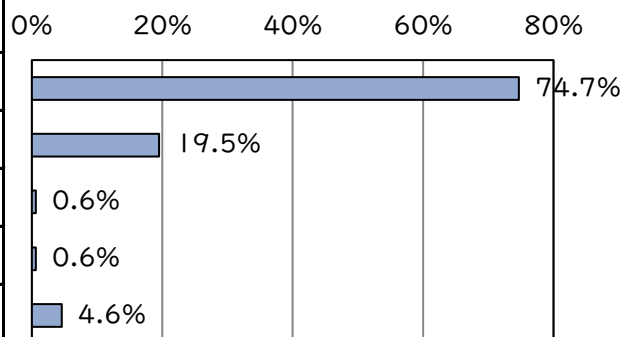
若い世代(20~30代)には十分わかりやすいと思うが、高齢の方や、目に障害がある方など、何かしらハンデを抱えている方には字が小さすぎると思う。イラストや写真を使うなどもっとわかりやすくできないか。
道路に車のホイールキャップが落ちていたので処理しようと思ったらこれが難しい。産廃業者でなければ処理が出来ずその処理費がとても高い。結果的にはそのまま道路に置いておけという事になる。市でなんとか良い方法を考えてくれ。
もう少し詳しく記載して欲しい。
具体的な例をもっと書いておいて欲しい。
町自治会に入会していない者が意外に不法無注意で町内自治会も不快。特に粗大ごみを持ち込んでおる。この様な事の無いように。
市役所のホームページからダウンロードしたものが(分別方法)大変分かりやすいです。
1年間のカレンダーのようにして色で分かるようにしてはどうか。
プラのドレッシングボトルは中のオイルの汚れが落ちにくく、「プラ」か「可燃ごみ」かどちらに出せばいいのか迷います。
文字を大きくする、具体例を増やす、表を見やすいようにまとめるなど、高齢の方でも理解しやすいように工夫してほしい。
もっと早く取りに来てほしい。
軟質プラスチックの入れてはいけない物の例がほしい。
いろんな地域から粗大ごみを持ってくる人がいるので困る。しかも回収できない物が多く残ることがある。
見やすいが大きさがもう少し小さく冷蔵庫に貼って使用できるともっとよい(今のままでも不便はない)。
カレンダーは分かりやすくして良いです。が、マナーを守らない人はいます。マナーを守らない人はそもそも読まないのでしょうか。自治会で講習会を開いては？
カレンダーだといいかも？
若い方の分別が悪い(知らないのでは?) (面倒と思っている?)
その時に良く売れている商品の記載と出し方があると良いです。シリコン製品、発泡ビーズクッションとか。
軟質プラスチックに該当するものをもう少し詳しく知りたい。
不燃物か可燃物かプラごみか分からない品も時々あります。

資源物の集団回収拠点回収利用情報ものせてみては？
高齢の方には読むのをめんどくさがる人もいますようです。
商品の名前を記入したら分かりやすい。
カレンダーが来ないので分からない。
発泡スチロールが困っています。なるべく小さくするように努力していますが厚い物などは苦勞しています。直接搬入の場合も小さくしなければダメですか？40cm×80cm×10cm位のが5本も溜まってしまい、ため息ばかりです。
カレンダーがあり時々分け方に困った時に大変助かっています。
カラスが食べ散らして困ります。統一したボックス等があると良いと思います（現在ネット利用）。
プラごみも、昔みたいに可燃ごみにしてほしい。
1ヶ月カレンダー方式にしてほしい。
毎日出して欲しい。
品物は時々見直して下さい。（新製品等）
木のタンス類をどこに。
不燃ごみ、プラスチック、可燃ごみの仕分けについて、排出する物がどの部類に入るのか分からず適当に分けている。カレンダーに商品別はあるが少ない。カレンダーと一緒にもう少し詳しい商品別記載のパンフレットがあると助かります。
軟質プラを廃止（どうせ燃やすのならば）。
分け方が分かりづらい。
可燃、不燃などではなく、捨てる物から分別方法が分かるようにして欲しい。
軟質プラスチックごみは分別の難しいものがあり、その点について質問できる方法とか説明会のようなことがあると具体的にお尋ね出来ると有難い。
カレンダーが大きすぎ。2つ折り位の大きさに。毎年ほぼ日付以外は同じ資源のムダでは？もっと市は工夫を！！
分別の出来ていない出し方をしておられる人が少数ではありますがおられるので周知徹底を。カレンダーにないごみを出す時の処理の仕方をネットでサクッと調べれたら良い。
軟プラの分け方をもっと詳しくして欲しい。
例えばライターのごみの出し方など分からない場合の時に困る。
不燃物を月2回程度の収集、有害ごみの回収を月1回程度にして欲しい。
指定のごみ袋だけではなくシールを貼って出せるような取り組みもして欲しい。
金具の付いたバッグも可燃ごみで出しても良いとカレンダーにあります、金具はどうなるのでしょうか？
米子市のような1ヶ月単位のごみカレンダーだと分かりやすく便利だと思います。
どうしても分別に迷う物がある。
細かい部類が抜けている所があり、分別する時にまようことがある。
バッテリーは結局どうしたらいいか分からない。
米子市などで実施している月別カレンダーに分別ごみの記入をしてひと眼で分かるようにして欲しい。
区に入っていないので分かりません。
軟質プラスチックと不燃ごみと迷うものがある。もう少し例を多くして入れたらと思う。
軟プラか不燃ごみか迷う物があるので具体例をさらに多く記入して欲しい（ボールペンとか）。
食品トレーの有色の物と白色の物で収集が違うのがよくわからない。
ごみの種類ごとにもう少し丁寧に書いて欲しい。
分かりにくい所が有る「特種でめったに出ない物」。
大きなぬいぐるみはどう出したらいいですか。
老人にはとてもわかりにくいし、字が小さすぎる。動画だととてもわかりやすいのでは…



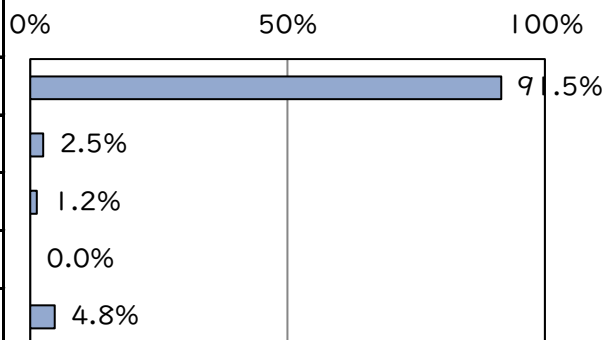
問16) ごみを分別排出する際は、指定した袋に入れたり、中を水で洗ったり、ひもで縛ったりなど分別区分ごとに様々な排出方法を守るようお願いしています。  
これらの排出方法を守ってごみを出すのは難しいですか？

回答	回答者数 (人)
1. 難しくない	360
2. 一部難しいものがある	94
3. すべて難しい	3
無効	3
無回答	22
合計	482



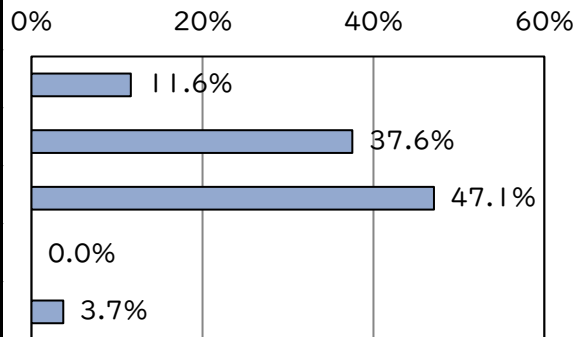
問17) 指定ごみ袋を導入しておりますが、きちんと分別することで、袋にかかる費用をおさえ、資源化を推進することができます。分別を徹底することによる資源化の推進に協力して頂くことはできますか？

回答	回答者数 (人)
1. 協力できる	441
2. 協力できない	12
3. その他	6
無効	0
無回答	23
合計	482



問18) 有料指定ごみ袋の販売について、境港市内の小売店(ごみ袋販売店)では包単位(20枚入り)の販売とされているところです。県外の自治体では、有料指定ごみ袋を小売店のレジにて1枚単位で販売し、その時のお買い物用のレジ袋として使えるところもあります。「レジ袋としての1枚単位での販売」についてお伺いします。

回答	回答者数(人)
1. 導入してほしい	56
2. どちらでもよい	181
3. 現状の包単位販売でよい	227
無効	0
無回答	18
合計	482



問19) 現在の指定ごみ袋について、ご意見があれば記入してください。(自由記述回答)

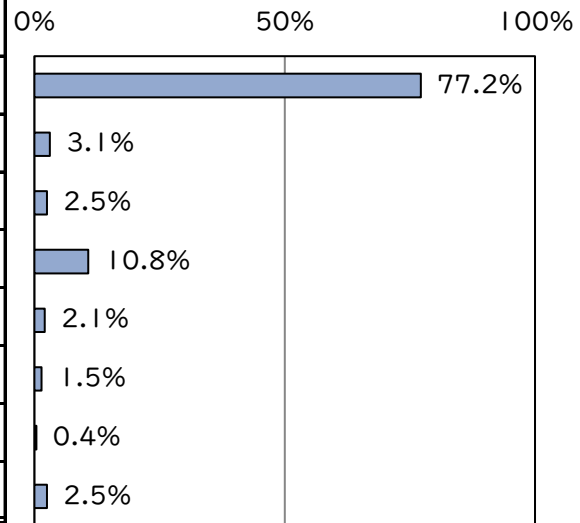
現在の指定袋(大)には持ち手がなく、縛る時にとてもやりにくいので、できれば持ち手があるデザインに変更して欲しい。不燃ごみの指定袋がないのは経済的にすごく助かっているのを維持してほしい。
値段が高い。袋の厚さが薄いので破れやすい。ごみをめいっぱい入れるので結び目をつけて欲しい。
ごみ袋の有料化は一部の業者の行為のあおりを受けている所が大であるから無料化にすべき。
値段をもう少し安くしてもらえると助かります。
袋の強度が弱い。すぐ破れるのももう少し強くしてほしい。
品質を落とさないでいただきたいです。
他地域より高い。
値段が高い。
もう少し破れにくく耐久性の良いものにしてほしい。
価格を下げてください。
可燃40ℓに手提げが有るといい。
魚(まぐろ、かに、サーモンなど)のイラストをごみ袋に描くと愛着がわいて良いと思う。
40ℓにも持ち手をつけてほしい。ないので30ℓまでの袋を使用している。
広告を付けたらよいのではないか。
持ち手があるごみ袋は結びやすく、持ちやすいので助かっています。
夏場の話ですが一人暮らしだとごみの量が少なく一杯になるまでに数日かかります。水切をした生ごみの中で腐食し袋に穴があくことがあります。
20枚は少人数世帯では多いので10枚とかだと良いです。
40ℓの袋に持ち手を付けてほしい。
もう少し安くなれば良いと思う。値段の割にはやぶれやすい。
20ℓ前後上に他のごみ袋のように結べるようにしてほしい。
レジ袋にも使うのであればもう少し丈夫にした方がいいと思います。ごみとしての重さと商品が入っているものの重さが違うので、レジ袋で買って使ってやぶれてごみ袋に出来なかったら悲しすぎます。1枚の単価も高いので!
可燃ごみの袋に持ち手を付けてほしい。
可燃ごみ40ℓの袋に取っ手が無いのがとても不便です。結びにくいのでつけて欲しい。
破れやすい!
袋の口がむすびやすくしてほしい。特に40ℓ用。

20ℓの袋の中央も結べるといい。
買い物用レジ袋として使えて、ごみ袋になるものは良い点しかないと思う。早く導入してほしい。 (希望)
各町内で異なっています。市の割安価格で販売してほしい。
40ℓは結びにくい。
単価が高い。
中(30ℓ)を利用しています。手で持つ所があってくりやすく、いいと思います。
40ℓの袋に取っ手を付けてほしい。
もう少し安くしてほしい。
現状のままで良いと思います。
米子市のごみ袋のように持ち手を付けてほしい。持ち手がないので縛りにくい。
40ℓの袋はカラミにくいので30ℓと同様の作りにして欲しい。
今のままで良い。
可燃物について鳥害の少ない黄色はコストが変わらないなら検討してもらいたい。
40ℓ袋も30ℓ袋同様結べる様にできたら便利です。
ごみを多く入れて密閉するとき閉じるのが難しい時がある袋を改良してはどうでしょう。単価をあげないで。(ノリ付けとめる。イラストあり)
すぐやぶける。金出して買っているのに弱すぎる。
可燃ごみの袋もプラスチック用袋の様に手持ち部分があると良い。袋を閉じるときに不便だから。
軟質プラ袋は破れやすい。
枝木用の収集券の販売が無いので不便。
すべてのものが値上がりしている状態。ごみ袋だけでも安くして欲しい。
中身が見えない袋にして欲しい。
40ℓの袋にも他の袋のように持ち手(縛る部分)があると助かるのですが…。
プラスチック類の袋がさけやすい。
袋からごみ袋が取り出しにくい。(点線の所から出すと何故かまとまって出たり、取り出せなかったりする)
40ℓにも持ち手が有ると良い。ピンクの方はもう少し厚い方が良い。
家庭用ごみ袋と事業用ごみ袋の区別が分からない。
可燃袋の強度(タテに裂け易い)。
高いので無料にして欲しい。
破れやすいのももう少し伸びる素材にして欲しい。
自治体により価格に差が出るのはある程度仕方ないが願わくばもう少し安価だと良いと思っている。
米子とかより安いのでは。
なくして欲しい。税金で対応すべき。
他の市の物にくらべて、ごみ袋が伸びずらいので縛る時に破れてしまう。(大40ℓ)なんとかしてほしい。
少し値段が高いと思う。
40ℓの袋にも持ち手(?)を付けて欲しい。
レジ袋としての販売については実現したらうれしい。
希望としては黄色が良い!!カラスの目に見えないので!!現在、黄色のスミをかけて予防している。全市内で黄色のスミが使用できる補助でもあれば良いと思う。
高い。
可燃ごみ袋がプラになっているので、紙製のごみ袋にした方が良い。(可燃ごみとプラスチックごみで分けているのに可燃ごみがプラ製であるのは良くないと思ったから。ごみ袋をもう少し安くして欲しい。
破れやすいと思う時がある。
20ℓの袋も30ℓの袋のように(絵)この部分も付けて欲しい。
デザインがいまいちです。

問20) ごみの種類ごとに処分方法をお答えください。

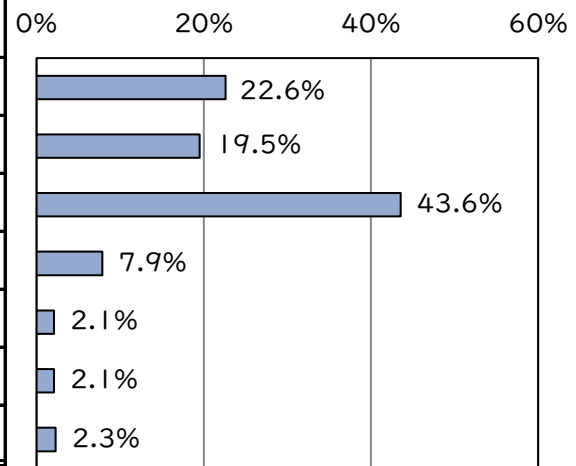
1. 野菜くず等の台所ごみ(生ごみ)

回答	回答者数 (人)
1. 水切りをしてから他の可燃ごみと一緒に出す	372
2. 水切りをしないで他の可燃ごみと一緒に出す	15
3. 生ごみだけを除いて可燃ごみに出す	12
4. 自家処理する(庭や畑に埋める、堆肥化する)	52
5. 市の取り組んでいる生ごみ分別グループに入り、排出している	10
6. その他	7
無効	2
無回答	12
合計	482



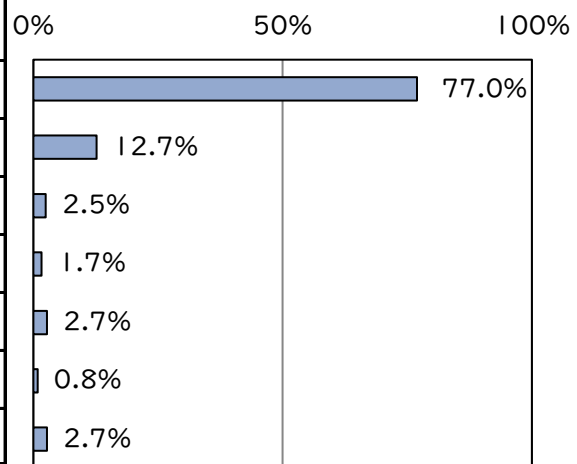
2. 資源ごみ古紙類(新聞、雑誌、段ボール)

回答	回答者数 (人)
1. 市の資源ごみ収集に出す	109
2. 地域の集団回収に出す	94
3. 民間の資源ごみ回収に出す	210
4. 清掃センターへ直接搬入する	38
5. その他	10
無効	10
無回答	11
合計	482



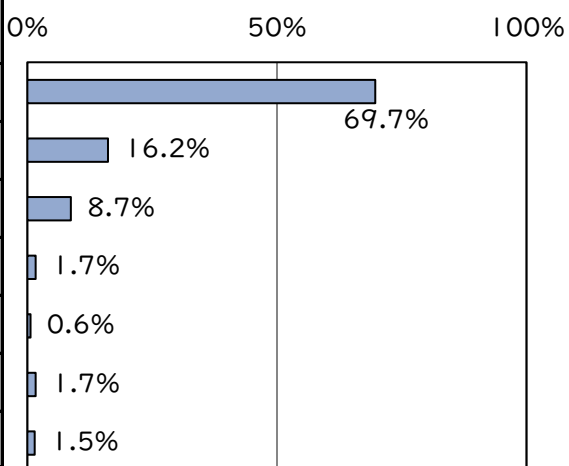
3. 一升びん・ビールびん等(再利用びん)

回答	回答者数 (人)
1. 市の資源ごみ収集に出す	371
2. 地域の集団回収に出す	61
3. 民間の資源ごみ回収に出す	12
4. リサイクルセンターへ直接搬入する	8
5. その他	13
無効	4
無回答	13
合計	482



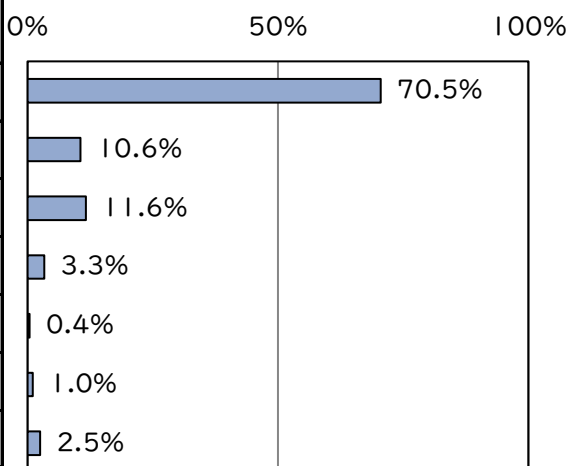
#### 4. 空きびん・空き缶

回答	回答者数 (人)
1. 市の資源ごみ収集に出す	336
2. 地域の集団回収に出す	78
3. 民間の資源ごみ回収に出す	42
4. リサイクルセンターへ直接搬入する	8
5. その他	3
無効	8
無回答	7
合計	482



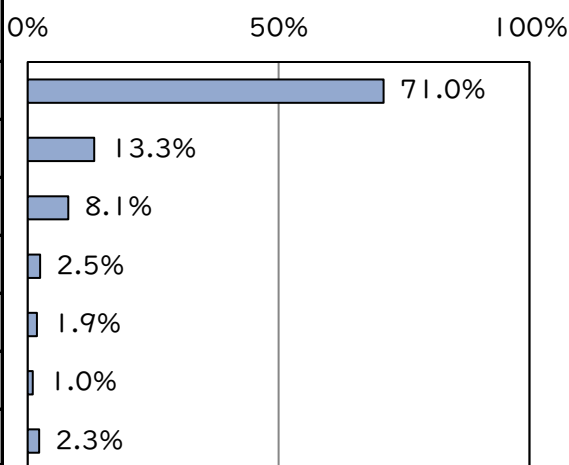
#### 5. ペットボトル

回答	回答者数 (人)
1. 市の回収BOXに出す(公民館等)	340
2. 地域の集団回収に出す	51
3. 民間の資源ごみ回収に出す	56
4. リサイクルセンターへ直接搬入する	16
5. その他	2
無効	5
無回答	12
合計	482



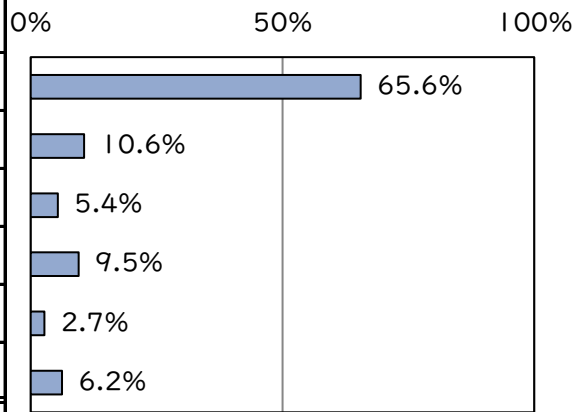
#### 6. 白色トレイ

回答	回答者数 (人)
1. 市の回収BOXに出す(公民館等)	342
2. 地域の集団回収に出す	64
3. 民間の資源ごみ回収に出す	39
4. リサイクルセンターへ直接搬入する	12
5. その他	9
無効	5
無回答	11
合計	482



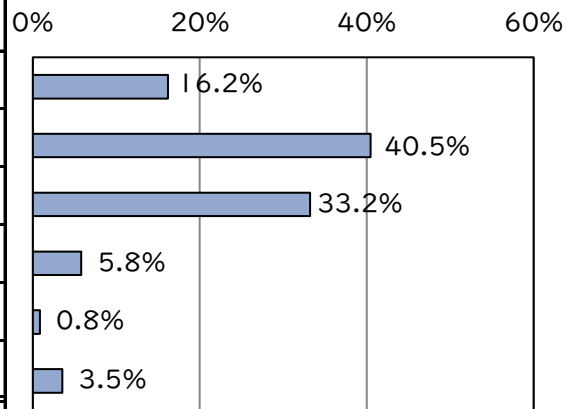
### 7. 草・木類

回答	回答者数 (人)
1. 60cm以下に切断して可燃ごみ収集に出す	316
2. 100cm以下に切断して清掃センターに直接搬入する	51
3. 許可を受けている業者に処分を依頼している	26
4. その他	46
無効	13
無回答	30
合計	482



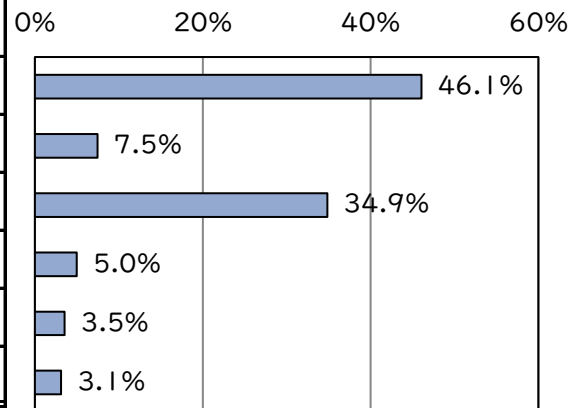
### 8. 廃食油(使用済み天ぷら油)

回答	回答者数 (人)
1. 各公民館、会館等に設置している廃食油回収ポストに持ち込む	78
2. 市販の処理剤などで固めて、可燃ごみに出す	195
3. 新聞に吸わせて、可燃ごみに出す	160
4. その他	28
無効	4
無回答	17
合計	482



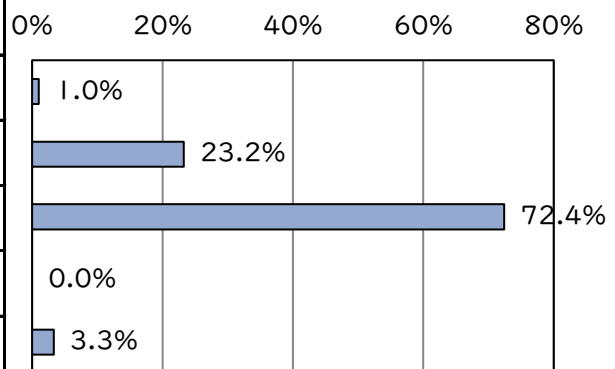
### 9. 衣類・布類

回答	回答者数 (人)
1. 60cm以下に切断して可燃ごみ収集に出す	222
2. 民間の資源ごみ回収に出す	36
3. 清掃センターへ直接搬入する	168
4. その他	24
無効	17
無回答	15
合計	482



問21) 市では、ご家庭から可燃ごみとして排出される使用済みの紙おむつを戸別に分別収集し、資源化する取り組みを行っていますが、ご存じですか。

回答	回答者数 (人)
1. 知っており、利用したことがある	5
2. 知っているが、利用したことはない	112
3. 知らない	349
無効	0
無回答	16
合計	482

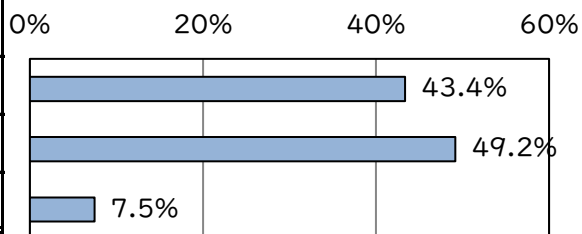


問22) 市のごみ処理施設(清掃センター、リサイクルセンター)への直接搬入の利用状況について、選択肢の中から近いものを1つ選んでお答え下さい。※利用されたことがない方もお答えください。

1. 可燃ごみ(草木類、衣類・布類以外)

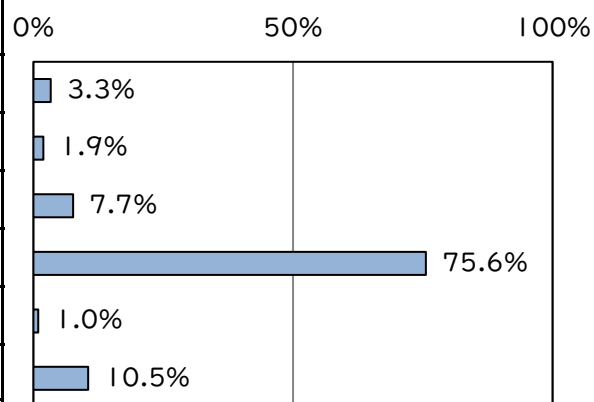
利用の有無

回答	回答者数 (人)
1. 利用したことがある	209
2. 利用したことがない	237
無回答	36
合計	482



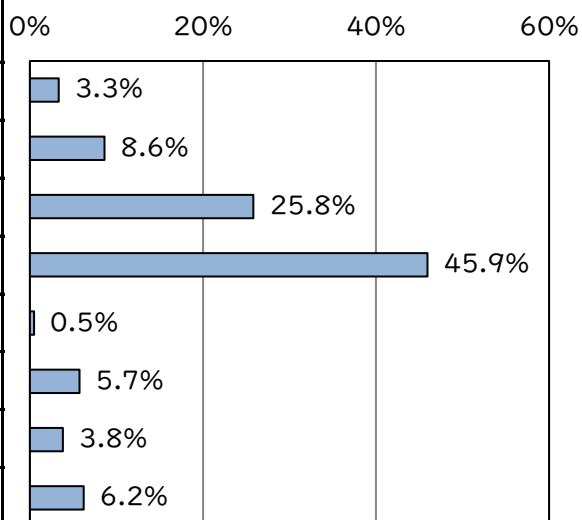
利用頻度

回答	回答者数 (人)
1. 週に2回以上	7
2. 週に1回	4
3. 月に2回程度	16
4. 年に3回程度	158
無効	2
無回答	22
合計	209



排出理由

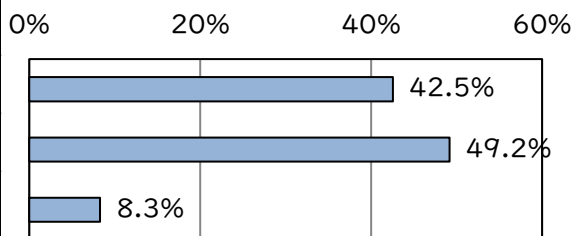
回答	回答者数 (人)
1. 朝8時までに集積所へ出せない	8
2. 家に保管したくない	16
3. 都合のよい時にごみを出せる	54
4. 大掃除等で大量にごみが発生	95
5. 有料指定袋を利用したくない	1
6. その他	12
無効	8
無回答	15
合計	209





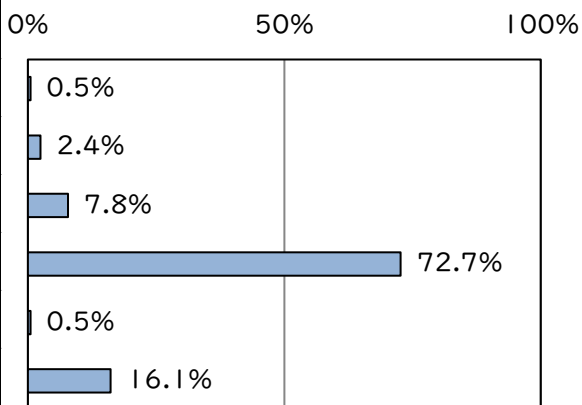
2. 不燃ごみ  
利用の有無

回答	回答者数 (人)
1. 利用したことがある	205
2. 利用したことがない	237
無回答	40
合計	482



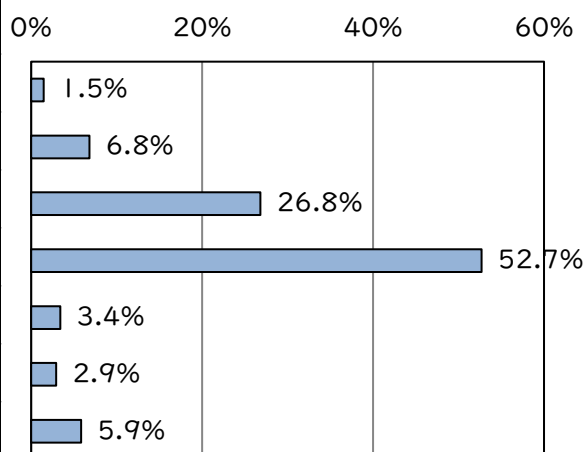
利用頻度

回答	回答者数 (人)
1. 週に2回以上	1
2. 週に1回	5
3. 月に2回程度	16
4. 年に3回程度	149
無効	1
無回答	33
合計	205



排出理由

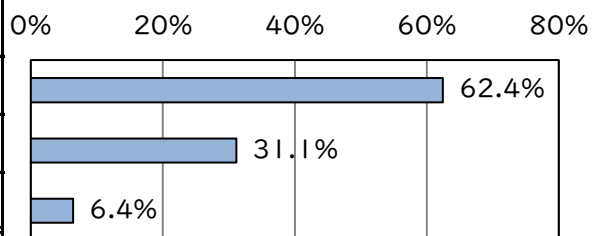
回答	回答者数 (人)
1. 朝8時までに集積所へ出せない	3
2. 家に保管したくない	14
3. 都合のよい時にごみを出せる	55
4. 大掃除等で大量にごみが発生	108
5. その他	7
無効	6
無回答	12
合計	205



### 3. 粗大ごみ(ふとん、ジュータン、畳)

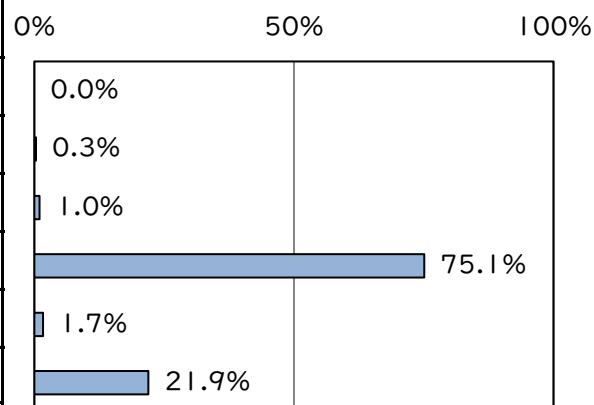
#### 利用の有無

回答	回答者数 (人)
1. 利用したことがある	301
2. 利用したことがない	150
無回答	31
合計	482



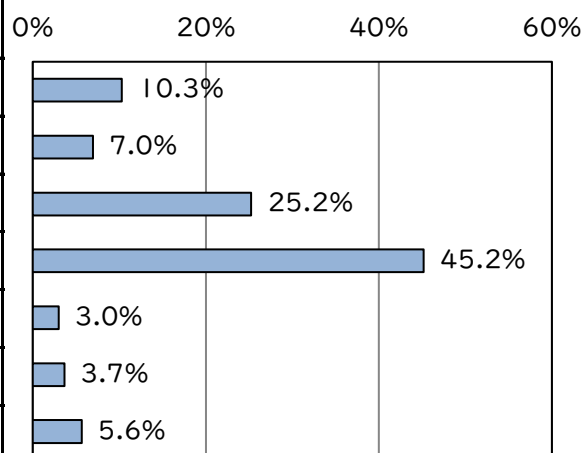
#### 利用頻度

回答	回答者数 (人)
1. 週に2回以上	0
2. 週に1回	1
3. 月に2回程度	3
4. 年に3回程度	226
無効	5
無回答	66
合計	301



#### 排出理由

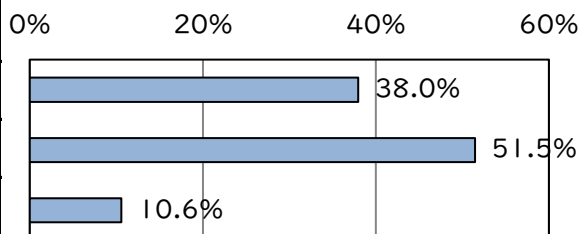
回答	回答者数 (人)
1. 市の定期収集がない	31
2. 家に保管したくない	21
3. 都合のよい時にごみを出せる	76
4. 大掃除等で大量にごみが発生	136
5. その他	9
無効	11
無回答	17
合計	301



#### 4.粗大ごみ(3.以外)

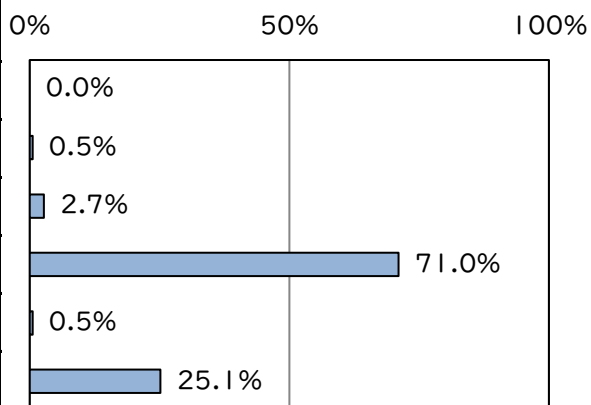
##### 利用の有無

回答	回答者数 (人)
1. 利用したことがある	183
2. 利用したことがない	248
無回答	51
合計	482



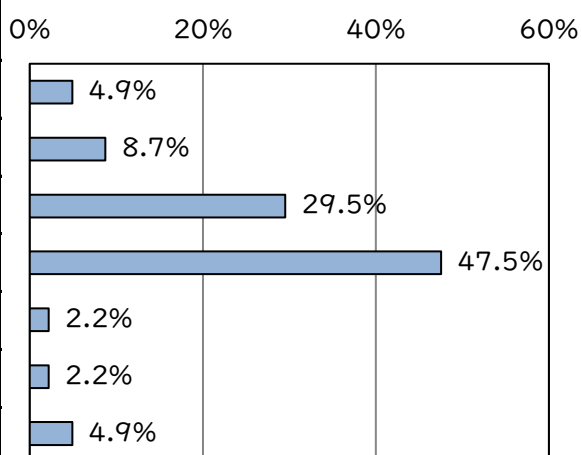
##### 利用頻度

回答	回答者数 (人)
1. 週に2回以上	0
2. 週に1回	1
3. 月に2回程度	5
4. 年に3回程度	130
無効	1
無回答	46
合計	183



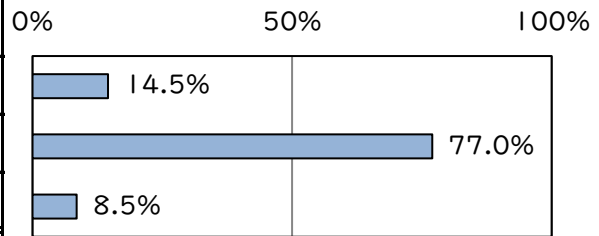
##### 排出理由

回答	回答者数 (人)
1. 市の定期収集がない	9
2. 家に保管したくない	16
3. 都合のよい時にごみを出せる	54
4. 大掃除等で大量にごみが発生	87
5. その他	4
無効	4
無回答	9
合計	183



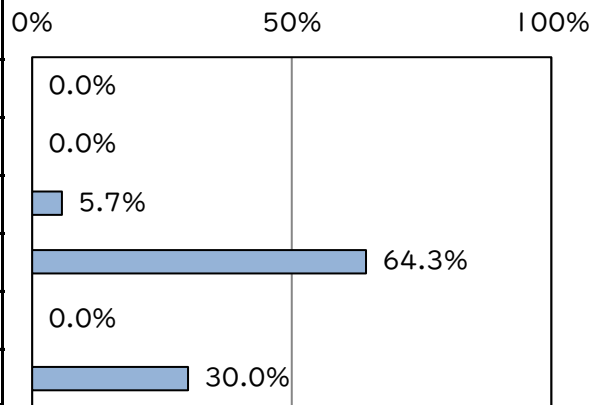
5. 有害ごみ  
利用の有無

回答	回答者数 (人)
1. 利用したことがある	70
2. 利用したことがない	371
無回答	41
合計	482



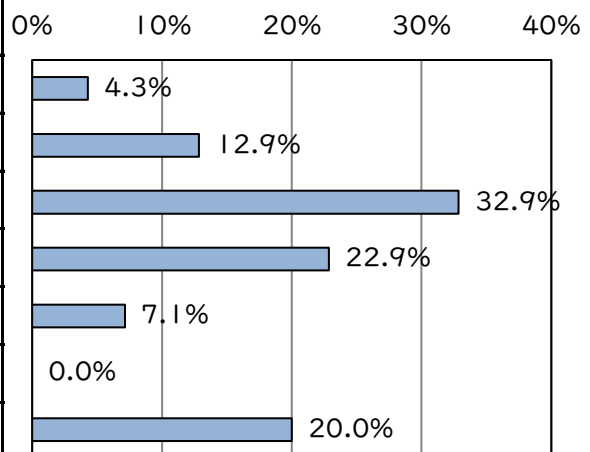
利用頻度

回答	回答者数 (人)
1. 週に2回以上	0
2. 週に1回	0
3. 月に2回程度	4
4. 年に3回程度	45
無効	0
無回答	21
合計	70



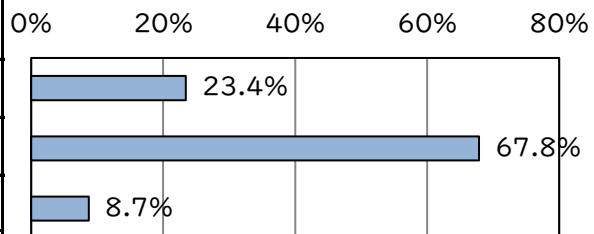
排出理由

回答	回答者数 (人)
1. 朝8時までに集積所へ出せない	3
2. 家に保管したくない	9
3. 都合のよい時にごみを出せる	23
4. 大掃除等で大量にごみが発生	16
5. その他	5
無効	0
無回答	14
合計	70



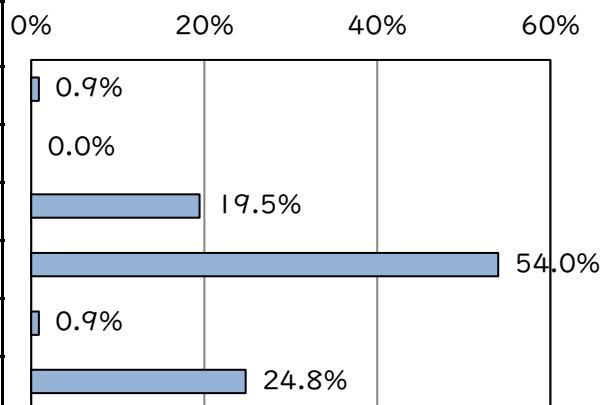
6. 古紙類  
利用の有無

回答	回答者数 (人)
1. 利用したことがある	113
2. 利用したことがない	327
無回答	42
合計	482



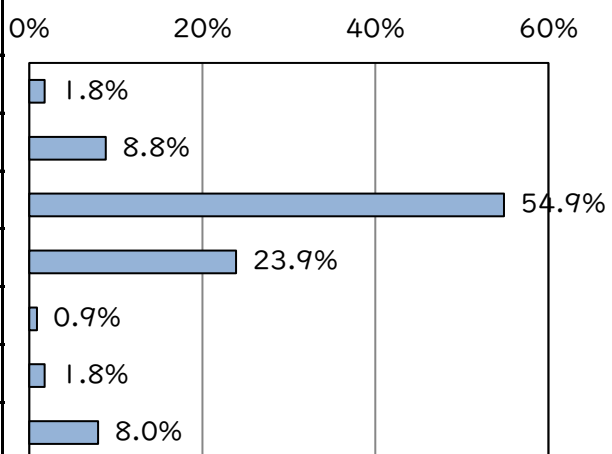
利用頻度

回答	回答者数 (人)
1. 週に2回以上	1
2. 週に1回	0
3. 月に2回程度	22
4. 年に3回程度	61
無効	1
無回答	28
合計	113



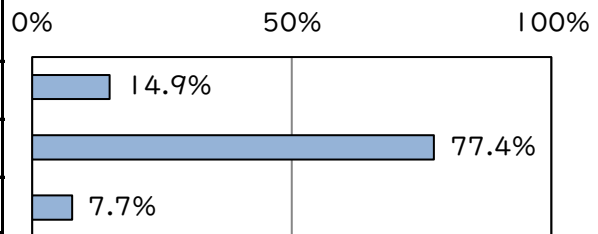
排出理由

回答	回答者数 (人)
1. 朝8時までに集積所へ出せない	2
2. 家に保管したくない	10
3. 都合のよい時にごみを出せる	62
4. 大掃除等で大量にごみが発生	27
5. その他	1
無効	2
無回答	9
合計	113



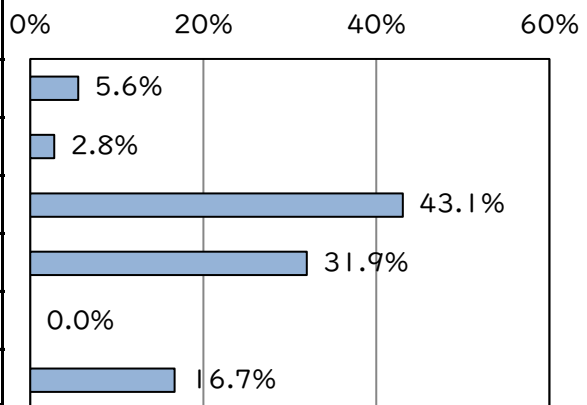
7.びん・缶類  
利用の有無

回答	回答者数 (人)
1. 利用したことがある	72
2. 利用したことがない	373
無回答	37
合計	482



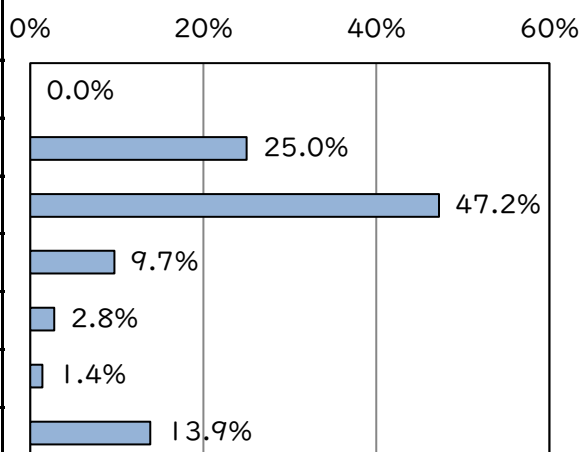
利用頻度

回答	回答者数 (人)
1. 週に2回以上	4
2. 週に1回	2
3. 月に2回程度	31
4. 年に3回程度	23
無効	0
無回答	12
合計	72



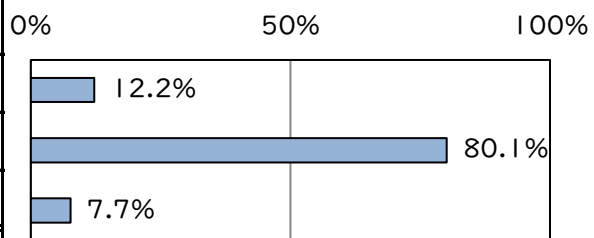
排出理由

回答	回答者数 (人)
1. 朝8時までに集積所へ出せない	0
2. 家に保管したくない	18
3. 都合のよい時にごみを出せる	34
4. 大掃除等で大量にごみが発生	7
5. その他	2
無効	1
無回答	10
合計	72



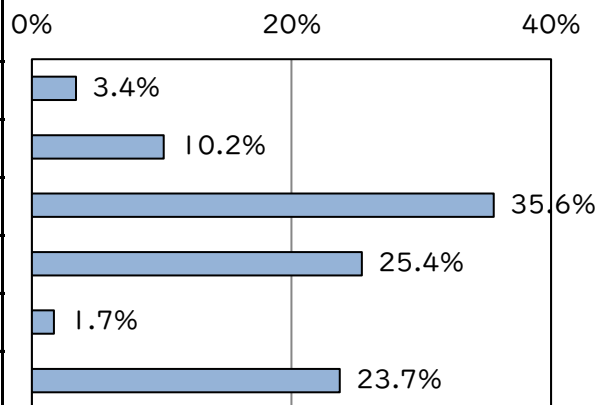
8. ペットボトル・白色トレイ  
利用の有無

回答	回答者数 (人)
1. 利用したことがある	59
2. 利用したことがない	386
無回答	37
合計	482



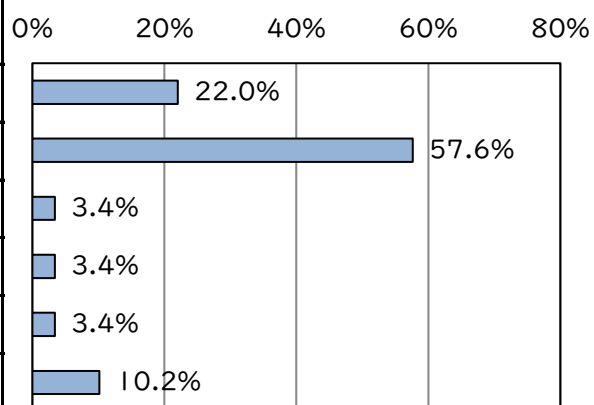
利用頻度

回答	回答者数 (人)
1. 週に2回以上	2
2. 週に1回	6
3. 月に2回程度	21
4. 年に3回程度	15
無効	1
無回答	14
合計	59



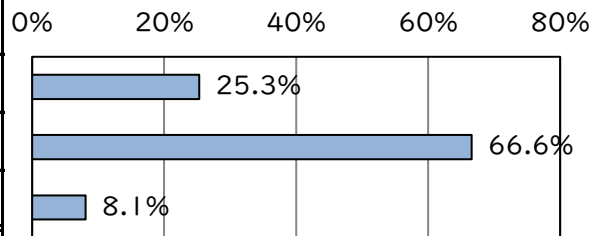
排出理由

回答	回答者数 (人)
1. 家に保管したくない	13
2. 都合のよい時にごみを出せる	34
3. 大掃除等で大量にごみが発生	2
4. その他	2
無効	2
無回答	6
合計	59



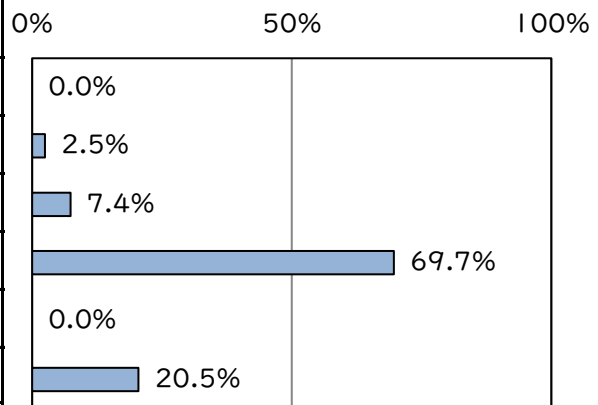
9. 草木類  
利用の有無

回答	回答者数 (人)
1. 利用したことがある	122
2. 利用したことがない	321
無回答	39
合計	482



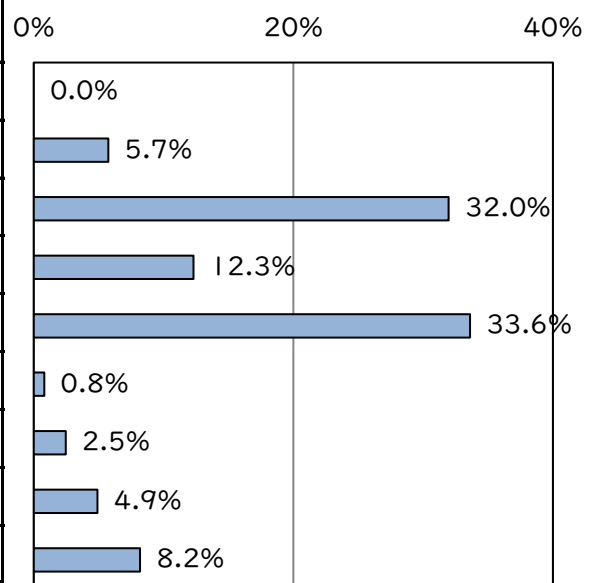
利用頻度

回答	回答者数 (人)
1. 週に2回以上	0
2. 週に1回	3
3. 月に2回程度	9
4. 年に3回程度	85
無効	0
無回答	25
合計	122



排出理由

回答	回答者数 (人)
1. 朝8時まで集積所へ出せない	0
2. 家に保管したくない	7
3. 都合のよい時にごみを出せる	39
4. 大掃除等で大量にごみが発生	15
5. 60cm以下に切断することや袋詰めが困難である	41
6. 有料指定袋を利用したくない	1
7. その他	3
無効	6
無回答	10
合計	122

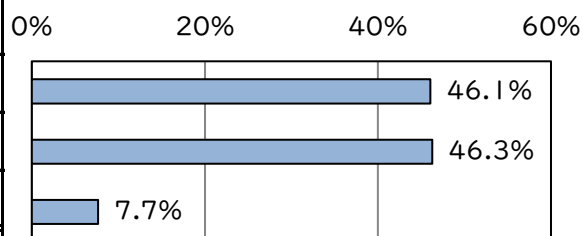




## 10. 衣類・布類

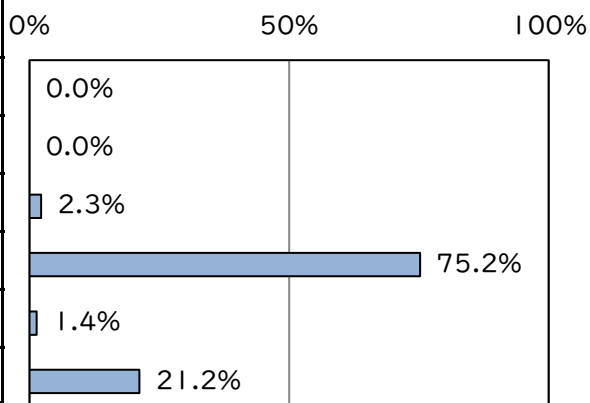
### 利用の有無

回答	回答者数 (人)
1. 利用したことがある	222
2. 利用したことがない	223
無回答	37
合計	482



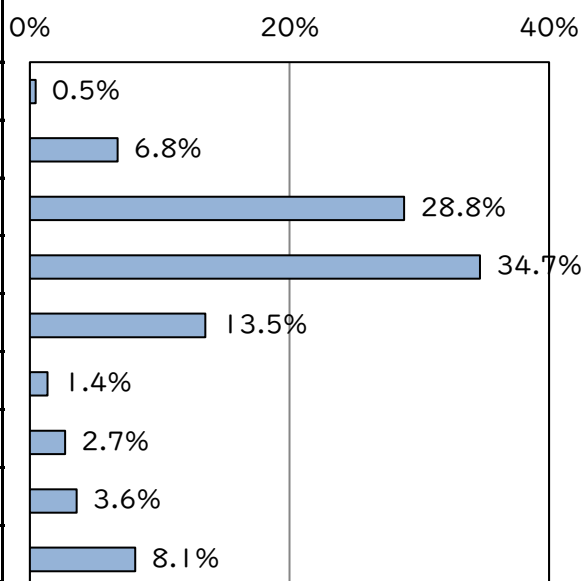
### 利用頻度

回答	回答者数 (人)
1. 週に2回以上	0
2. 週に1回	0
3. 月に2回程度	5
4. 年に3回程度	167
無効	3
無回答	47
合計	222



### 排出理由

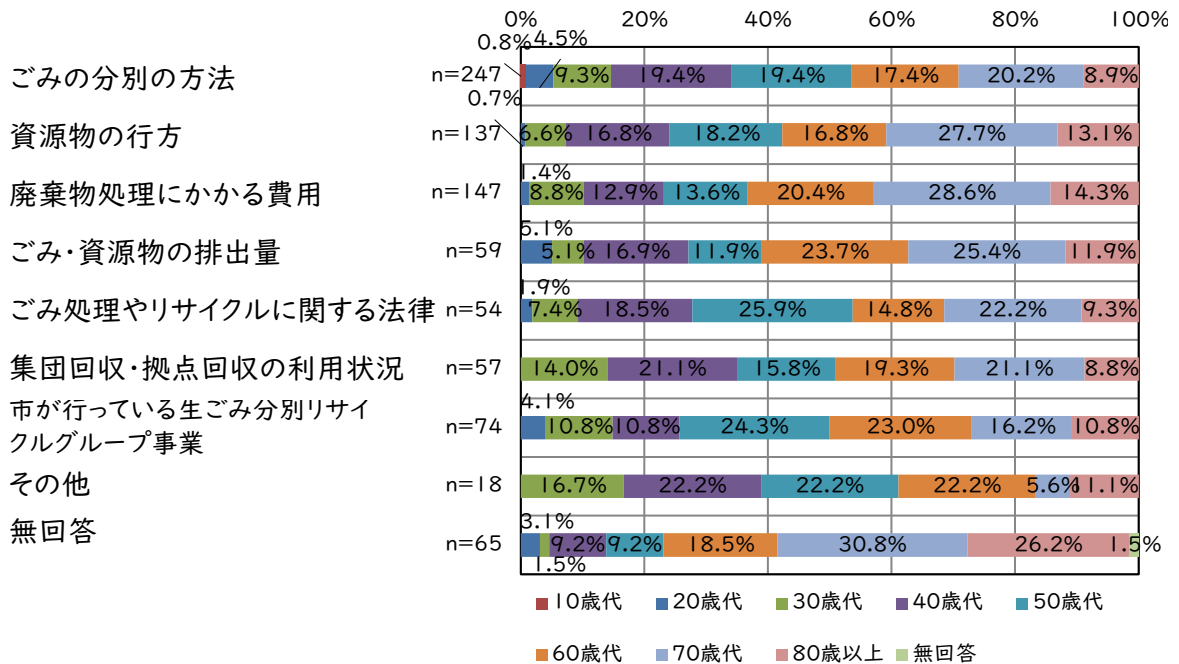
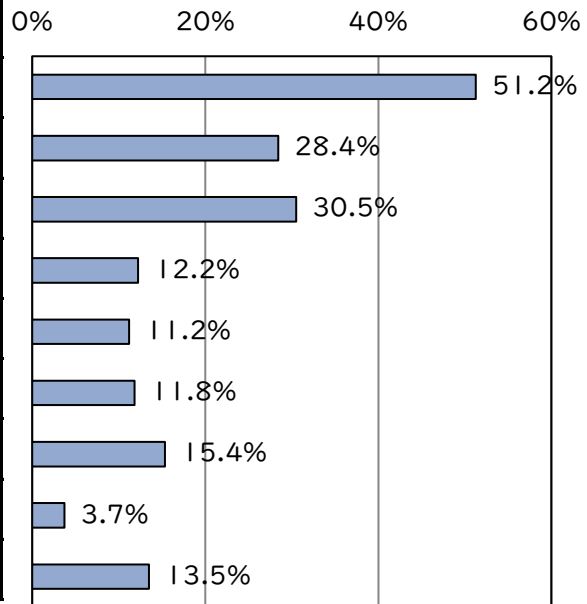
回答	回答者数 (人)
1. 朝8時まで集積所へ出せない	1
2. 家に保管したくない	15
3. 都合のよい時にごみを出せる	64
4. 大掃除等で大量にごみが発生	77
5. 60cm以下に切断することや袋詰めが困難である	30
6. 有料指定袋を利用したくない	3
7. その他	6
無効	8
無回答	18
合計	222



問23) ごみの減量やリサイクルに関して知りたい情報はどのようなことですか？(複数回答)

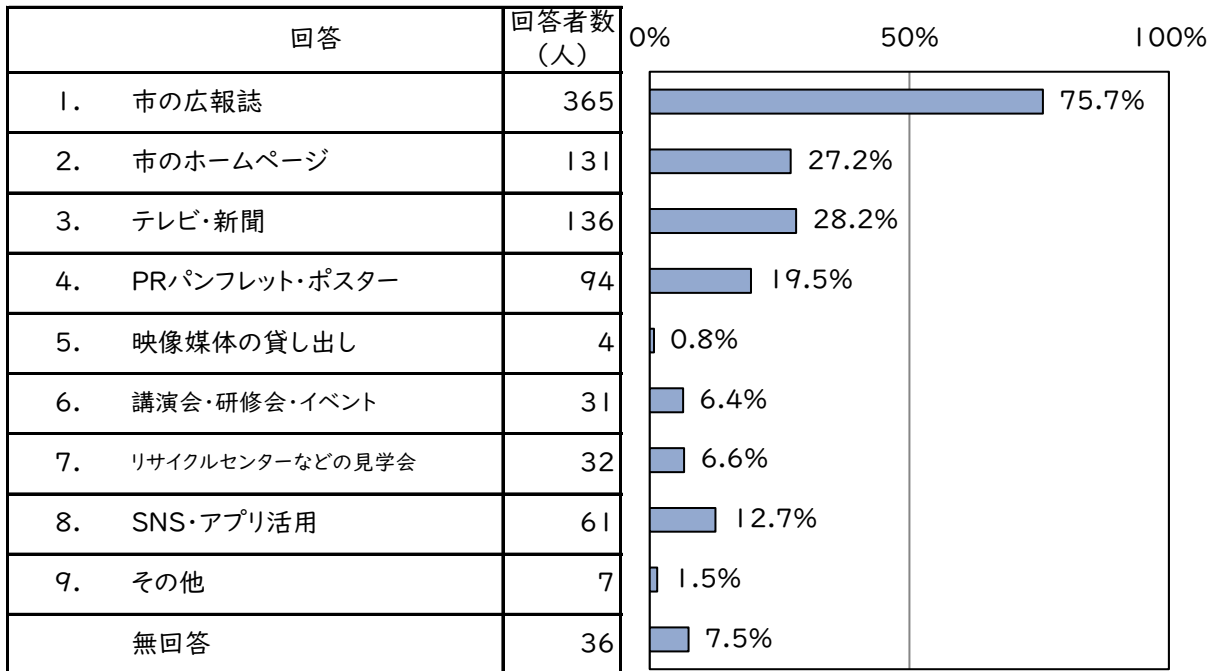
回答者482人に対する割合

回答	回答者数(人)
1. ごみの分別の方法	247
2. 資源物の行方	137
3. 廃棄物処理にかかる費用	147
4. ごみ・資源物の排出量	59
5. ごみ処理やリサイクルに関する法律	54
6. 集団回収・拠点回収の利用状況	57
7. 市が行っている生ごみ分別リサイクルグループ事業	74
8. その他	18
無回答	65



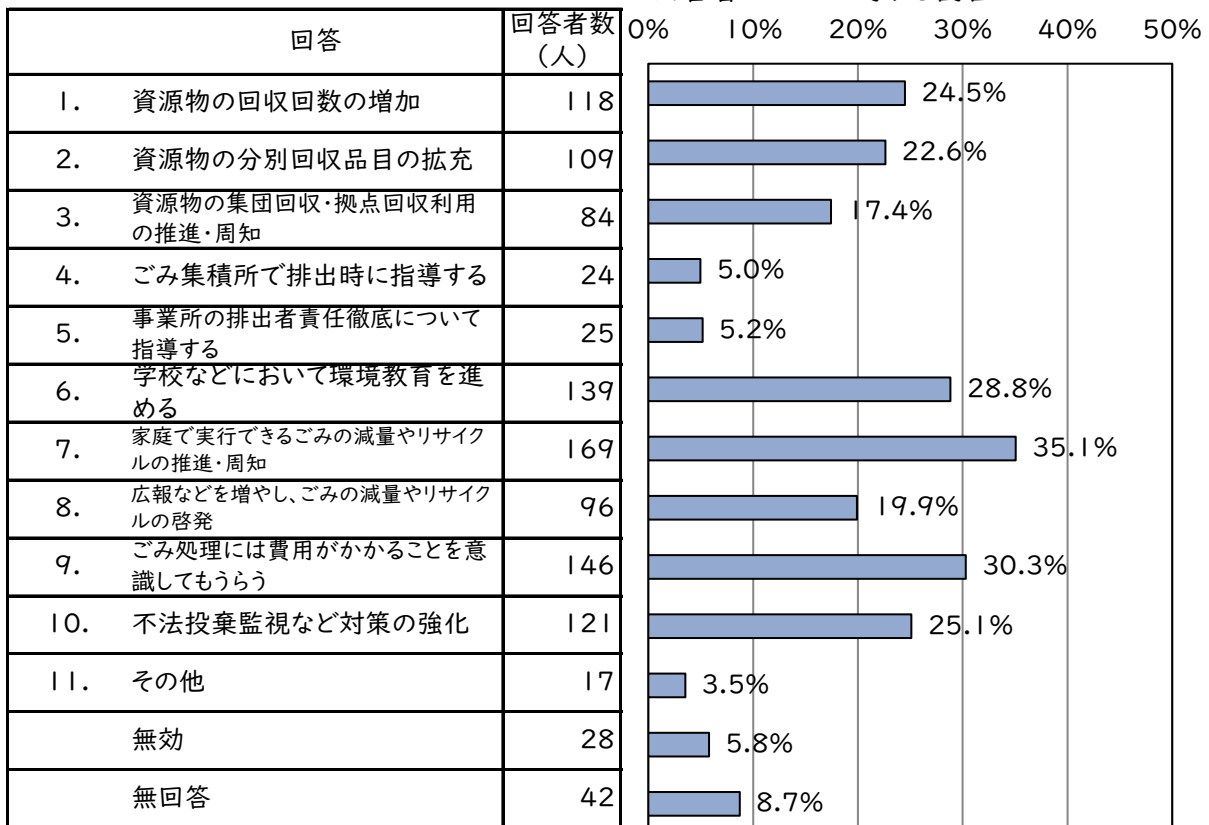
問24) 情報提供の方法については、何が効果的と思いますか？(複数回答)

回答者482人に対する割合



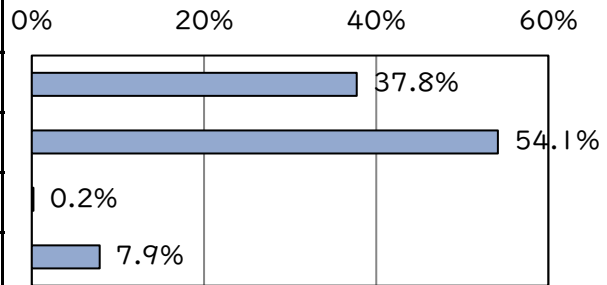
問25) ごみの減量やリサイクルを進めていくために、市はどのような取り組みを行うべきだと思いますか？(複数回答)

回答者482人に対する割合



問26) リサイクル推進のためには、分別数を増やすことが考えられます。あなたは分別数を増やすことについてどのようにお考えですか？

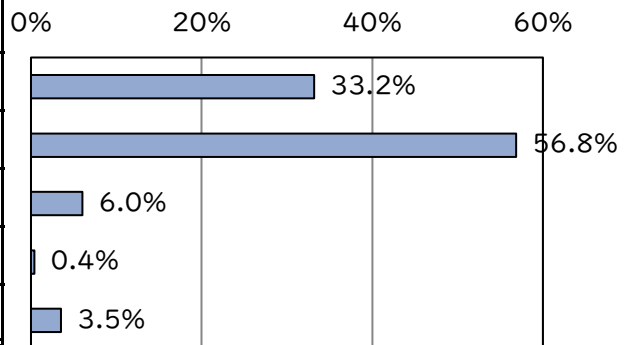
回答	回答者数 (人)
1. 増やした方がよい	182
2. 増やす必要はない	261
無効	1
無回答	38
合計	482



問27) 今後、新たなリサイクル推進のため、下記のような分別区分が増えた場合に、これらの分別排出に協力していただけますか？

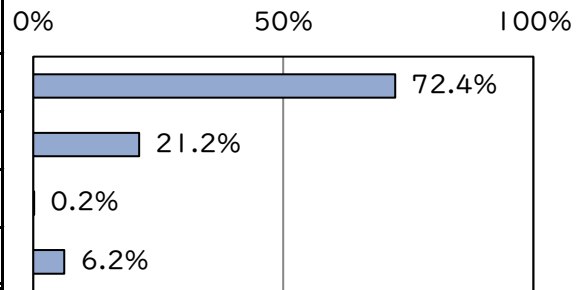
1. 野菜くず等の台所ごみ(生ごみ)

回答	回答者数 (人)
1. 協力する	160
2. 回収方法によっては協力する	274
3. 協力できない	29
無効	2
無回答	17
合計	482



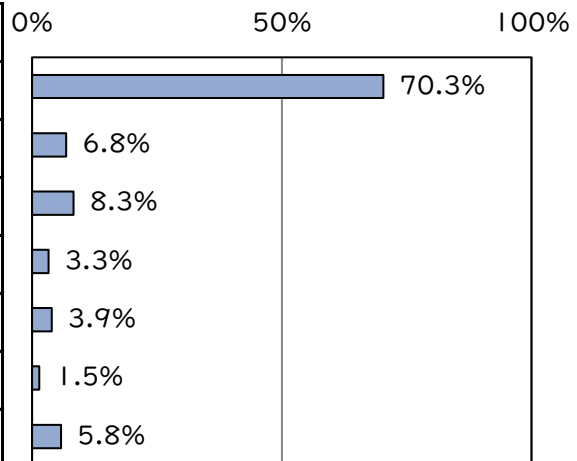
問28) 市が災害廃棄物処理計画を策定することに関心がありますか？

回答	回答者数 (人)
1. ある	349
2. ない	102
無効	1
無回答	30
合計	482



問29) あなたが地震や台風・水害などの災害に遭い、身の回りに災害廃棄物が発生した場合、その処理に関してどんなことに不安や問題を感じますか？

回答	回答者数 (人)
1. どこに置いたり運んだりすれば良いのか分からない	339
2. どうやって運べば良いのか分からない	33
3. 処理に時間がかかり、悪臭やハエなどの害虫が発生する	40
4. 処理費用は誰が負担するのか分からない	16
5. 適正に処理するために、個人で協力できることが分からない	19
6. その他	7
無回答	28
合計	482



最後に、ごみの減量やリサイクルに関してのご意見がございましたら記入してください。

自由意見	キーワード		
ごみについて困っていること自体知らなかった。具体的にどんな事をすれば良いのか分かれば、それがどんなことにつながるのか、今後何もせずにいるとどうなるのか?という事が数字や映像で分かればもっとリサイクルやごみの減量に対して積極的に動けるのではないかと思います。	リサイクル	情報	
環境に余分な負荷をかけるような過大な物は造らず、焼却せず、リサイクル出来るものは再使用するために出来ることは市民に理解を求めて行っていくこと。	リサイクル		
リサイクルセンターを毎日やってほしい。休みがあるのはおかしい。仕事していると土日しか休みがない!!	リサイクル		
衣類や布類も資源ごみとして回収する所が清掃センター以外にあるのでしょうか?数があまりない時は切って可燃ごみとして出すんですが資源として出せるならいいと思うのですが・・・リサイクルできるものその行き先、何になる、どうもう一度使われるのが分かればもう少し回収意欲が高まるのではないのでしょうか。	リサイクル	情報	
リサイクルに使うごみ袋を無料にしてほしい。	リサイクル		
減量やリサイクルはいい事ですが、大人もですが子供のごみをその辺に捨てることはいけないと学校などでもっと言ってほしい。大人もタバコ、ティッシュなど車から捨てたりしている。	リサイクル		
ごみの減量やリサイクル等々は今後の時代を生きていく上でも必要なことだと思う。	リサイクル		
ごみの減量やリサイクルの全てに高い目標をかかげてしまうと、住みにくさが先になってしまうと思う。全体の意識づけの底上げをするのか、どれか1つは境港市が1番出来ている!と自負できる目標をかかげるのかによって、優先順位をつけた取り組みが出来るのでは。アピール方法も違ってくると思います。	リサイクル		
リサイクルを行う事で個々、家庭でメリットなどがもっと周知出来たら、協力する人が増えると思う。	リサイクル	情報	
市がリサイクルデーを決めて、不要品(使える物)を回収し、各学校や公民館などで販売(学習もかねて)売り上げは困っている家庭の支援(子供食堂、子供の居場所)などに利用すれば街全体が協力しやすいのかなあと思います。	リサイクル		
リサイクルできない製品は買わないようにしている。 かたいプラスチック製品はリサイクルしていますか。木の製品をチップ化していますか。小さい酸化銅電池(時計用)だす方法に困っています。	リサイクル		
現在しているごみの分別をしっかりとやらなければならないと思いました。	分別		
余り細かく分別を決めると面倒になるので、今の状態(現状)が良いと思います。	分別		
リサイクルとして分別した物も実は焼却処分されていると聞いたが?資源は限られているのでリサイクルできるものはそうした方が良いと思うが、費用が多くかかる事との調整が難しいのかとも思う。国をあげてそうした施策を進めて欲しいと思う。境港も細かな分別で(どこかの県である様に)ぜひリサイクルを進めて欲しい。最初は大変だと思うが慣れると思う。ただ集積所に粗大ごみをこっそり出している(大きくて収集できない等の物)企業があると思う。会社等への指導もお願いしたい。(会社の収集は市ではしていないからか?民間に頼むと高いし。)	分別	リサイクル	
分別品目を拡充すべきとは思いますが、高齢者など分別そのものに苦勞する人も少なくない。その層にどう理解、推進すべきかで今後が変わると思う。	分別	高齢者	

自由意見	キーワード		
高齢者のみ家庭での分別、排出等の支援をどうするか？	分別	高齢者	
紙おむつの分別収集を詳しく知りたい。	分別		
分別収集カレンダーに書かれている言語を増やすべきと思います。現在、市内の外国の技能実習生はベトナム人が多いです。会社での指導もありますが、ベトナム語の記述も必要と思います!!この頃、中国人の労働者は見かけませんが実態はどうなのでしょう？来日する国に変化があるのでは？	分別		
皆がキチンと分別して出せばもっとリサイクルできる部分がある様に思います。市民一人々がもっとリサイクルに感心を持てる様に広報をされるのが良いと思います。	分別	リサイクル	
このアンケートをきっかけにして、ごみの分別方法等について考え直したいと思った。	分別		
分別することのメリット等があまりよく分からずにやっている所があります。メリット、デメリットの説明があれば良いと思います。	分別		
分別数や分別区分が増えることは協力したいとは思っても負担になります。生ごみの分別がうまくできるといいですね。幸い、庭が広いので埋めて土に返していますが、それだけで収集日に出すごみがかかり減ります。	生ごみ	分別	
生ごみ廃棄用の機械を各地区に配布など出来れば意識的に協力出来ると思います。	生ごみ		
いつも収集ありがとうございます。生ごみの出し方が悪い人がありカラスが網の中のごみを引っ張り出して道路に生ごみが出ている。それを片付けて下さる清掃員の方は大変だと思い、申し訳ない思いです。何故2重~3重にしたり新聞紙等に包んで出さないのかとモラルの低下に情けなく思います。市報等で知らせても見ない人もあり、個人個人の人間性だと思えます。昔より出し方が悪くなり良くなることがないように思い情けなく思います。清掃員の方本当にありがとうございます。お世話になります。	生ごみ		
コンポストや生ごみ処理機の助成金、粗大ごみのリサイクル販売等。	生ごみ	リサイクル	
最も良い解決策は(体験からの実感で)生ごみ分別です。サークル結成に数十年経過していますが、最近でも分別グループの増加はあるのでしょうか？私の属しているサークルは不変ですが地域で増えているとは思えません。その点の充実を計れば減量効果は間違いなしだと思います。	生ごみ	分別	
生ごみの仕分け必要だと思います。	生ごみ		
なるべく無駄を無くすようにし、少しでもごみを少なくするように努力していきたい。まずは、家庭内での生ごみから考えるようにする。	生ごみ		
魚料理が多いのでその生ごみの処理に頭を悩ませています。(水切が難しい、放置すると臭うなど)良い処理方法があれば知りたいです。	生ごみ		
生ごみはまだ減らせると思うので、家庭で出来る色々な方法を知りたい。	生ごみ		
軟質プラについてですが、再利用するのにプラ表示があっても硬いと出せない。軟質プラは燃える燃料にはならないのか、不燃物にする方がごみが増える(処分)気がする。軟質プラの行方が知りたい。ペットボトルのキャップの収集をして欲しい。自宅に保管している方が多いと思う(意識の高い方)子供達は学校でリサイクル等の教育を受けていて意識が高いが高齢者等知る機会のない方が分別が難しいと思う。	プラスチック	ペットボトル	分別
現状でもリサイクルできる物が可燃ごみ袋に入れられている。軟プラ回収袋売り場に「プラスチックは資源です」とかのチラシを貼ってもらうとか啓発する。「軟プラ回収袋を利用するとこんなに可燃ごみが減ります」とかの写真チラシを貼ってもらうとか。	プラスチック	リサイクル	
プラ容器をどこまできれいにし出すのか特に油分が多いとつい可燃ごみに出すことがあります。	プラスチック		

自由意見	キーワード		
ごみの収集場所の管理をどのようにしたらいいか、地域の問題とは思いますが市からも呼びかけをしてほしい。ごみの減量に市が努力しておられることを清掃センターの方にお話を聞く機会があり改めて強く感じ野菜くずの処理や水切に気を付けている。軟質プラスチックごみを分別すると、可燃ごみがずっと少なくなった。もっと推進してもらいたい。	プラスチック	集積所	分別
単純にごみを減量するためだけなら、分別化より細分化することは分かります。ただ、数年前から行っている軟プラにしても、回収に係るトータルコスト、または環境への負荷を軽減することになっているのでしょうか？そういった情報も知りたいと思っています。	プラスチック	分別	
軟プラごみが多い。包装の形体を変えて欲しい。	プラスチック		
ビン、カンの回収の時にペットボトルも一緒に回収して欲しい。	ペットボトル		
市のペットボトル回収ボックスにキャップを入れる場所（一部付いているところもあるが）を設置してほしい。	ペットボトル	キャップ	
・不燃ごみ・・・回収できないごみが時々捨てられているが、回収できると思いついた人も多いと思うので実際に出してあった（回収できない品目）をまとめて市報などにお知らせしても良いのでは（スプレー缶の捨て方みたいに）。 ・各地区のペットボトルの回収BOXのまわりにペットボトルのキャップが土の上に沢山捨てられていることが多い。キャップの回収容器でもあれば（公民館に置いてあるのは知っているが知らない人も多い）ペットボトル回収BOXがおいてある所には必要だと思う。 ・廃食油・・・以前は会館に置いてある回収容器に持って行っていたが回収容器に入れるのは手が汚れるし面倒くさい。回収容器ではなく家庭にあるペットボトル（牛乳パックなど）に入れそのまま置いておくのは可能なのか？回収容器はいらないのではないか。	ペットボトル	不燃ごみ	キャップ
ペットボトルを不燃物を出すすべての所に出させて欲しいです。	ペットボトル	不燃ごみ	
ペットボトル、白トレイなど公民館、スーパーに持って行っているが、すぐいっぱいになっている為、地域の集積所に週一でも（月一でも回収に来てもらいたいです。（あふれているので置くのに戸惑ってします）	ペットボトル		
不燃物の集積場所のパトロールを特に夜間お願いします。（不法投棄予防になる）	不法投棄		
不法投棄する者への厳罰は必要。	不法投棄		
まずは、不法投棄を徹底して無くす事。	不法投棄		
ごみ回収場所の選定管理について、地域の自治会への依存が大きい。自治会に非協力的な市民もいる。	自治会		
各自でごみを減らす事にもっと呼びかけ、自治会の会合などで勉強して意見を言う場所設けて、協力してもらおうようにしてみたらどうでしょう。	自治会		
ごみの収集場所に分別してないごみを出す人が多すぎる。一人一人の意識の向上をはかる方法を考える必要があるではないでしょうか？	集積所	分別	
網ネットだけの集積所、いつもではないがカラス等につつかれごみが散乱しています。各自治会のやり方ではありますが、「網ネットは廃止、ゲージ式にした方が・・・」そこを通ると、きたなく、見た目も悪く、しかし何も無いので、片付けもできません・・・？	集積所		



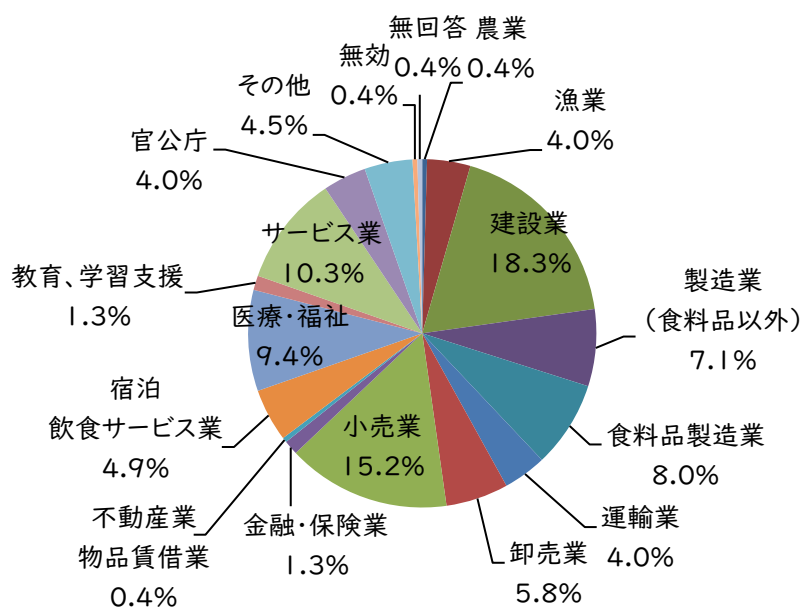
自由意見	キーワード		
ペットボトルは市役所に持って行っているが、ビン、カン、不燃、有害ごみなども、随時回収してもらえるところを作ってほしい。仕事をしているので平日の日中しか受け付けていない場所だと行けない。スーパーやコンビニで弁当などの”上げ底”が最近常態化しているが中身を減らして相対的にごみを増やしているの、自治体で出来る範囲で規制してほしい。	不燃 ごみ		
リサイクルに関する事が分からないが、びん、缶類や不燃物の回収場でびんのラベルを付けたままあきらかに違うごみが回収場に出されていて、とても不快で、人に迷惑だと思わないのかと腹が立つ時があり回収される方の苦勞を思うと残念にも思います。どうにか防げる事ができないものかといつもごみを見ると思っています。	不燃 ごみ	リサイ クル	
・不燃ごみの出し方が良く分からないので具体的に知りたい(割れてないガラス製品多数の時箱で出しても良いのかとか)。 ・市のHPの収集カレンダー利用しています。表示がエラーになっている事が度々あるのでもっと利用しやすくなると思います。	分別 方法	不燃 ごみ	
粗大ごみの分別内容が分からないので具体的にリストアップしてほしい。	分別 方法		
いつもごみの収集などお世話になっています。ありがとうございます。祝日も収集をしていただいて、とても助かります。	その他		
市内のどこのスーパーで何のごみが捨てられるか、公民館や他の場所で何が捨てられるのか一覽で見てみたい。	その他		
乾電池の回収を回数を増やすか、いつでも回収できる場所を作って欲しい。	その他		
米子市に比べて境港はごみ回収する人間の年齢層が高いので、若い人が回収していけば現状がよく分かり、今後どうしていけば良いかなど、良い意見が出てくるのではないかと思う。	その他		
個包装が多すぎて、昔のように物によっては量り売りとか、個数で販売してもらえるといいですね。	その他		
衣類の日があれば良いです。	その他		
ごみ処理場を新しくしてほしい。	その他		
まだピンクの袋をあまり利用しない人が多いと思う(若い人が多い)袋の値段や扱いやすさ等、何かは思いつかないがメリットがあると使用しやすいのではないか。	その他		
実家の整理などでまだ使えるものを処分しないといけない場合、どなたか必要とされる方に使ってもらえるとごみの減量につながるのではないのでしょうか。自由に持ち込んだり、もって帰ってもらえる場所があればいいですね。	その他		
いろいろごみ処理をしてもらってありがたいと思っております。	その他		
消火器等の処理に困っています。買い替えなければ処理しないお店が多く処分できません。市の方で処理していただければ良いのですが、指定引取場所が遠方で車がないと不便です。市の方で1年に一回位協力していただければと思います。	その他		
関係者の皆様の御尽力に感謝申し上げます。	その他		
質問に対して分からない所や何に対しての答えなのか?考える所があります。	その他		
ごみの情報はほとんどないので処理についてお知らせください。自分のやり方でどうなのか考える機会となる。改善します。	その他		
油ばかりではなくコーヒーかすや(TVで牛舎の消臭剤に再利用していたので)、茶殻など何かに利用できないだろうかと思う時もある。	その他		
マイバッグを持参することでビニール袋の削減を図っているが、家庭でビニール袋を購入して使用しているのでビニール袋の削減が出来ていない。境港市としてはどのように考えているのか意見が知りたい。	その他		
ごみを宝にする。	その他		

自由意見	キーワード	
処理に関係する方々は大変な業務と思いますが、今後共宜しく御願います。	その他	
衣類は切断したりするのが面倒なので他の市はごみ袋に入れればごみに出せるらしいですが、車がなくてなかなか清掃センターに搬入も出来なく不便です。布団は大きくて無理ですが衣類のごみはごみに出せるとありがたいです。化粧品とかクリームなど残っている物はどのようにごみに出せばいいかわかりませんので処理の仕方をお願いします。	その他	
個人個人の性格に依るところが大きいかと思われませんが幼少の頃からの躰（教育）も大切ではないかと存じます。	その他	
出来る事は協力していきたいと思っています。	その他	
草の処分が1回につき2袋までなのは何故なのか。草刈りをした際出せなくて困る。またごみ袋に名前を書くようになっていたが、書いてなくても収集されている。このルールは無くても良いと思う。	その他	
指定されたその日のごみ以外、出される家がある。	その他	
毎回、収集の方には感謝しております。しばらくの間カラスの被害で散らかった残飯を何事も無かった様にきれいに掃除して出発される姿には感心して地域の皆さんと話し合い防護柵を買うことにしました。感謝!	その他	
ごみ回収施設の2ヶ所が土日休みなので土日休みの人は出しにくい。回収施設の車の進行方向に矢印があれば逆走するなどの心配が少なくなると思っています。	その他	
現在ごみの減量は物が多すぎて大変!	その他	
大切な事ではありますが、いざその事に直面した時の難しさ!!全部が分ける事なく処理する事が出来たならと考えるものです。	その他	
ディスプレイの取り付けを推進して欲しい。ディスプレイの補助金が出るようにして欲しい。これが家庭にあれば確実にごみが減らせると思う。	その他	
資源ごみの回収BOXをスーパーだけでなく近くの例えばいつも可燃ごみを出す集積所に設置して気軽に出せる様にするとか。	その他	
廃棄物処理法よりも製造物責任法に注目していく時代になっている。公共工事で発生するごみに時効なく製造物責任を徹底する市や町に人が安心して住める時代が来ている。	その他	
どのごみが処理コスト高となっているのか?	その他	
あまりにも複雑すぎて、みんなが生ごみとしていろいろと出していると思う。あと、収集場所が地域によって、たくさんある町と、少ない町がありすごく不公平です。 自宅前とかにあったらもっとごみの減量に協力するけど、あと、回収の人の態度が悪すぎる。たまにぎりぎり出すとものすごく顔がおこっている。時間もまちまちだし。きちんと時間通りに来て欲しいです。ネットもきたなくしたままで、少し気を使って欲しいです。だいたい意見書いてもきちんと目をとおしていませんか?ぜんぜん反映されていないですよ。役人たちは、民間人ならくびですよ。血税、きちんと仕事して下さい。皆たいへんなんで、コロナでお金なくて袋ただでもいいと思います。きたろうロードでもうかっているはずですよ。境港市は、まだまだもんくたくさんありますが...	その他	

<事業者>

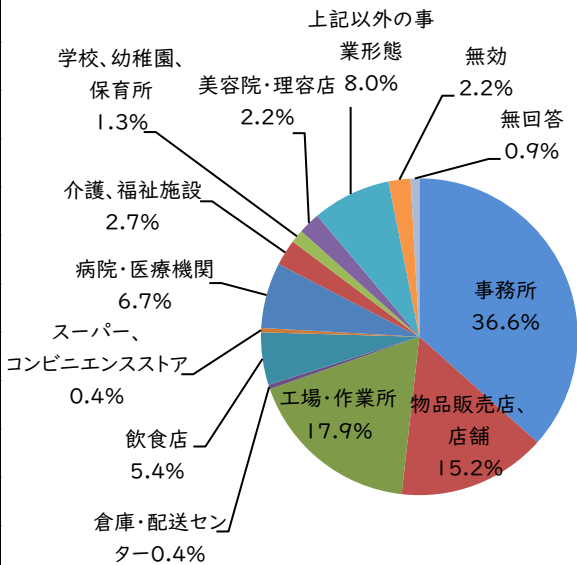
問1) 貴事業所の業種をお答えください。

回答	回答数(社)	割合(%)
1. 農業	1	0.4%
2. 漁業	9	4.0%
3. 建設業	41	18.3%
4. 製造業(食料品以外)	16	7.1%
5. 食料品製造業	18	8.0%
6. 情報通信業	0	0.0%
7. 運輸業	9	4.0%
8. 卸売業	13	5.8%
9. 小売業	34	15.2%
10. 金融・保険業	3	1.3%
11. 不動産業・物品賃借業	1	0.4%
12. 宿泊・飲食サービス業	11	4.9%
13. 医療・福祉	21	9.4%
14. 教育、学習支援	3	1.3%
15. サービス業	23	10.3%
16. 官公庁	9	4.0%
17. その他	10	4.5%
無効	1	0.4%
無回答	1	0.4%
合計	224	100.0%



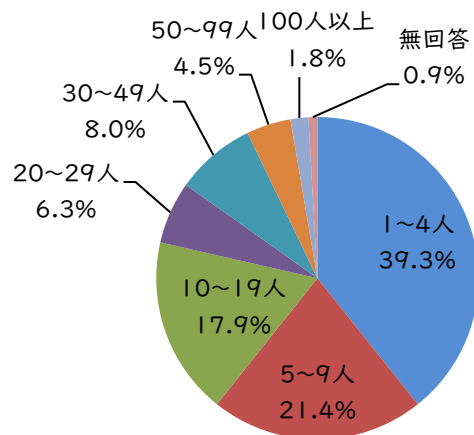
問2) 貴事業所の形態をお答えください。

回答	回答数(社)	割合(%)
1. 事務所	82	36.6%
2. 物品販売店、店舗	34	15.2%
3. 工場・作業所	40	17.9%
4. 倉庫・配送センター	1	0.4%
5. 飲食店	12	5.4%
6. スーパー、コンビニエンスストア	1	0.4%
7. 病院・医療機関	15	6.7%
8. 介護、福祉施設	6	2.7%
9. 学校、幼稚園、保育所	3	1.3%
10. 美容院・理容店	5	2.2%
11. 上記以外の事業形態	18	8.0%
無効	5	2.2%
無回答	2	0.9%
合計	224	100.0%



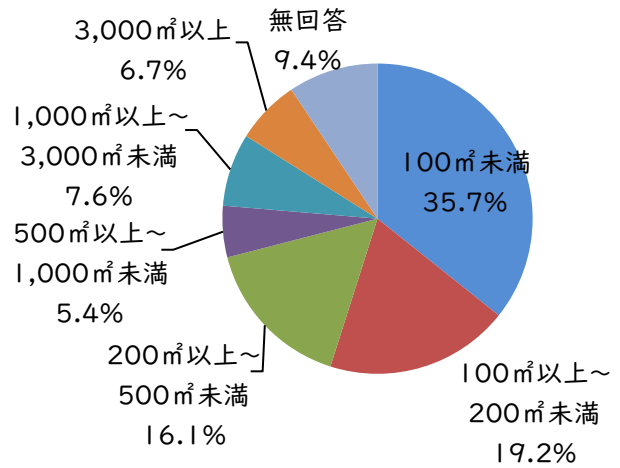
問3) 貴事業所の従業員数(経営者・パート・アルバイト等含む)をお答えください。

回答	回答数(社)	割合(%)
1. 1~4人	88	39.3%
2. 5~9人	48	21.4%
3. 10~19人	40	17.9%
4. 20~29人	14	6.3%
5. 30~49人	18	8.0%
6. 50~99人	10	4.5%
7. 100人以上	4	1.8%
無回答	2	0.9%
合計	224	100.0%



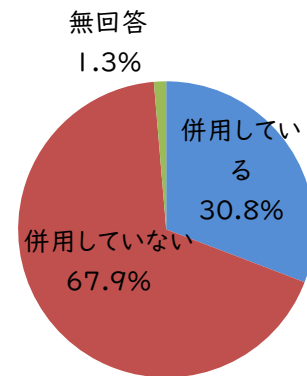
問4) 貴事業所の延床面積をお答えください。

回答	回答数(社)	割合(%)
1. 100㎡未満	80	35.7%
2. 100㎡以上～200㎡未満	43	19.2%
3. 200㎡以上～500㎡未満	36	16.1%
4. 500㎡以上～1,000㎡未満	12	5.4%
5. 1,000㎡以上～3,000㎡未満	17	7.6%
6. 3,000㎡以上	15	6.7%
無回答	21	9.4%
合計	224	100.0%



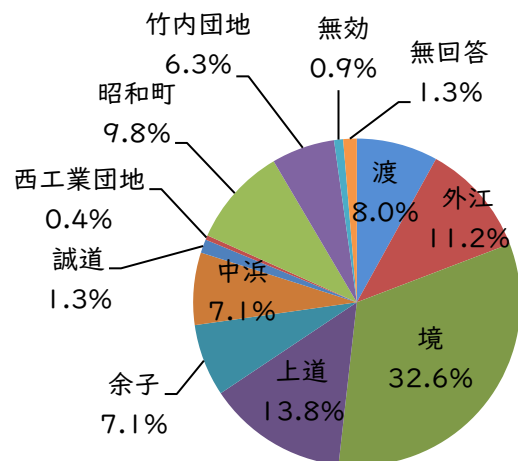
問5) 貴事業所は住居と併用されていますか。

回答	回答数(社)	割合(%)
1. 併用している	69	30.8%
2. 併用していない	152	67.9%
無回答	3	1.3%
合計	224	100.0%

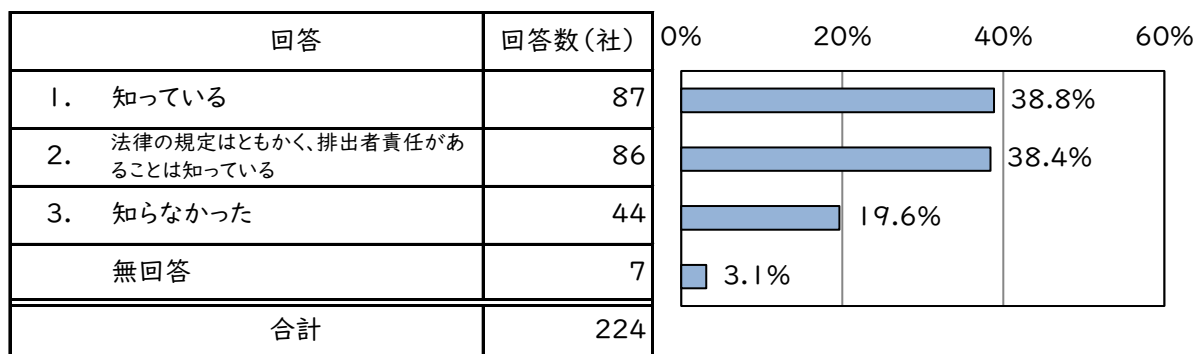


問6) 貴事業所の所在地はどの地区ですか。

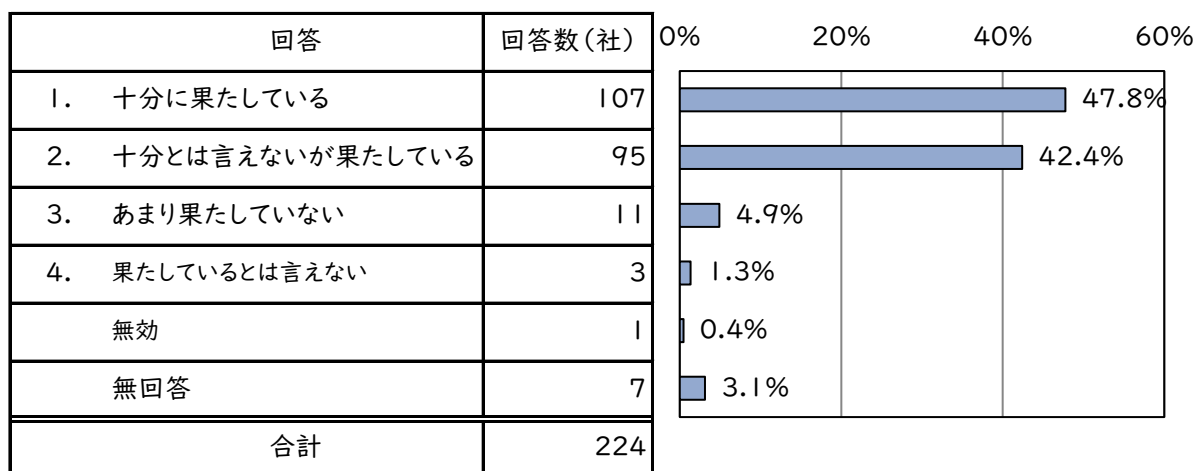
回答	回答数(社)	割合(%)
1. 渡	18	8.0%
2. 外江	25	11.2%
3. 境	73	32.6%
4. 上道	31	13.8%
5. 余子	16	7.1%
6. 中浜	16	7.1%
7. 誠道	3	1.3%
8. 西工業団地	1	0.4%
9. 昭和町	22	9.8%
10. 竹内団地	14	6.3%
無効	2	0.9%
無回答	3	1.3%
合計	224	100.0%



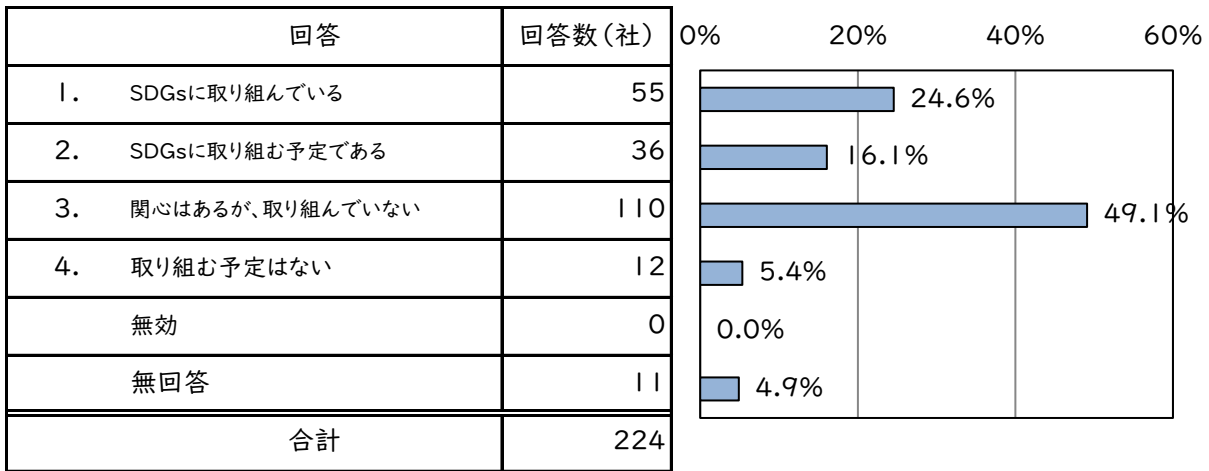
問7) 貴事業所では、(上記のような)事業者の排出者責任について知っていましたか?



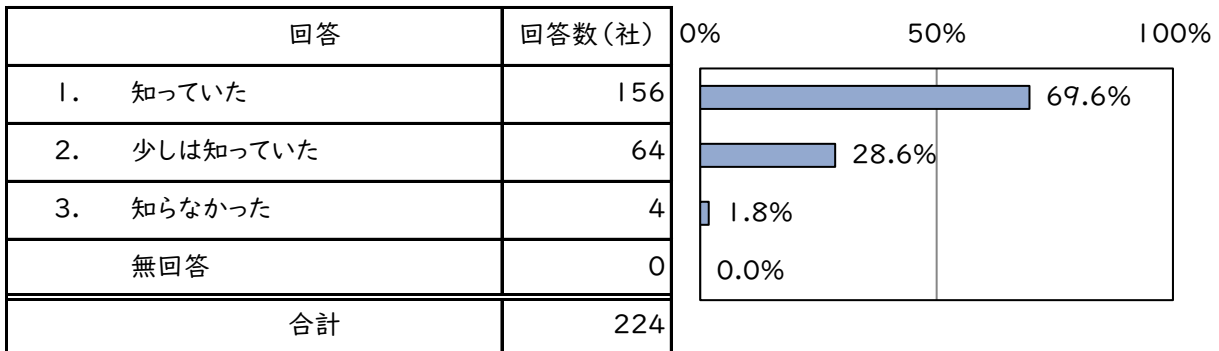
問8) 貴事業所では、排出者責任を果たしていると思いますか?



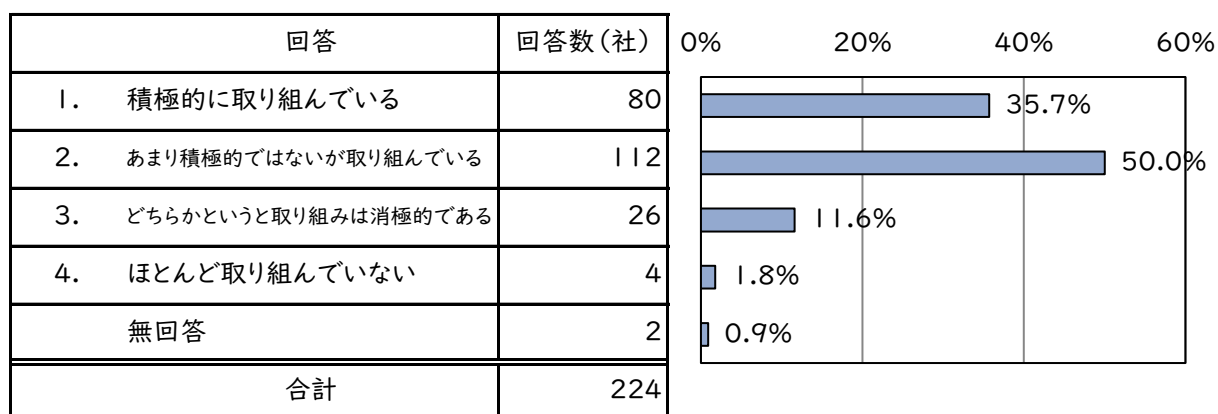
問9) 貴事業所では、SDGsへの取組みを推進していますか？



問10) 貴事業所では、(上記のような)事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分及び処理方法の違いをご存知でしたか？



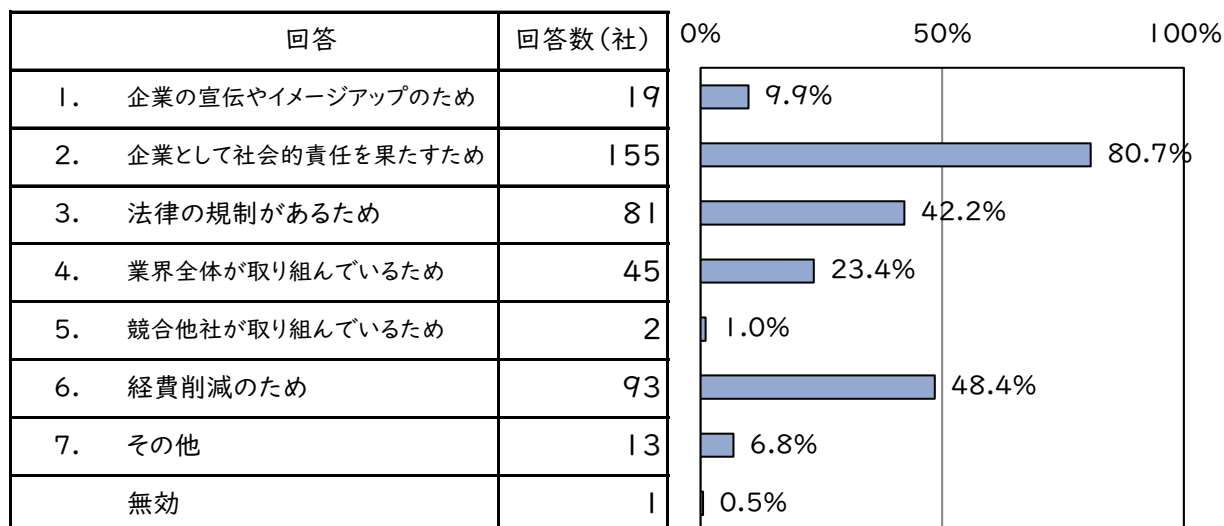
問11) 貴事業所では、ごみの減量やリサイクルにどのように取り組んでいますか？



問12) 問11)で1か2のいずれかを選んだ方にお聞きします。

貴事業所がごみの減量やリサイクルに取り組まれる理由は何ですか？(複数回答)

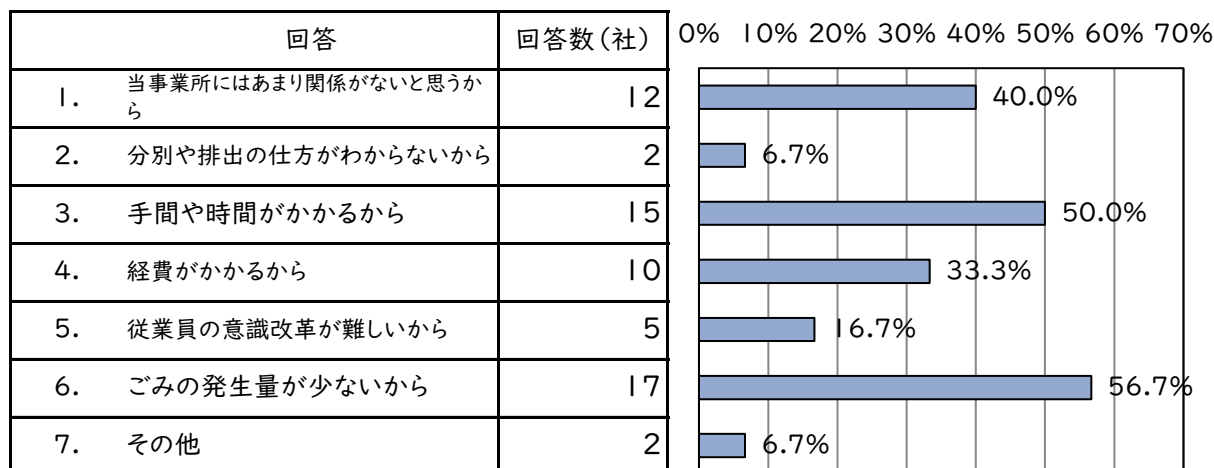
問11)で1か2のいずれかを選んだ192社に対する割合



問13) 問11)で3か4のいずれかを選んだ方にお聞きします。

貴事業所がごみの減量やリサイクルに消極的な理由は何ですか？(複数回答)

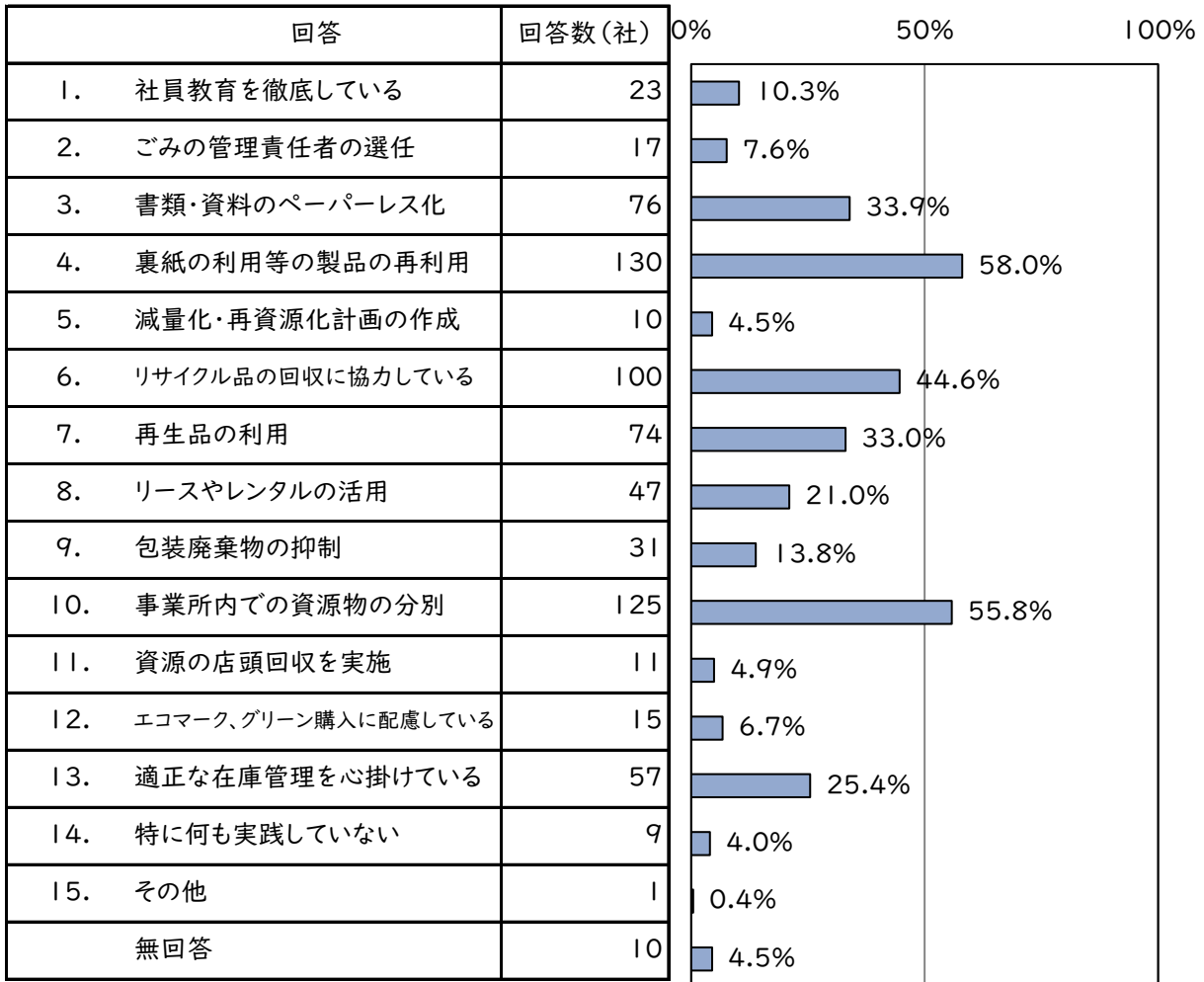
問11)で3か4のいずれかを選んだ30社に対する割合





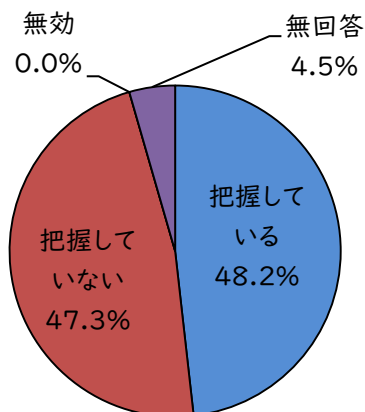
問14) 貴事業所では、ごみの減量やリサイクルに関してどのようなことを実践していますか？  
(複数回答)

回答224社に対する割合



問15) 貴事業所では、事業系ごみの処理料金にいくらかかっているのかを把握されていますか?把握されている場合は、該当する処理方法別に処理料金(おおよその金額)をご記入ください。

回答	回答数(社)	割合(%)
1. 把握している	108	48.2%
2. 把握していない	106	47.3%
無効	0	0.0%
無回答	10	4.5%
合計	224	100.0%



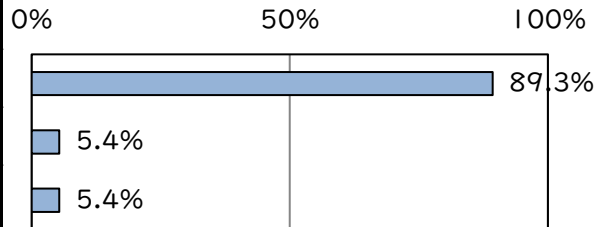
	件数	平均(円)
I 市の集積所に出す際の事業用可燃ごみ袋にかかる料金(円/月)	54	910
II 市のごみ処理施設に直接搬入する際にかかる処理料金(円/月)	18	6,809
III ごみ処理業者に処理を委託する際にかかる処理料金(月/円)	62	95,740
IV その他	3	11,100

※件数は、「1.把握している」と回答している方の複数回答によるものである。

問16) 貴事業所での1ヶ月あたりの事業系ごみの排出・処理状況についてお答えください。ごみの種類ごとにごみが「発生する」、「発生しない」を選択し、「発生する」を選択した場合は、排出量と処理方法を記入してください。

1.可燃ごみ  
発生の有無

回答	回答数(社)
1. 発生する	200
2. 発生しない	12
無回答	12
合計	224

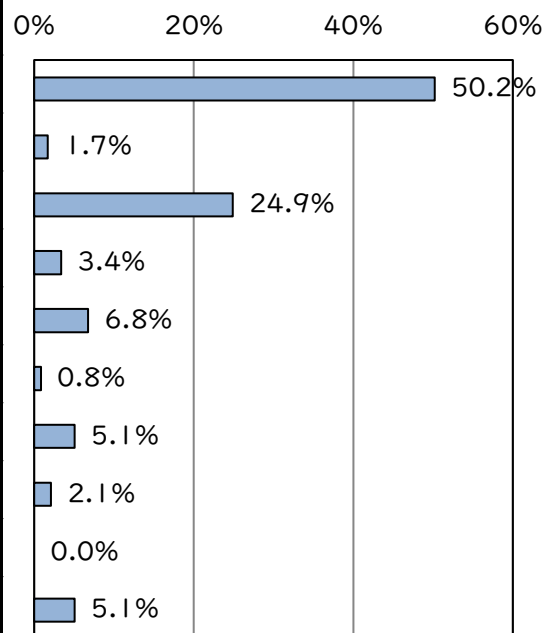


1ヶ月あたりの排出量

	件数	平均
重量(kg)	60	74.5
個数(袋)	154	13.4

処理方法

回答	回答数(社)
1. 市の集積所にごみとして出している	119
2. 市の集積所に資源物として出している	4
3. ごみの収集運搬業者(許可業者)にごみとして出している	59
4. ごみの収集運搬業者(許可業者)に資源物として出している	8
5. 市の処理施設に直接搬入している	16
6. 入居している建物の管理者に任せている	2
7. 産業廃棄物として処理している	12
8. その他	5
無効	0
無回答	12

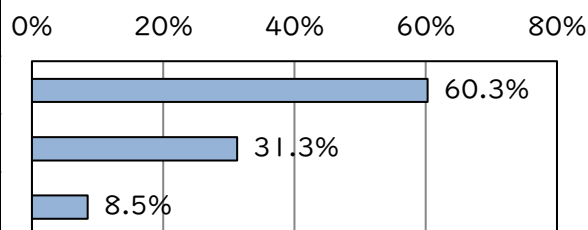


※回答数(社)は、「1.発生する」と回答している方の複数回答によるものである。

## 2.軟質プラスチック

### 発生の有無

回答	回答数(社)
1. 発生する	135
2. 発生しない	70
無回答	19
合計	224

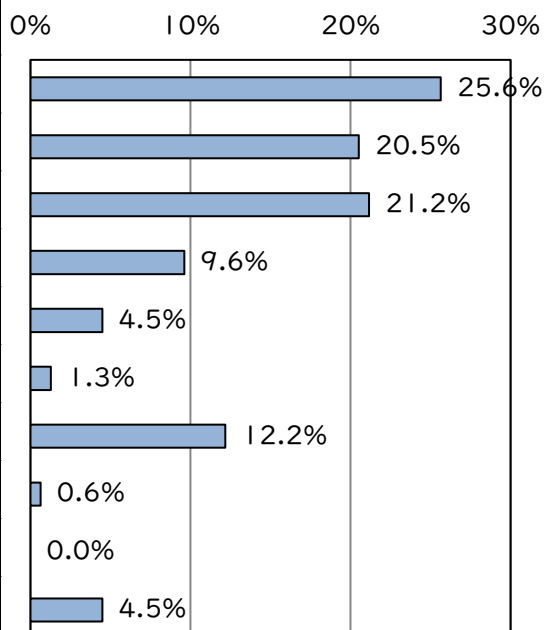


### 1ヶ月あたりの排出量

	件数	平均
重量(kg)	37	525.9
個数(袋)	99	2.8

### 処理方法

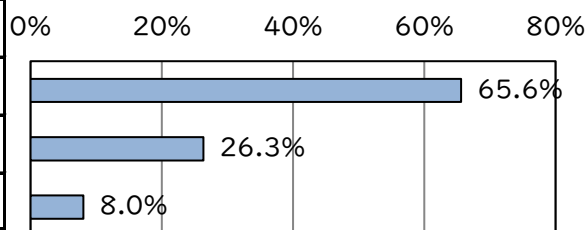
回答	回答数(社)
1. 市の集積所にごみとして出している	40
2. 市の集積所に資源物として出している	32
3. ごみの収集運搬業者(許可業者)にごみとして出している	33
4. ごみの収集運搬業者(許可業者)に資源物として出している	15
5. 市の処理施設に直接搬入している	7
6. 入居している建物の管理者に任せている	2
7. 産業廃棄物として処理している	19
8. その他	1
無効	0
無回答	7



※回答数(社)は、「1.発生する」と回答している方の複数回答によるものである。

### 3.不燃ごみ 発生の有無

回答	回答数(社)
1. 発生する	147
2. 発生しない	59
無回答	18
合計	224

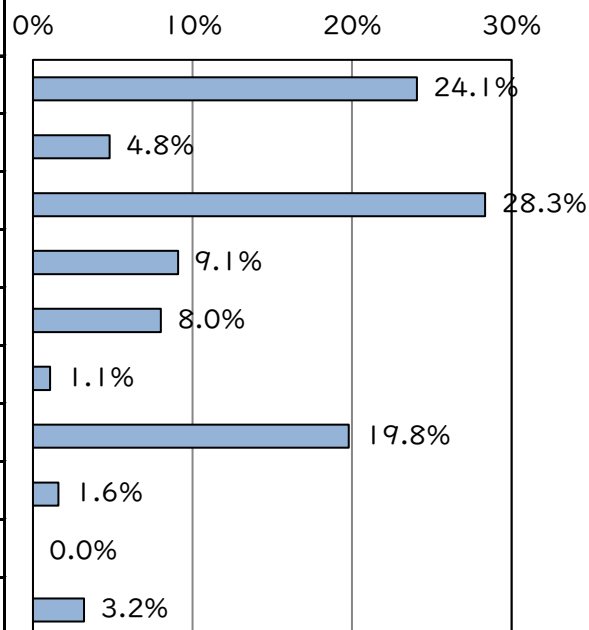


### 1ヶ月あたりの排出量

	件数	平均
重量(kg)	58	40.4
個数(袋)	82	1.7

### 処理方法

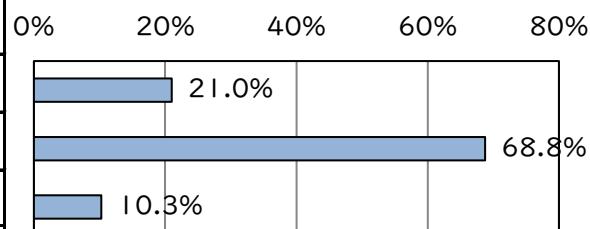
回答	回答数(社)
1. 市の集積所にごみとして出している	45
2. 市の集積所に資源物として出している	9
3. ごみの収集運搬業者(許可業者)にごみとして出している	53
4. ごみの収集運搬業者(許可業者)に資源物として出している	17
5. 市の処理施設に直接搬入している	15
6. 入居している建物の管理者に任せている	2
7. 産業廃棄物として処理している	37
8. その他	3
無効	0
無回答	6



※回答数(社)は、「1.発生する」と回答している方の複数回答によるものである。

#### 4.粗大ごみ 発生の有無

回答	回答数(社)
1. 発生する	47
2. 発生しない	154
無回答	23
合計	224

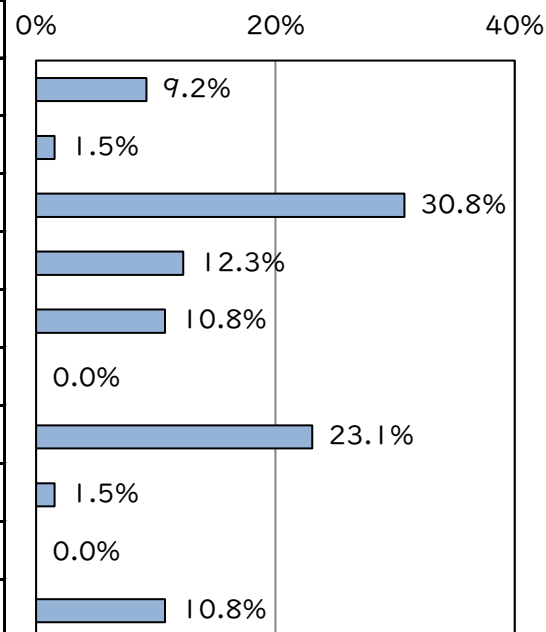


#### 1ヶ月あたりの排出量

	件数	平均
重量(kg)	17	108
個数(袋)	16	1.7

#### 処理方法

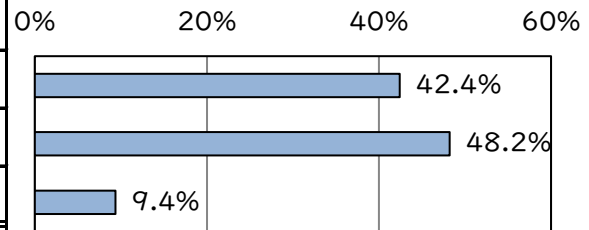
回答	回答数(社)
1. 市の集積所にごみとして出している	6
2. 市の集積所に資源物として出している	1
3. ごみの収集運搬業者(許可業者)にごみとして出している	20
4. ごみの収集運搬業者(許可業者)に資源物として出している	8
5. 市の処理施設に直接搬入している	7
6. 入居している建物の管理者に任せている	0
7. 産業廃棄物として処理している	15
8. その他	1
無効	0
無回答	7



※回答数(社)は、「1.発生する」と回答している方の複数回答によるものである。

5.有害ごみ  
発生の有無

回答	回答数(社)
1. 発生する	95
2. 発生しない	108
無回答	21
合計	224

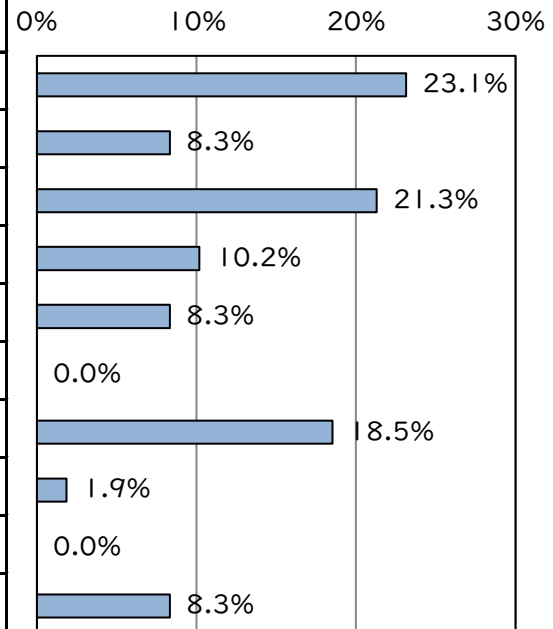


1ヶ月あたりの排出量

	件数	平均
重量(kg)	35	6.2
個数(袋)	35	1.1

処理方法

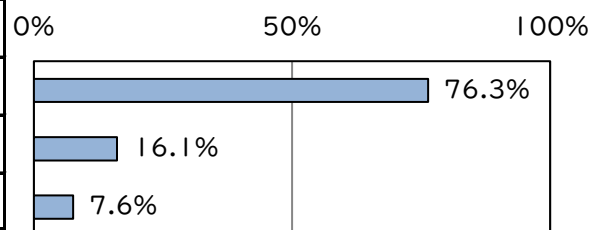
回答	回答数(社)
1. 市の集積所にごみとして出している	25
2. 市の集積所に資源物として出している	9
3. ごみの収集運搬業者(許可業者)にごみとして出している	23
4. ごみの収集運搬業者(許可業者)に資源物として出している	11
5. 市の処理施設に直接搬入している	9
6. 入居している建物の管理者に任せている	0
7. 産業廃棄物として処理している	20
8. その他	2
無効	0
無回答	9



※回答数(社)は、「1.発生する」と回答している方の複数回答によるものである。

## 6.資源ごみ古紙類 発生の有無

回答	回答数(社)
1. 発生する	171
2. 発生しない	36
無回答	17
合計	224

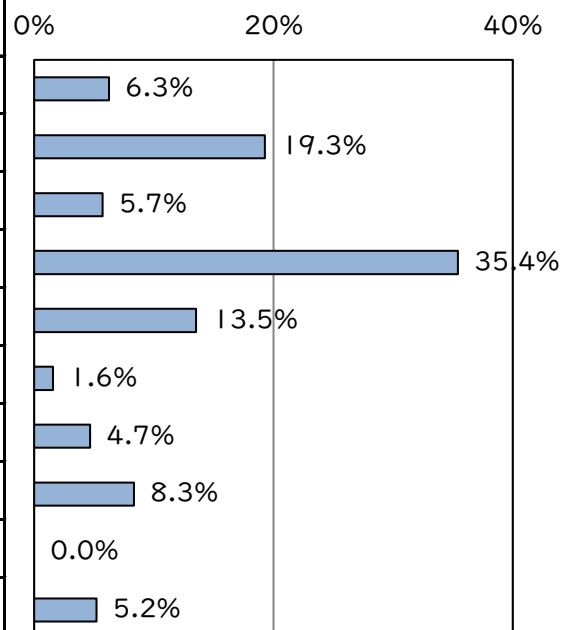


## 1ヶ月あたりの排出量

	件数	平均
重量(kg)	62	321.5
個数(袋)	64	2.1

## 処理方法

回答	回答数(社)
1. 市の集積所にごみとして出している	12
2. 市の集積所に資源物として出している	37
3. ごみの収集運搬業者(許可業者)にごみとして出している	11
4. ごみの収集運搬業者(許可業者)に資源物として出している	68
5. 市の処理施設に直接搬入している	26
6. 入居している建物の管理者に任せている	3
7. 産業廃棄物として処理している	9
8. その他	16
無効	0
無回答	10

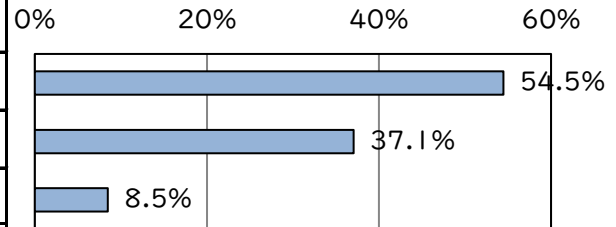


※回答数(社)は、「1.発生する」と回答している方の複数回答によるものである。



7.資源ごみびん缶類  
発生の有無

回答	回答数(社)
1. 発生する	122
2. 発生しない	83
無回答	19
合計	224

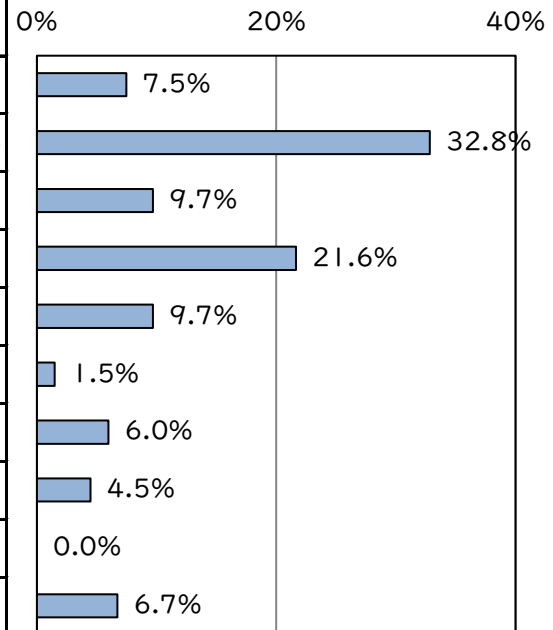


1ヶ月あたりの排出量

	件数	平均
重量(kg)	38	68.1
個数(袋)	63	1.6

処理方法

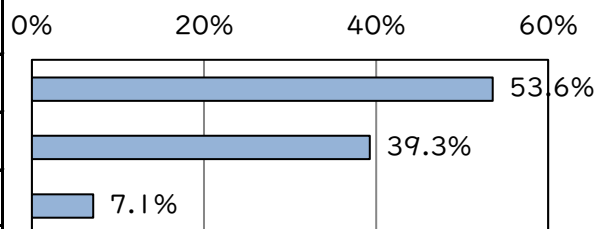
回答	回答数(社)
1. 市の集積所にごみとして出している	10
2. 市の集積所に資源物として出している	44
3. ごみの収集運搬業者(許可業者)にごみとして出している	13
4. ごみの収集運搬業者(許可業者)に資源物として出している	29
5. 市の処理施設に直接搬入している	13
6. 入居している建物の管理者に任せている	2
7. 産業廃棄物として処理している	8
8. その他	6
無効	0
無回答	9



※回答数(社)は、「1.発生する」と回答している方の複数回答によるものである。

## 8.ペットボトル 発生の有無

回答	回答数(社)
1. 発生する	120
2. 発生しない	88
無回答	16
合計	224

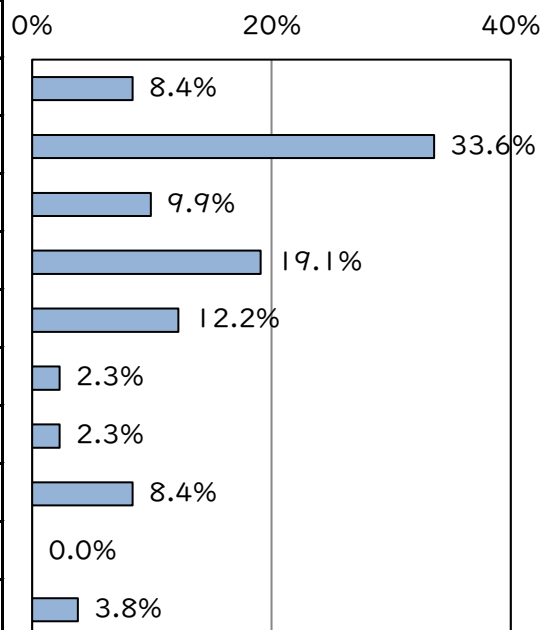


## 1ヶ月あたりの排出量

	件数	平均
重量(kg)	31	6.1
個数(袋)	62	2.1

## 処理方法

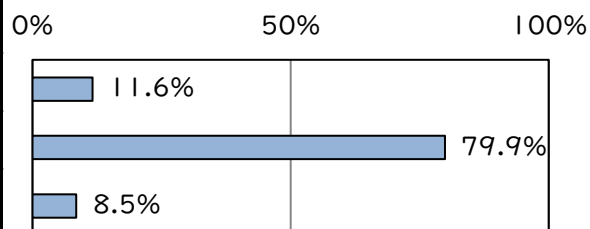
回答	回答数(社)
1. 市の集積所にごみとして出している	11
2. 市の集積所に資源物として出している	44
3. ごみの収集運搬業者(許可業者)にごみとして出している	13
4. ごみの収集運搬業者(許可業者)に資源物として出している	25
5. 市の処理施設に直接搬入している	16
6. 入居している建物の管理者に任せている	3
7. 産業廃棄物として処理している	3
8. その他	11
無効	0
無回答	5



※回答数(社)は、「1.発生する」と回答している方の複数回答によるものである。

9.白色トレイ  
発生の有無

回答	回答数(社)
1. 発生する	26
2. 発生しない	179
無回答	19
合計	224

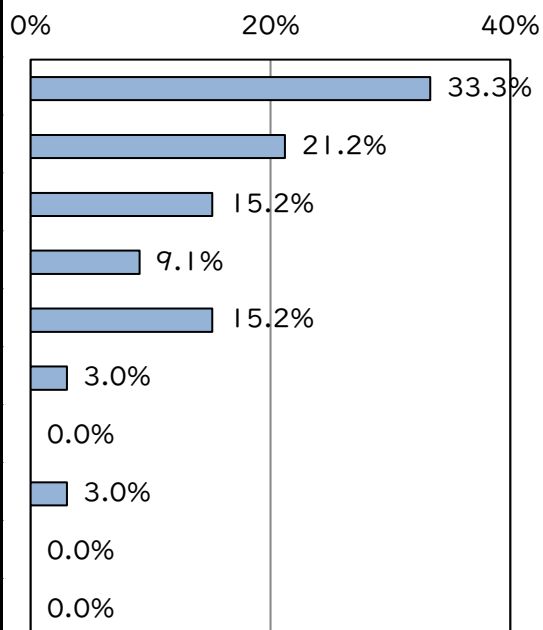


1ヶ月あたりの排出量

	件数	平均
重量(kg)	7	2.5
個数(袋)	13	1.4

処理方法

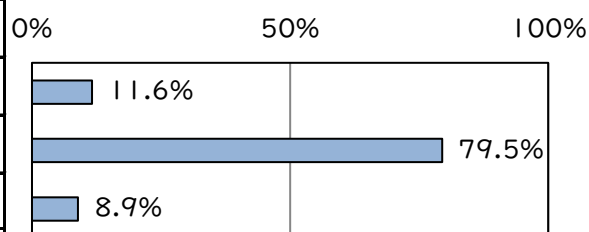
回答	回答数(社)
1. 市の集積所にごみとして出している	11
2. 市の集積所に資源物として出している	7
3. ごみの収集運搬業者(許可業者)にごみとして出している	5
4. ごみの収集運搬業者(許可業者)に資源物として出している	3
5. 市の処理施設に直接搬入している	5
6. 入居している建物の管理者に任せている	1
7. 産業廃棄物として処理している	0
8. その他	1
無効	0
無回答	0



※回答数(社)は、「1.発生する」と回答している方の複数回答によるものである。

### 10.廃食油 発生の有無

回答	回答数(社)
1. 発生する	26
2. 発生しない	178
無回答	20
合計	224

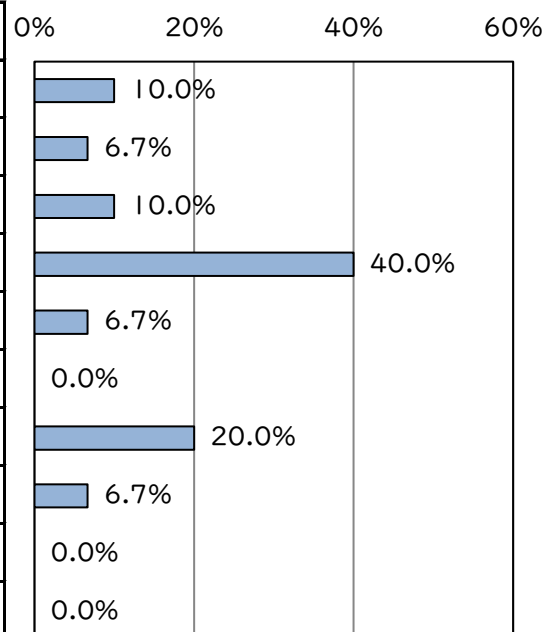


### 1ヶ月あたりの排出量

	件数	平均
重量(kg)	13	29.5
個数(袋)	7	1.2

### 処理方法

回答	回答数(社)
1. 市の集積所にごみとして出している	3
2. 市の集積所に資源物として出している	2
3. ごみの収集運搬業者(許可業者)にごみとして出している	3
4. ごみの収集運搬業者(許可業者)に資源物として出している	12
5. 市の処理施設に直接搬入している	2
6. 入居している建物の管理者に任せている	0
7. 産業廃棄物として処理している	6
8. その他	2
無効	0
無回答	0

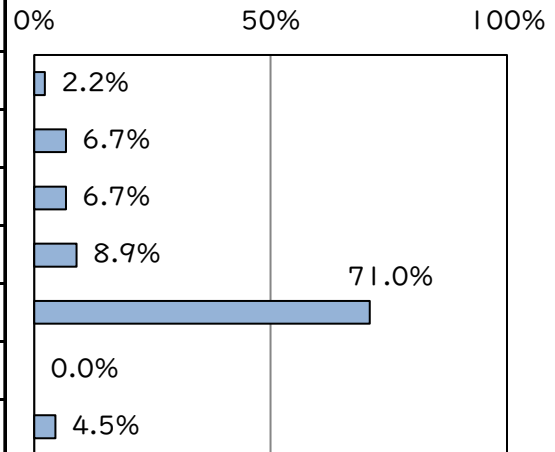


※回答数(社)は、「1.発生する」と回答している方の複数回答によるものである。

問17) 市の処理施設(清掃センター、リサイクルセンター)への直接搬入の利用頻度をお聞きます。

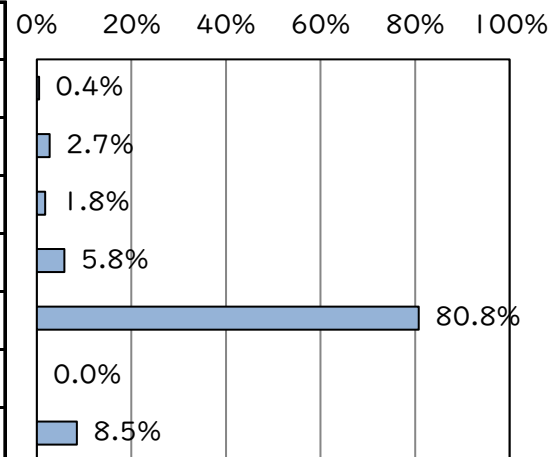
1.可燃ごみ

回答	回答数(社)
1. 週に3回以上	5
2. 週に1回くらい	15
3. 月に2回くらい	15
4. 年に2~3回くらい	20
5. 利用はない	159
無効	0
無回答	10
合計	224



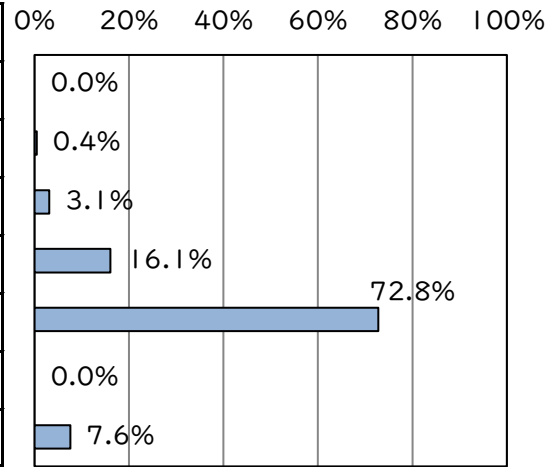
2.軟質プラスチック類

回答	回答数(社)
1. 週に3回以上	1
2. 週に1回くらい	6
3. 月に2回くらい	4
4. 年に2~3回くらい	13
5. 利用はない	181
無効	0
無回答	19
合計	224



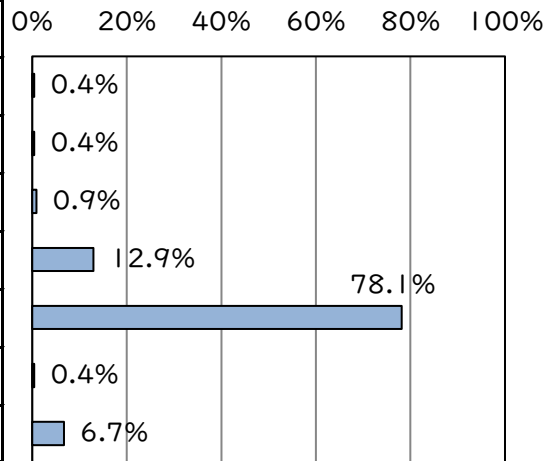
### 3.不燃ごみ

回答	回答数(社)
1. 週に3回以上	0
2. 週に1回くらい	1
3. 月に2回くらい	7
4. 年に2~3回くらい	36
5. 利用はない	163
無効	0
無回答	17
合計	224



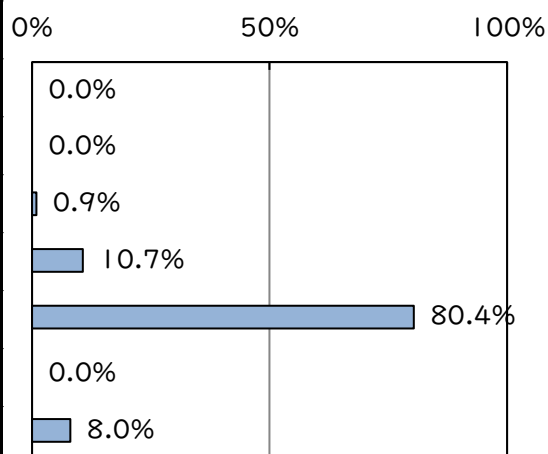
### 4.粗大ごみ

回答	回答数(社)
1. 週に3回以上	1
2. 週に1回くらい	1
3. 月に2回くらい	2
4. 年に2~3回くらい	29
5. 利用はない	175
無効	1
無回答	15
合計	224



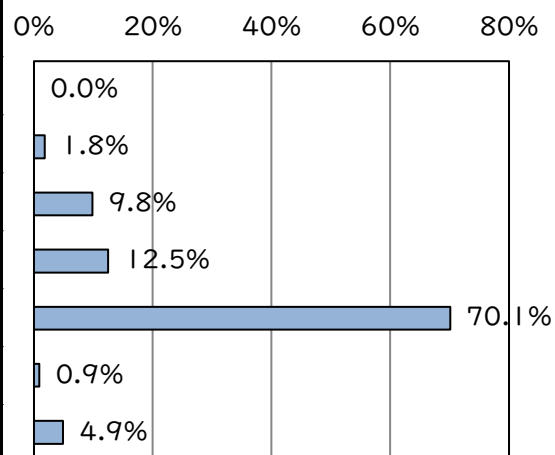
### 5.有害ごみ

回答	回答数(社)
1. 週に3回以上	0
2. 週に1回くらい	0
3. 月に2回くらい	2
4. 年に2~3回くらい	24
5. 利用はない	180
無効	0
無回答	18
合計	224



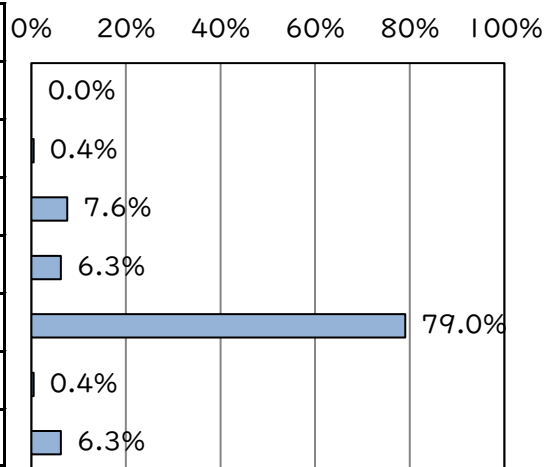
### 6.古紙類

回答	回答数(社)
1. 週に3回以上	0
2. 週に1回くらい	4
3. 月に2回くらい	22
4. 年に2~3回くらい	28
5. 利用はない	157
無効	2
無回答	11
合計	224



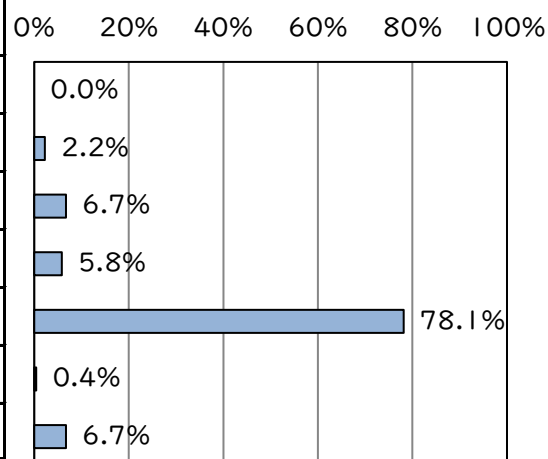
### 7.びん・缶類

回答	回答数(社)
1. 週に3回以上	0
2. 週に1回くらい	1
3. 月に2回くらい	17
4. 年に2~3回くらい	14
5. 利用はない	177
無効	1
無回答	14
合計	224



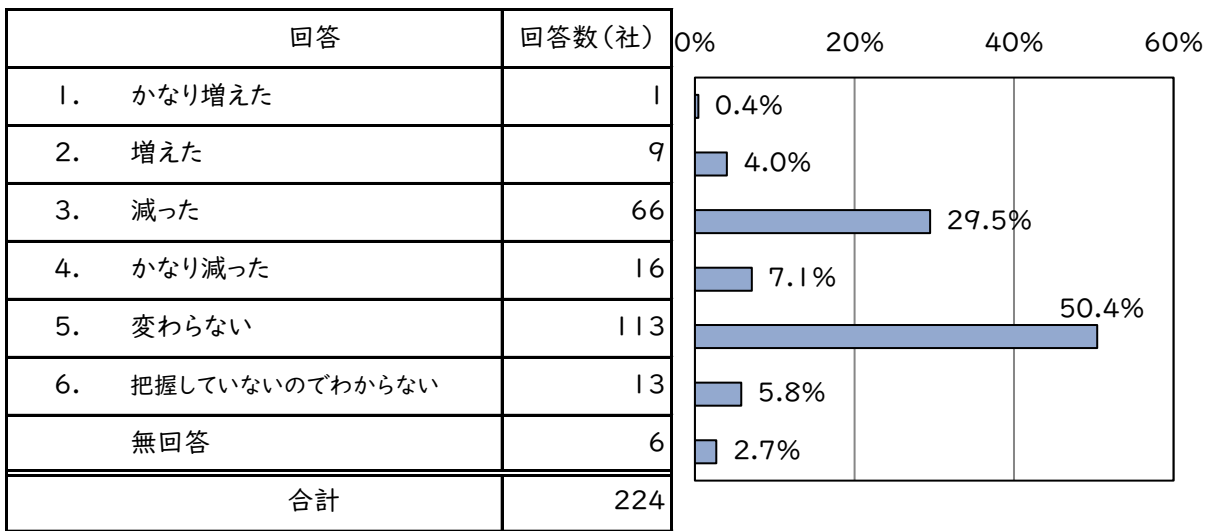
### 8.ペットボトル、白色トレイ

回答	回答数(社)
1. 週に3回以上	0
2. 週に1回くらい	5
3. 月に2回くらい	15
4. 年に2~3回くらい	13
5. 利用はない	175
無効	1
無回答	15
合計	224



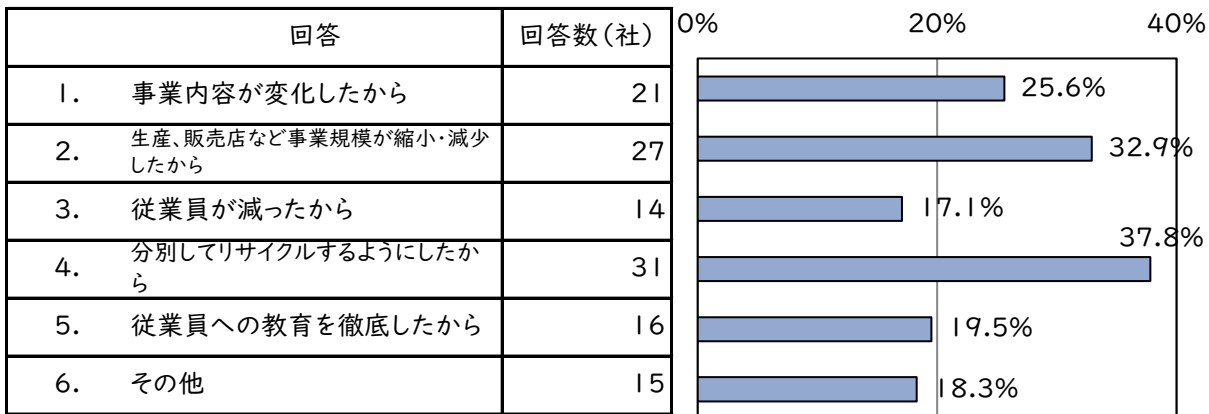


問18) 貴事業所では、この2~3年の間に事業系ごみの排出量は増えましたか、減りましたか?



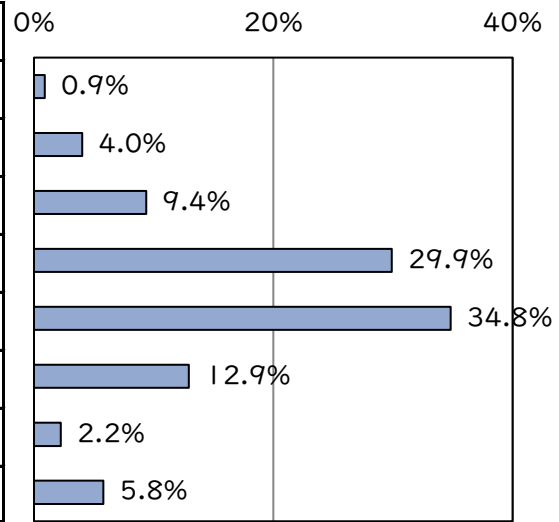
問19) 問18で3か4のいずれかを選択された方へ質問します。  
ごみの排出量が減った理由はなんですか?(複数回答)

問18で3か4のいずれかを選択された82社の割合



問20) 貴事業所が現在排出している事業系ごみの量は、今後どの程度まで減らすことが可能だと考えますか？

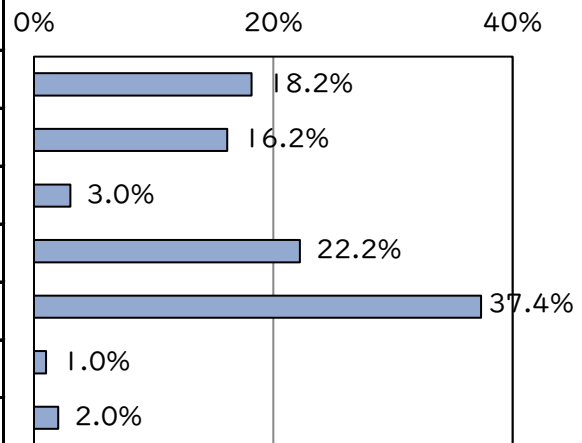
回答	回答数(社)
1. 半分以上減らせる	2
2. 3割程度は減らせる	9
3. 1割程度は減らせる	21
4. 若干は減らせる	67
5. 現在、十分減らしており、これ以上減らせる余地はない	78
6. 減らせる余地はあるが、現状を変えることができないので減らせない	29
7. その他	5
無回答	13
合計	224



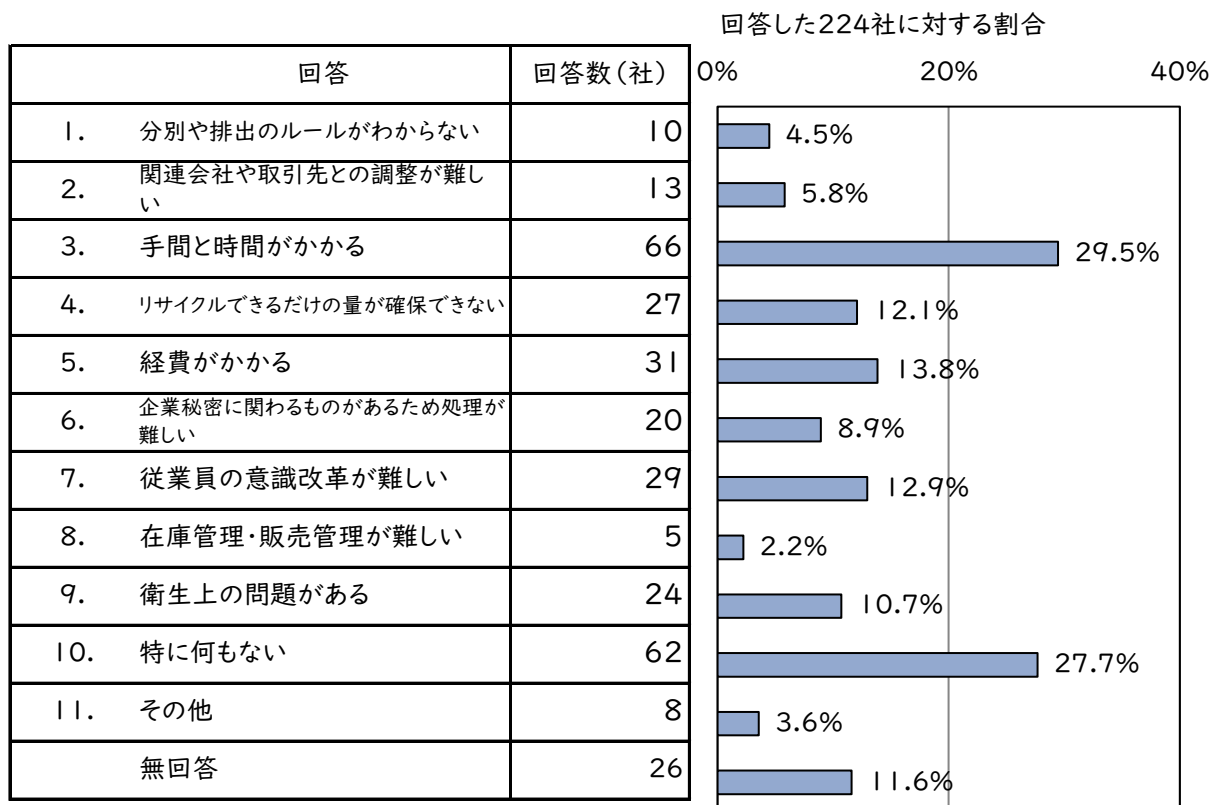
問21) 問20で1,2,3,4のいずれかを選択された方にお聞きします。  
減らせる見込みがあるのに、現状では減らせていない理由をお答えください。

回答	回答数(社)
1. ごみの減量やリサイクルに回す経費がないから	18
2. 管理者を選任していないなど組織体制に問題があるから	16
3. ごみの減量やリサイクルをしても企業のイメージアップにつながらないから	3
4. ごみの減量やリサイクルに関する情報がないから	22
5. その他	37
無効	1
無回答	2

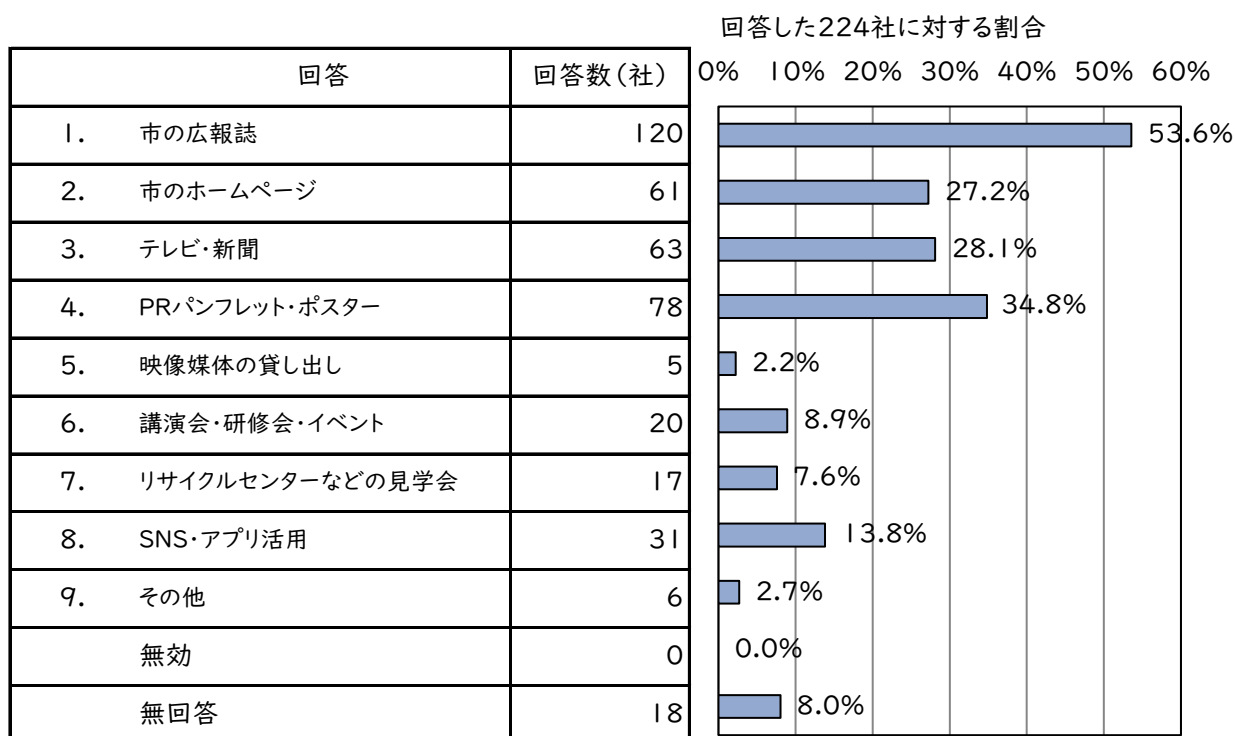
問20で1,2,3,4のいずれかを選択された99社の割合



問22) 貴事業所において、ごみの減量やリサイクルを進める上で課題となるのはどのようなことですか？(複数回答)

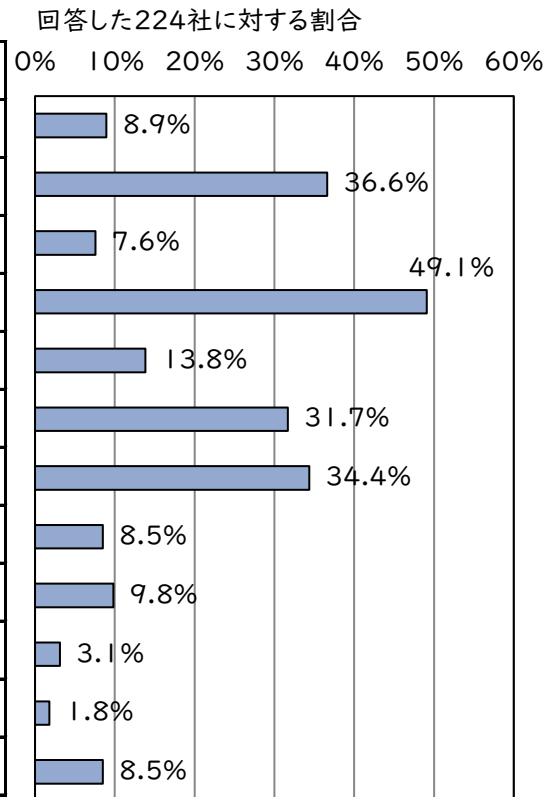


問23) ごみの減量やリサイクルに関する情報提供の方法については、何が効果的だと思いますか？(複数回答)



問24) 事業所のごみの減量やリサイクルを促進するために、市ではどのような取り組みが必要だと思われますか？(複数回答)

回答	回答数(社)
1. ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組む事業者への表彰・認定制度の創立	20
2. 他の事業所における実施事例の紹介	82
3. ごみ問題や地球環境問題に関する出前研修や講師派遣など、教育機関の充実	17
4. ごみや資源物の種類に応じたごみの減量やリサイクルに関するアドバイスや情報の提供	110
5. 分別品目を増やし、資源の有効活用を図る	31
6. 分別・リサイクルの徹底を図るための収集運搬体制の整備	71
7. 収集業者や処理業者に関する情報提供	77
8. 分別ルール等を守らない事業者に対する罰則制度の徹底	19
9. 特に必要ない	22
10. その他	7
無効	4
無回答	19



最後に、事業所でのごみ減量やリサイクルに関してのご意見がございましたらご記入ください。

自由意見
必要でないものは買わない。増やさない。
ごみ減量やリサイクルに対して、職員および清掃委託業者、収集運搬委託業者と情報を共有し、努力いたします。
リサイクル物について、少量でも事業所への定期的な回収をしていただけると、意識が高まり、リサイクルに励む企業が増えるのではと思います。
公的などところからの相談できる人が必要。相談し、分別などの為にシルバーの方等を手配してもらえると助かる。人員が少ないために、手がまわらない事業所も多いと思う。
可燃ごみの収集ありがとうございます。
いつでも無人で出せる各種投函BOX等の設置があると便利だと思います。
自社にて焼却できれば良いと思う。(書類等)
市の集積場が近くに無いため、事業所より持ち帰り自宅近くの集積所へ出している。少量の紙ごみのため。
ボタン電池の回収。
境港市清掃センターの職員さんですごく高圧的な男性がいるので持ち込むのが怖くなりました。えらそうにしているので不快でしかない。
当社ではごみの発生を最小限にしています。まずペーパーレス化が大切と考えております。
SDGsとかいうのがうさんくさすぎるので推進するのをやめてほしい。現場に負担を強いて上の方がなにかやった気になっているだけでは、レジ袋有料化などだれが得したのでしょうか。
民間のリサイクル業者と連携しては？
分別して出したものが、その通りにリサイクルされているのか疑問。
業者に依頼の場合の費用をある程度明確に提示。(搬入・収集・量による金額)業者会社名の一覧表。
手間とお金がかからない方法がわかれば積極的にやりたいと思う。他県の良い事例を参考にして体制をつくっていただきたい。
ペットボトルの集積場所が少ない。
一般ごみに関して家庭用、事業所用と袋を分ける意図がわからない。
小規模な会社なので、ごみを市の集積所に持って行き、市のごみ収集車で収集していただいております。大変助かって感謝しています。なので、ごみの減量化には気を配っています。ただ現状の仕分けが正しいか少しわからない部分もあるので、年一回くらい分別の仕方などの説明会があってもよいのではないのでしょうか。
昭和町にもリサイクルBOX(ペットボトル、白色トレイ)が欲しいです。

## 2 パブリックコメント結果

意見募集期間 2023(令和5)年1月30日~2023(令和5)年2月28日

資料公開場所 境港市清掃センター、境港市役所本庁舎、市内各公民館、境港市ホームページ

意見提出者数 9人(20件)

件数	番号	該当ページ	意見の主な内容	市の考え方・対応	計画修正の有・無
1	1	-	市は、「ごみ置場(可燃物を外す)から後始末まで、一括責任を持つべき」である。 夜間照明、監視カメラ設置とその管理全て市で行うとよい。	ごみ集積所につきましては、自治会の皆様に管理をお願いしているところですが、不法投棄等の問題で大変苦慮されていることは承知しており、このような問題には個別で対応を図っております。 集積所の整備に関しては、費用の補助や監視カメラの貸出しを行っており、令和5年度からは監視カメラを自治会が設置する場合にも補助対象としたところです。 今後も引き続き、自治会の皆様の協力が不可欠ではありますが、市としても可能な限り対応に努めてまいります。	無
2	2	-	他市町村に比べ、境港市は分別等優秀です。この点をもっと発信し、更なる減量化を図られるよう頑張ってもらいたい。	ごみ減量化と分別に対する意識などについて、より一層の啓発に努めてまいります。	無
3	3	-	不燃ごみ(プラ、金属)が多いので有効利用してはいかがか。 生ごみの堆肥化推進、古紙のリサイクル、ペーパーレス化、食品ロス削減、分別徹底等、努めていきます。	ごみ減量化と分別に対する意識などについて、より一層の啓発に努め、資源の有効活用にも引き続き取り組んでまいります。	無
4	4	-	ごみ減量化や分別徹底の説明会や出前講座を年2回の頻度で実施されたい。	市では、これまでも要望に応じて自治会や各種団体に対する出前講座を行っておりますが、今後も引き続き、出前講座の充実にも努めてまいります。	無
	5	-	排出量削減について、年度ごとに効果確認をされたい。	本計画では、ごみの排出削減目標を設定し、毎年度排出量の確認を行い、評価を行ってまいります。	無
	6	-	削減量の実績について、重量のみでなく処理費用を公表すると現実味がある。	処理費用につきましては、本計画に市民1人あたりのごみ処理経費を掲載したところですが、今後、ホームページなどによる広報も検討してまいります。	無
	7	-	現状では処理費用はいくらかかっているのか。排出量削減でいくらコストダウン出来たかが問題。	現状の処理経費につきましては、本計画に掲載したとおり、令和3年度の市民1人あたりのごみ処理経費は約1万7千円となっており、近年横ばい傾向です。引き続き、計画に基づいて減量化等に取り組み、コストダウンに努めてまいります。	無
5	8	P2-2	標題が「気候」となっているが、内容が近年の気象データであり、表現として不適。	「気候」として、平年値(30年間の平均値)のグラフを追記します。	有
6	9	-	「ゼロカーボンシティ宣言」を行った境港市にふさわしい目標になっていないと思う。目標を引き上げ、示されている重点取り組みをを市民・全事業者に呼びかけ取り組むよう再検討を願う。	本計画のごみ排出削減目標につきましては、令和14年度を目標とするごみ処理の広域化に向け、鳥取県西部広域行政管理組合が定めた目標値を勘案し、その目標値からさらに削減するよう設定したところです。 目標の引き上げにつきましては、今後、重点取り組みを集中的に実施していく中で、目標値の達成状況を定期的に確認し、必要な場合は見直しを検討してまいりたいと考えております。	無

件数	番号	該当ページ	意見の主な内容	市の考え方・対応	計画修正の有・無
7	10	-	目標達成に向けた取り組み、基本方針、施策が市民に伝わっていない。 自治会などへ積極的に働きかけて情報を伝えるようにしていただきたい。	目標達成に向け、ごみ減量化と分別に対する意識などについて、より一層の啓発に努めていくとともに、廃棄物減量等推進員を通じて自治会へも積極的に情報提供を行ってまいります。	無
8	11	P1-4	計画の対象廃棄物のうち、処理・処分が困難な物は対象外とするとなっているが、これでは不法投棄への対応ができない。	不法投棄された行政で処理・処分が困難な廃棄物については、計画の対象外ですが、可能な範囲で個別に対応を行っているところです。	無
	12	P2-10 ~14	「カーボンゼロシティをめざして」「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現に向けた変革を検討し、その将来像をみつけだしてほしい。	本市では、2021年2月に「ゼロカーボンシティ」の宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする都市を目指しているところです。また、本計画の各施策は、SDGsの目標と関連づけています。本計画の推進にあたり、取り組みの状況等を定期的にチェック・評価していくことで、より良い将来像に向かっていきたいと考えております。	無
	13	P3-16	目標達成への取り組み手法が不十分。皆で簡単に出来て効果があるものを引き続き、検討してほしい。	本計画において位置付けた「目標達成に向けた重点的な取り組み」を進める中で、さらに効果的な施策についても引き続き、研究・検討を行ってまいります。	無
	14	P3-31	コンポストの普及促進について、効果が疑問。	コンポストの普及促進につきましては、生ごみ減量化の一つの手段として、新たに取り組んでまいりたいと考えております。効果については、定期的な検証を行ってまいります。	無
	15	P3-36	「境港海藻米」が、食品ロスの削減につながるか疑問。	「境港海藻米」に関しましては、田植え体験や中海の海藻を肥料に使用するなど、食の循環を意識した取り組みであり、これらを学習して頂くことにより、食品ロスの削減につながっていくことを期待しているところです。	無
	16	P3-39	「処理手数料について、他市町村とのバランスを勘案し、見直しを含めた検討を行う。」ではなく、「他市町村と相互に連携をして必要な財源の確保と、大幅な価格の見直しを含めた検証を行う。」とすべき。	処理手数料の見直しにつきましては、市民生活に直接関わることから、今後、慎重に検討していく必要があり、本計画では、案の表現にさせていただきますと考えております。	無
9	17	-	可燃ごみが増えているように感じる、特にトレーや包装パッケージが増えている。	可燃ごみの焼却量につきましては、軟質プラスチック類等の資源化物の分別を推進してきたことから、年々減少しております。しかしながら、依然として可燃ごみの中には、資源化可能なごみが約3割含まれておりますので、引き続き、分別の徹底を呼び掛けてまいります。	無
	18	P3-29	廃品回収補助金事業は継続してもらいたい。	本計画には、廃品回収の奨励制度を位置付けており、引き続き、廃品回収に対して支援を行ってまいります。	無
	19	P2-8	ペットボトル回収について、米子市のような定期収集を望む。	本市では、市民の利便性の観点から、公民館、各地区の会館、小中学校等、59箇所回収ボックスを設置し、いつでもペットボトルを排出していただける体制としているところです。 現在のところ、定期収集の実施は考えておりません。	無
	20	P3-34	ごみ削減への意識向上のために自治会長や住民向けの説明会を望む。	市では、これまでも要望に応じて自治会や各種団体に対する出前講座を行っておりますが、今後も引き続き、出前講座の充実に努めてまいります。	無

### 3 関連条例・規則

---

#### ○境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

平成5年7月7日条例第20号

境港市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年境港市条例第8号)の全部を改正する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づき、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって住民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

##### (用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物とは、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物とは、事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用とは、活用しなければ不要となる物、又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

#### 第2章 地域環境の清潔保持

##### (清潔の保持)

第3条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者」という。)は、土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

##### (公共の場所の管理者責務)

第4条 前条第2項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。

##### (空き地の管理)

第5条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように除草するなど、清潔を保つ等適正な管理に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理するよう努めなければならない。



### 第3章 市の基本的責務等

#### (市の責務)

第6条 市は、あらゆる施策を通じて、一般廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により一般廃棄物の減量化を推進するとともに、一般廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その効率的な運営をしなければならない。

3 市は、第1項の責務を果すため、一般廃棄物の適正な処理及び減量に関する住民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

4 市は、再利用等による一般廃棄物の減量に関する住民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

#### (指導又は助言)

第7条 市長は、一般廃棄物の適正な処理及び再利用の推進に関し、必要と認めるときは住民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

#### (廃棄物減量等推進審議会)

第8条 法第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項、その他市長が必要と認める事項を審議するため、境港市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ審議し、市長に答申する。

3 審議会は、委員15名以内をもって構成する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 識見を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 市の職員

5 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (廃棄物減量等推進員)

第9条 市長は、一般廃棄物の適正な処理及び減量等に熱意と識見を有する者のうちから、必要に応じて廃棄物減量等推進員を委嘱する。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の適正な処理及び減量のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

3 前2項に定めるもののほか、廃棄物減量等推進員について必要な事項は、規則で定める。

#### (他の地方公共団体との協力等)

第10条 市は、一般廃棄物の適正な処理及び減量に関する事業の実施に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体と相互に協力し、又は調整を図らなければならない。

### 第4章 事業者の責務

#### (事業者の責務)

第11条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業者は、その事業系廃棄物を単独に又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正にこれを処理しなければならない。
- 3 事業者は、一般廃棄物の適正な処理及び減量の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

## 第5章 住民の責務

### (住民の責務)

- 第12条 住民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用若しくは不用品の活用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 2 住民は、一般廃棄物の適正な処理及び減量の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

## 第6章 廃棄物の減量及び再利用等の義務

### (市の減量)

- 第13条 市は、一般廃棄物の分別収集及び処理施設での資源の回収等を行うことにより、減量に努めなければならない。

### (事業者の減量)

- 第14条 事業者は、一般廃棄物の減量及び資源の有効利用を図るため、市が定める資源ごみの分別の徹底を図ること等再利用を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (廃棄物の排出抑制)

- 第15条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずること等により、その包装、容器等の再利用の促進に努めなければならない。
- 3 事業者は、住民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、住民がその包装、容器等を不用とし、返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

### (住民の減量)

- 第16条 住民は、市が定める分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力することにより、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

- 2 住民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、一般廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した選択を行うよう努めなければならない。

### (施設の利用)

- 第17条 市は、再利用等に関する住民の自主的な活動を支援するため、再利用の対象となる物の保管等に利用する場所として、事業に支障が生じない範囲内において、市の管理する施設等を住民の利用に供することができる。

## 第7章 一般廃棄物の処理等

### (一般廃棄物処理計画)

第18条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画を定めこれを告示するものとする。

### (一般廃棄物の排出方法)

第19条 占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物で自ら処分できない場合については、規則で定める基準に従い分別し、所定の日時に所定の集積場所（占有者が一般廃棄物を排出するために市が自治会（集合住宅にあっては管理者）と協議して定める場所をいう。以下同じ。）に排出しなければならない。

- 2 占有者は、一般廃棄物が飛散し、流出し及びその悪臭が発生しないようにするとともに、所定の集積場所を常に清潔にしておかなければならない。
- 3 占有者は、別表第1の種別の欄に掲げる一般廃棄物を排出する際には、同表指定袋等の種類の欄に規定する指定袋又は収集券（以下「指定袋等」という。）を用いて排出しなければならない。ただし、収集券は、指定袋に入らないものを排出する場合に限るものとする。
- 4 占有者は、パーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。以下同じ。）を家庭廃棄物として処理しようとする場合においては、指定再資源化事業者等（指定再資源化事業者及びこれらのものが設立した社団、組合、その他これに類する団体をいう。以下同じ。）によるパーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化が確実に実施されるよう、指定再資源化事業者等に適切に引渡さなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

### (持出禁止物)

第20条 占有者は、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる一般廃棄物を所定の集積場所に持ち出してはならない。

- (1) 有害性のもの
  - (2) 危険性のあるもの
  - (3) 引火性のあるもの
  - (4) 著しく悪臭を発するもの
  - (5) 特別管理一般廃棄物に指定されているもの
  - (6) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「再商品化法」という。）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物（以下同じ。）
  - (7) 粗大ごみ
  - (8) パーソナルコンピュータ
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理機能に支障が生ずるもの
- 2 占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市の指示に従わなければならない。

### (一般廃棄物の収集又は運搬の禁止等)

第20条の2 市及び一般廃棄物の収集又は運搬について市から委託された者（次項において「市等」という。）以外の者は、第19条第1項の規定により排出された一般廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市等以外の者が前項の規定に違反して、一般廃棄物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(家庭廃棄物の処理)

第21条 市は、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。ただし、規則で定める一時的な多量の家庭廃棄物については、占有者が当該家庭廃棄物の種別に応じて境港市清掃センター又は境港市リサイクルセンターに自ら搬入するよう努めなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第22条 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に収集させ、運搬させ、若しくは処分させなければならない。ただし、市は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物(粗大ごみを除く。)の収集、運搬を行うものとする。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、法第6条の2第2項及び第3項に規定する収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

(事業者の計画作成)

第23条 市は、多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬方法その他必要な事項を指示することができる。

(事業者の中間処理)

第24条 事業者は、その事業系一般廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、脱水等の処理を行うことによりその減量を図らなければならない。

(動物の死体)

第25条 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分ができないときは、遅滞なく市に届け出て、その指示に従わなければならない。

(改善勧告等)

第26条 市は、占有者が第19条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(収集及び受入拒否)

第27条 市は、占有者が前条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、収集及び受入を拒否することができる。

## 第8章 廃棄物処理手数料

(廃棄物処理手数料)

第28条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、次の各号に掲げる手数料を徴収するものとし、その額は、当該各号に定める。

(1) 一般廃棄物(次に該当するものを除く。)を境港市清掃センター又は境港市リサイクルセンターに自ら搬入した場合の処理手数料の額は、別表第2に定めるとおりとする。

ア 第4号イに該当するもの

イ 資源ごみ(規則に定める資源ごみをいう。)

ウ 使用済小型電子機器等(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成2

4年法律第57号)第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等をいう。)

(2) 家庭廃棄物のうち、粗大ごみを収集運搬した場合の処理手数料については、前号の処理手数料に1,047円を加えた額とする。

(3) 特定家庭用機器廃棄物(再商品化法第9条に掲げる引取義務を有する小売業者に引き取らせることができないと認められるものであり、かつ同法第20条の規定により公表された再商品化等に必要な料金を完納したのもののみ引き取ることができるものとする。)の処理手数料(境港市リサイクルセンターに自ら搬入したときも同額とする。)は、次に掲げるもの1点につき3,142円とする。

ア ユニット形エアコンディショナー

イ テレビジョン受信機のうちブラウン管式のもの、液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)及びプラズマ式のもの

ウ 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫

エ 電気洗濯機及び衣類乾燥機

(4) 次に掲げる一般廃棄物の処理手数料は、別表第1の指定袋等の種類の欄に掲げる区分に応じ、同表の処理手数料の欄に掲げる額とする。

ア 指定袋等を用いて、第19条第1項の規定により排出する一般廃棄物

イ 第19条第1項の規定により排出する場合と同様に分別し、指定袋等を用いて境港市清掃センターに自ら搬入した一般廃棄物(指定袋等を用いて排出することとされている一般廃棄物のうち家庭廃棄物に限る。)

2 前項各号の手数は、即納しなければならない。ただし、市長の認めたものについては、この限りでない。

(手数料の減免)

第29条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数は減免することができる。

## 第9章 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物処理業の許可)

第30条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとするものは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 一般廃棄物の処分を業として行おうとするものは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

(一般廃棄物処理業の変更の許可)

第31条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)又は同条第2項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(処理基準)

第32条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、法第6条の2第2項及び第3項に

規定する基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

(遵守義務)

第33条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証を事務所等の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。

(許可証の再交付)

第34条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可申請手数料)

第35条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 1万円
- (2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 1万円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 1万円
- (4) 一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとする者 1万円
- (5) 一般廃棄物収集運搬業の更新の許可を受けようとする者 1万円
- (6) 一般廃棄物処分業の更新の許可を受けようとする者 1万円
- (7) 許可証の再交付を受けようとする者 5,000円

## 第10章 浄化槽清掃業

(浄化槽清掃業の許可)

第36条 浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、抜き取った汚泥の処分方法について、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の許可を受けようとする者は、料金表を定め、市長に届けなければならない。また、許可を受けた者が、これを変更したときも同様とする。
- 4 市長は、第1項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

(許可証の再交付)

第37条 浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可申請手数料)

第38条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

- (1) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 1万円
- (2) 浄化槽清掃業の更新の許可を受けようとする者 1万円
- (3) 許可証の再交付を受けようとする者 5,000円

(準用)

第39条 第33条の規定は、浄化槽清掃業について準用する。

## 第11章 雑則

### (報告の徴収)

第40条 市長は、法第18条の規定に基づき、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

### (立入調査)

第41条 市長は、法第19条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、一般廃棄物の処理及び減量に関し、必要な帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (清掃指導員の設置)

第42条 市長は、前条の立入調査、一般廃棄物の適正な処理及び減量に関する指導の職務を担当させるため、清掃指導員を置くことができる。

### (委任)

第43条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### (罰則)

第44条 第20条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

## 附 則 省略

○境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則

平成5年7月7日規則第15号

境港市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年境港市規則第10号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成5年境港市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（境港市廃棄物減量等推進審議会）

第2条 条例第8条の規定により設置する境港市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）には、会長1名、副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 審議会の会議は、次に掲げるとおりとする。

（1）会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

（2）会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

（3）会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、識見を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 審議会に、幹事を置く。

（1）幹事は、市長が市職員のうちから若干名を任命する。

（2）幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

（3）幹事は、審議会の会議に出席し、意見を述べることができる。

7 審議会の庶務は、境港市環境衛生課において処理する。

（境港市廃棄物減量等推進員）

第3条 条例第9条の規定による境港市廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）の協力活動は、主として次に掲げる地域活動とする。

（1）地域住民に対する意識を高めること。

（2）地域住民に第5条による分別排出の指導をすること。

（3）その他前2号に付随すること。

2 推進員は、55人以内で、その構成については別表第1のとおりとし、任期は2年とする。

3 市は、推進員の円滑な協力活動が行われるよう次に掲げることを行う。

（1）研修会の開催

（2）推進員会議の開催

（3）その他協力活動に必要なこと。

4 市は、推進員に予算で定める範囲内で協力報償金を支給する。

（一般廃棄物処理計画）

第4条 条例第18条による市長が定める一般廃棄物処理計画は、次に掲げるものとする。



(1) 一般廃棄物処理基本計画は、処理に関する長期的な基本事項を定める。

(2) 一般廃棄物処理実施計画は、毎年度の処理を実施する事項を定める。

(一般廃棄物の排出方法)

第5条 条例第19条第1項の占有者が、分別して排出しなければならない基準は、別表第2のとおりとする。

(指定袋)

第5条の2 条例第19条第3項に規定する指定袋(以下「指定袋」という。)の規格は、別表第3のとおりとする。

(収集券)

第5条の3 条例第19条第3項に規定する収集券(以下「収集券」という。)の様式は、様式第24号のとおりとする。

(中止命令書等)

第5条の4 条例第20条の2第2項の命令は、中止命令書(様式第25号)の交付により行うものとする。

2 前項の中止命令書の交付を受けた者は、署名、捺印の上、誓約書(様式第26号)を提出しなければならない。

(多量の家庭廃棄物)

第6条 条例第21条のただし書で定める一時的な多量の家庭廃棄物は、引っ越し、庭木の刈り込み、大掃除等による臨時的又は一時的に多量に発生するもので、1回の排出量30キログラム以上とする。

(多量の事業系一般廃棄物)

第7条 条例第23条の多量の事業系一般廃棄物とは、1日又は1回の排出量が30キログラム以上とする。

(手数料の減免)

第8条 条例第29条に規定するその他特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 清掃のボランティア活動によって収集された可燃性の一般廃棄物を排出するとき。

(2) 次に掲げる世帯が、処理手数料を伴う可燃性の一般廃棄物を排出するとき。

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づき保護(居宅において行うものに限る。)を受けている世帯

イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定に基づき特別児童扶養手当等の支給を受けている者のいる世帯

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定に基づき地域生活支援事業によるストマ用装具又は紙おむつ等の給付を受けている障害者(児)のいる世帯

エ 境港市在宅ねたきり老人等おむつ代助成事業実施要綱(平成6年9月1日施行)の規定に基づきおむつ利用券の交付を受けている者のいる世帯

オ 満2歳に満たない乳幼児(平成23年4月1日以後に生まれた者に限る。)を扶養するため紙おむつを常用する世帯

(3) その他市長が必要と認めたとき。

2 手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減免申請書(様式第1号)を市長に提出

しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請があったときは、適否を決定し、廃棄物処理手数料減免通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。ただし、第1項第1号及び第2号に規定する処理手数料の減免の場合は、指定袋の交付をもってこれに替えることができる。
- 4 手数料の減免の額は、その都度市長が定める。この場合において、第1項第2号の処理手数料の減免の額は、別表第4に規定する指定袋の交付枚数に相当する額を限度とする。

（処理手数料の算定）

第8条の2 条例第28条第1項第1号の処理手数料は、当該施設の計量器により認定した搬入量に基づき算定し、同項第2号の処理手数料については、専用計量器により認定した量に基づき算定する。

（手数料の徴収に係る出納員の事務）

第8条の3 処理手数料を徴収したときは、条例第28条第1項第1号に係るものについては計量明細書兼領収書（様式第18号）を、同項第2号及び第3号に係るものについては、領収書（様式第19号）を納付者に交付するものとする。

（後納の許可）

第8条の4 条例第28条第2項ただし書きに基づき、廃棄物処理手数料を後納しようとする者は、市長の許可（以下「後納の許可」という。）を受けなければならない。

- 2 前項の後納の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料後納許可申請書（様式第20号）により、市長に申請しなければならない。ただし、後納の許可を受けることができる者は、一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者、国若しくは地方公共団体の機関、指定管理者又は公共的団体で、市長が特別の事情があると認めるものとする。
- 3 市長は、後納の許可をしたときは、その有効期間を付し、一般廃棄物処理手数料後納許可証（様式第21号）を交付するものとする。
- 4 市長は、後納の許可を受けた者が次の各号の一に該当すると認められるときは、一般廃棄物処理手数料後納許可取り消し通知書（様式第22号）により、許可を取り消すことができる。
  - (1) 処理手数料の納付期日を守らなかったとき。
  - (2) 条例又は規則に違反したとき。
  - (3) 公益上やむを得ない必要が生じたとき。

（後納手数料の徴収）

第8条の5 市長は、前条の後納の許可を受けた者について、搬入の都度、条例第28条で定めるところにより処理手数料を算定し、算定した額を各月で取りまとめ、廃棄物を搬入した月の翌月の10日までに、一般廃棄物処理手数料請求書（様式第23号）により請求を行い、末日までに徴収する。

（処理手数料の徴収）

第8条の6 条例第28条第1項第4号に規定する処理手数料は、指定袋及び収集券（以下「指定袋等」という。）の交付の際に徴収するものとする。

(指定袋等の交付)

第8条の7 指定袋等の交付方法は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

指定袋等の種類	交付方法
指定袋	20 枚1組
収集券	10 枚1組

(交付事務の委託)

第8条の8 市長は、前2条に規定する処理手数料の徴収及び指定袋等の交付事務を他に委託することができる。

2 市長は、前項の委託をしたときは、前項の事務を委託した者の名称及び所在地を告示するものとする。

(一般廃棄物収集運搬業の許可)

第9条 条例第30条第1項で定める一般廃棄物の収集、運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 市長は、収集運搬業を許可したときは、条例第30条第3項により一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第4号)及び従業員証(様式第5号)を交付し、あわせて許可条件を付することができる。

3 前項の許可の期間は、許可した日から2年以内とする。

4 前項の許可の期間を過ぎ、引き続き営業しようとする者は、その期間満了の日の30日前までに第1項の手続きを取らなければならない。

(一般廃棄物処分業の許可)

第10条 条例第30条第2項で定める一般廃棄物の処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書(様式第6号)を提出しなければならない。

2 市長は、処分業を許可したときは、条例第30条第3項により一般廃棄物処分業許可証(様式第7号)及び従業員証を交付し、あわせて許可条件を付することができる。

3 前項の許可の期間は、許可した日から2年以内とする。

4 前項の許可の期間を過ぎ、引き続き営業しようとする者は、その期間満了の日の30日前までに第1項の手続きを取らなければならない。

(一般廃棄物処理業許可申請書の添付書類)

第11条 一般廃棄物処理業許可申請者は、次に掲げる書類を前2条の申請書に添付しなければならない。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第5項第4号イからへまでのいずれにも該当しない旨を記載した誓約書(様式第7号の2)

(2) 一般廃棄物処理業許可申請者が法人である場合は、法人経歴書(様式第8号)、一般廃棄物処理業許可申請者が個人である場合は、略歴書(様式第9号)

(3) 一般廃棄物処理業許可申請者が法人である場合は、その法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書、一般廃棄物処理業許可申請者が個人である場合は、その住民票抄本

(4) 一般廃棄物処理業許可申請者(許可申請者が法人である場合は、その役員を含む。)の身分証明書

(5) 従業者一覧表(様式第10号)

(6) 営業所の付近の見取り図

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(一般廃棄物処理業の変更の許可)

第12条 条例第31条で定める一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者が、事業の範囲を変更しようとするときは、一般廃棄物処理業変更許可申請書(様式第11号)を提出しなければならない。

2 市長は、許可変更申請書により許可したときは、一般廃棄物処理業変更許可証(様式第12号)を交付する。

3 前項の許可の期間は、変更前の許可証の期間とする。

(一般廃棄物処理業許可証の再交付)

第13条 条例第34条で定める一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者が、一般廃棄物処理業許可証の再交付を受けようとするときは、一般廃棄物処理業再交付許可申請書(様式第13号)を提出し、再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物処理業許可証の返納)

第14条 一般廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに一般廃棄物処理業許可証(第3号に該当する場合にあっては、亡失した一般廃棄物処理業許可証)を市長に返納しなければならない。

(1) 許可期限が満了したとき。

(2) 廃業したとき。

(3) 亡失により一般廃棄物処理業許可証の再交付を受けた場合で、亡失した該当許可証を発見したとき。

(4) 法第7条の4第1項の規定により許可を取り消されたとき。

(浄化槽清掃業の許可)

第15条 条例第36条第1項で定める浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第14号)を提出しなければならない。

2 市長は、浄化槽清掃業を許可したときは、条例第36条第4項により、浄化槽清掃業許可証(様式第15号)及び従業員証を交付し、あわせて許可条件を付することができる。

3 前項の許可の期間は、許可した日から2年以内とする。

4 前項の許可の期間を過ぎ、引き続き営業しようとする者は、その期間満了の日の30日前までに第1項の手続きを取らなければならない。

(浄化槽清掃業許可申請書の添付書類)

第16条 浄化槽清掃業許可申請者は、次に掲げる書類を前条の申請書に添付しなければならない。

(1) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第36条第2号イからニまで及びへからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した誓約書(様式第15号の2)

(2) 浄化槽の清掃に関する専門的知識等を有する者に関する書類(様式第16号)

(3) 浄化槽清掃業許可申請者が法人である場合は、その法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書、浄化槽清掃業許可申請者が個人である場合は、その住民票抄本

(4) 浄化槽清掃業許可申請者(許可申請者が法人である場合は、その役員を含む。)の身分証明書

(5) 浄化槽清掃業許可申請者が法人である場合は、法人経歴書、浄化槽清掃業許可申請者が個人である場合は、略歴書

- (6) 従業者一覧表
- (7) 営業所の付近の見取り図
- (8) 条例第36条第3項に基づく料金表
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(浄化槽清掃業許可証の再交付)

第17条 条例第37条で定める浄化槽清掃業者が、浄化槽清掃業許可証の再交付を受けようとするときは、浄化槽清掃業再交付許可申請書(様式第13号)を提出し、再交付を受けなければならない。

(浄化槽清掃業許可証の返納)

第18条 浄化槽清掃業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに、浄化槽清掃業許可証(第3号に該当する場合にあつては、亡失した浄化槽清掃業許可証)を市長に返納しなければならない。

- (1) 許可期間が満了したとき。
- (2) 廃業したとき。
- (3) 亡失により浄化槽清掃業許可証の再交付を受けた場合には、亡失した当該許可証を発見したとき。
- (4) 浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消されたとき。

(清掃指導員)

第19条 清掃指導員は、法第19条第1項に規定するもののほか、おおむね次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 条例第23条に規定する事項を指示すること。
- (2) 一般廃棄物の持ち出し及び処理に関し、住民等を指導すること。
- (3) 一般廃棄物の収集に関する苦情を処理すること。
- (4) 不法投棄の実態を調査し、悪質なものを調査すること。

2 清掃指導員は、その身分を示す証明書(様式第17号)を携帯し、関係人の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

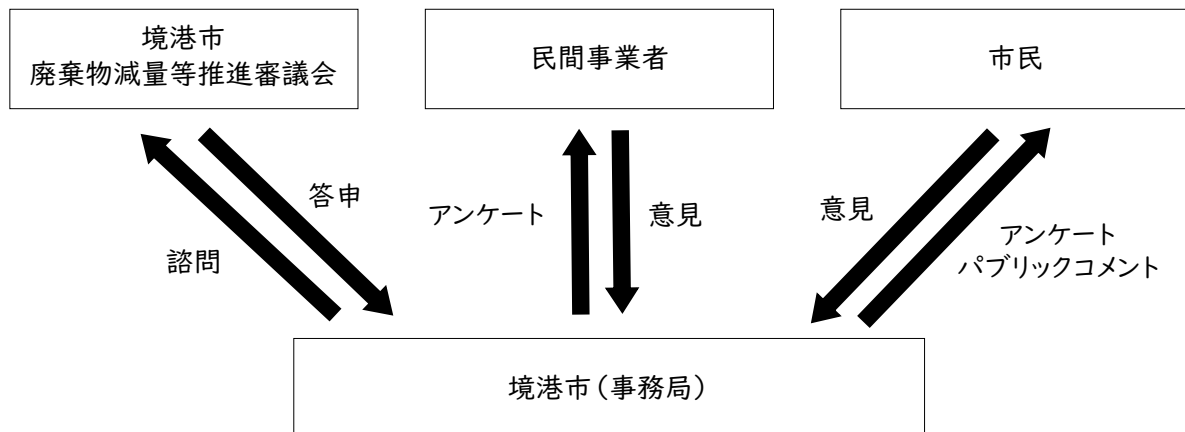
(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則 省略

## 4 計画策定の経緯

### ■計画策定の体制



### ■ごみに関する市民・事業者アンケート

境港市一般廃棄物処理基本計画改定の基礎資料とするため、市民と市内事業所に対して、ごみに関する意識や取り組みの状況についてのアンケートを実施した。

(詳細は、「1 ごみに関する市民・事業者アンケート結果」を参照)

### ■パブリックコメント

境港市一般廃棄物処理基本計画(案)について、広く市民に公表したうえで、計画改定に市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施した。

(詳細は、「2 パブリックコメント結果」を参照)

■策定経過

年・月・日	内容
令和4年 9月 7日	第1回境港市廃棄物減量等推進審議会、市長から審議会へ諮問
令和4年11月	市民・事業所アンケート
令和4年11月18日	第2回境港市廃棄物減量等推進審議会
令和4年12月20日	第3回境港市廃棄物減量等推進審議会
令和5年 1月30日	パブリックコメント(1月30日~2月28日)
令和5年 3月 2日	第4回境港市廃棄物減量等推進審議会
令和5年 3月30日	審議会から市長へ答申

■境港市廃棄物減量等推進審議会委員

(順不同、敬称略)

区分	所属	氏名	備考
1号委員 (識見を有するもの)	境港商工会議所	庄司 亨	
	境港商工会議所女性会	岡田 礼子	副会長
	境港市自治連合会	古徳 寧	
	境港市女性団体連絡協議会	有木 恵子	
	社会福祉法人境港市社会福祉協議会	松本 直樹	
	とっとり環境教育・学習アドバイザー	山本 貴之	会長
	鳥取県漁業協同組合境港支所	赤井 栄作	
	境港環境衛生事業協同組合	渡邊 昇	
	米子工業高等専門学校	伊達 勇介	
	生ごみ分別リサイクルグループ	大西 勝代	
境港市食生活改善推進員会	遠藤 恵子		
2号委員(行政機関)	鳥取県西部総合事務所環境建築局	木村 雄二	

(任期:令和4年9月7日~令和6年9月6日)

境港市一般廃棄物処理基本計画  
(ごみ処理基本計画) 【資料編】

令和5年3月策定

発行 境港市 市民生活部 環境衛生課

〒684-0041

鳥取県境港市中野町2080番地

(境港市清掃センター)

TEL 0859-42-3803

FAX 0859-44-0960